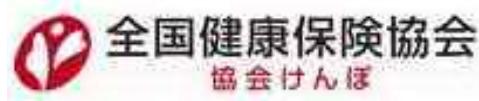


平成 30 年度事業報告書

(協会けんぽ 2018)

事業期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日



目次

加入者及び事業主の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の概要	
1. 理念	2
(1) 基本使命	2
(2) 基本コンセプト	2
2. その他	2
第2章 30年度の事業運営方針と総括	
第3章 加入者数、事業所数、医療費等の動向	
(1) 加入者数、事業所数の動向	6
(2) 医療費の動向	10
(3) 現金給付の動向	11
第4章 事業運営、活動の概況	
1. 基盤的保険者機能関係	16
(1) 現金給付の適正化の推進	16
(2) 効果的なレセプト点検の推進	19
(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	25
(4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	26
(5) サービス水準の向上	30
(6) 限度額適用認定証の利用促進	33
(7) 被扶養者資格の再確認の徹底	34
(8) オンライン資格確認の導入に向けた対応	35
(9) 的確な財政運営	37
2. 戰略的保険者機能関係	59
(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供	59
(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	60
(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	85
(4) ジェネリック医薬品の使用促進	90
(5) インセンティブ制度の本格導入	96
(6) パイロット事業を活用した好事例の全国展開	99
(7) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	104
(8) 医療データの分析等調査研究の推進	108
(9) 支部保険者機能強化予算の創設	111

3.	組織体制関係	112
(1)	人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	112
(2)	人事評価制度の適正な運用	112
(3)	OJTを中心とした人材育成	112
(4)	支部業績評価の本格実施に向けた検討	114
(5)	費用対効果を踏まえたコスト削減等	114
(6)	コンプライアンスの徹底	116
(7)	リスク管理	116
4.	協会の運営に関する重要業績評価指標（KPI）	119
(1)	協会全体の重要業績評価指標（KPI）一覧	119
(2)	支部別の重要業績評価指標（KPI）一覧	122

第5章 東日本大震災への対応 126

参考資料

・全国健康保険協会の予算・決算書類について	129
・30年度の財務諸表等	131
・合算ベースの収支状況	151
・支部別の収支状況	153
・各支部の運営状況	155
・これまでの財政状況	180
・協会けんぽの医療費の特徴について	195
・保険者機能強化アクションプラン（第4期）（2018年度～2020年度）	204
・平成30年度 全国健康保険協会事業計画及び予算（健康保険事業関係のみ抜粋）	220
・平成31年度支部保険者機能強化予算について（運営委員会資料）	229
・地方自治体、関係団体等の協定等締結 支部別一覧表	231
・都道府県の「健康増進計画」など健康づくりに関する検討会への参画状況	236
・30年度ジェネリック医薬品使用促進セミナー開催状況	238
・地域別ジェネリックカルテ（都道府県別）	250
・加入者の医療保険制度等の認知に関する調査（概要）	254
・30年度のお客様満足度調査の結果について	266
・30年度の柔道整復療養費請求部位数、日数の状況	268
・本部及び支部の所在地	269

加入者及び事業主の皆様へ

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く方とそのご家族など、約4,000万人の加入者、約220万事業所の事業主の皆様からなる日本最大の医療保険者です。私たちの役割は、地域の実情を踏まえた自主自律の運営を行い、都道府県単位で保険者機能を強化・発揮すること、そして、民間組織として業務改革を進めるとともに、サービスの質を向上させることによって、加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることです。

同時に、私たちは、一保険者を超えた被用者保険の最後の受け皿として、世界に誇る日本の国民皆保険の一翼を担い、加入者の皆様の健康を維持・増進し、病気にかかったときにはきちんと医療を受けられるよう、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っています。

こうした使命を果たすため、これまで私たちは組織・財政基盤の整備に取り組んでまいりましたが、27年5月には医療保険制度改革法が成立して財政基盤の当面の安定化が実現し、同年6月には業務・システムの刷新を行ったことにより、保険者としての活動基盤が整いました。

また、設立の本来の目的である保険者機能の強化・発揮を一層進めていくため、30年4月にはこうした保険者機能の強化・発揮に関する30年度以降の取組を進めていく上で中期的な行動計画を定めた「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」を策定しました。

今後、これらの計画を加入者及び事業主の皆様のご協力をいただきながら、着実に実施していくことにより、レセプトや現金給付の審査といった従来の基盤的な業務に加え、ジェネリック医薬品の更なる使用促進や加入者の皆様の健康維持・増進を図るための保健事業の推進、地域の医療提供体制への働きかけ等を通じた医療の質の向上など、戦略的な保険者機能をさらに発揮してまいります。

全ての加入者の皆様から、「協会けんぽの加入者で本当に良かった」と喜んでいただけるよう、全国健康保険協会の総力を結集して、様々な取組を進めてまいります。今後とも皆様からのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年7月
全国健康保険協会
理事長 安藤伸樹

第1章 全国健康保険協会の概要

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」）は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的にとり入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. その他

1. 沿革

平成20年10月1日設立認可

2. 設立根拠法

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）

3. 主務大臣（主務省所管課）

厚生労働大臣（厚生労働省保険局保険課）

4. 組織

本部と47都道府県支部から構成されています。

5. 事務所の所在地

本部及び支部の事務所の所在地は巻末の参考資料のとおりです。

6. 資本金

健康保険勘定 6,594,277,976円

船員保険勘定 465,124,590円

7. 役員の状況

役員は理事長、理事及び監事です。理事長及び監事は厚生労働大臣が任命し、理事は理事長が任命し、厚生労働大臣に届け出をしています。役員は、30年度末現在において、理事長1名、理事6名（うち非常勤1名）、監事2名（うち非常勤1名）であり、任期は3年となっています。

8. 職員の状況

30年度末現在において、常勤職員は2,107人となっています。

第2章 30年度の事業運営方針と総括

協会設立から30年度（30年10月）で10年が経過しました。協会の設立当初から最重要課題として取り組まざるを得なかった財政問題については、27年の医療保険制度改革法の成立により16.4%の国庫補助が恒久化され、当面の財政基盤の安定化が図られました。また、同年の協会の業務・システム刷新による業務の効率化・簡素化及び業務プロセスの見直しを通じて、職員の意識改革、組織改革を進めるための基盤を整備し、創造的活動を拡大するための内部環境を整えました。他方で、30年度には第7次医療計画や国民健康保険制度の都道府県化等も一斉にスタートし、協会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、わが国の高齢化の進展を見据えた社会保障費節減という観点、健康づくりに対する国民の関心の高まりも背景に、各保険者には、加入者の健康増進を図ること等がこれまで以上に期待されています。

協会は、保険者機能を発揮することにより、加入者の健康増進を図ること、加入者が良質かつ効果的な医療を享受できるようにすることが課せられた基本使命であり、協会が設立された本来の目的でもありますが、このように取り巻く環境も大きく変化し、寄せられる期待が大きくなる中において、

1. 基盤的保険者機能の確実な実施（レセプトや現金給付の審査支払等）
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮（保健事業等により、健康の維持増進を図る等）

3. 保険者機能を支える組織体制の強化（職員の人材育成による協会の組織力の強化等）
を30年度以降の事業運営方針の3つの柱として考えてきました。これらの事業運営方針を具現するためには、具体的なプランや達成度を測るための目標値の設定が重要になりますが、30年度に向けては、重要業績評価指標（Key Performance Indicator 以下「KPI」）を設定した具体的な計画を30年度以降の中長期的な行動計画である「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」や「30年度事業計画」で策定し、準備を進めてきました。

これらの事業運営方針に沿って、30年度の事業や取組の実施状況を概説します。

まず、一つ目の「基盤的保険者機能の確実な実施」についてです。

基盤的保険者機能とは、レセプトや現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供するとともに、医療費の適正化等を図ることです。また、この基盤的保険者機能を盤石なものとするため、業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、生産性の向上も目指しています。

30年度のレセプト点検に関しては、専用システムを活用し効率的な点検を実施することや点検員のスキルアップを図ること等を通じて、診療内容等査定効果額は29年度を上回るなど効果的に点検を進めることができました。また、現金給付の申請受付から振込までの期間について、10営業日を協会のサービススタンダードとしていますが、達成率は99.99%と30年度も極めて高い水準を維持できています。こうした保険者としての基本的な役割やサービスの提供は、今後も確実に果たしてまいります。

二つめの「戦略的保険者機能の一層の発揮」についてです。

戦略的保険者機能とは、事業主とも連携して加入者の健康の維持増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うことなどです。

30年度の保健事業に関しては、生活習慣病予防健診の実施率等について過去最高の水準を記録し、協会設立以降初めて目標実施率を達成することができました。こうした背景には、事業主の皆様とともに推進する「健康宣言事業」を通じた職場における環境改善や健康づくりへの働きかけ、地道な広報活動等による健康に対する意識の広がりもあると考えています。ジェネリック医薬品の使用促進に関しても「使用割合を令和2年9月までに80%以上にする」という国全体の目標の達成に向け、「ジェネリックカルテ」など、協会が独自に開発した各種ツールで地域別の課題等を分析しながら戦略的に使用割合を高め、30年度においても設定した目標を大きく上回ることができました。こうした取組の推進に加えて、医療や介護の各種計画の策定等に関しても、各種協議に参画して議論を行い、その発言のエビデンスや保険者としての知見強化として、医療データの分析など各種研究も積極的に進めています。国内最大の保険者である協会は、「協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）」のビッグデータを保健事業の推進やジェネリック医薬品の使用促進等に活かせることが強みですが、協会の保険者機能は着実に強化されてきました。

三つ目の「保険者機能を支える組織体制の強化」についてです。

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能を支える力の源泉となるのは「人」であり、協会にとって人材育成は極めて重要な位置付けと考えています。30年度においても、OJTや各種研修等による人材育成を通じて組織力の強化を図りました。また、人的資源の最適な配分のほか、協会全体の業績向上を図るために、支部の業績評価も試行実施しています。基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくために、これからも組織体制の強化や人材の育成に努めてまいります。

最後に、協会けんぽの財政運営に関しては、運営委員会や支部評議会において、医療保険制度全般を見渡した中長期的な視点でのご議論を重ねていただき、様々な観点からのご意見等もいただきました。また、今後、医療費の増大が見込まれる中で、可能な限り長期にわたって平均保険料率10%を超えないようにする等の財政運営に対する協会の基本的な考え方を運営委員会や全国の支部評議会において、できる限り丁寧に説明させていただきました。最終的に令和元年度の保険料率に関しては、平均保険料率を前年度同様の10%に維持しましたが、加入者の健康づくりや医療費適正化等の不断の取組を進めながら、中長期的にも安定した財政運営、ひいては協会けんぽの持続可能性が確保できるよう、努めてまいります。

以上が30年度の事業運営方針と概況ですが、協会にとっての30年度は、設立から10年を経過する節目を迎えて「創成期」から「成長期」の段階に入り、「保険者機能強化アクシ

ヨンプラン（第4期）」などで計画した保険者機能に関する様々な取組を具現化した最初の年度であったと考えています。

31年4月で「平成」が終わり、5月からは新しい「令和」の時代が始まりました。協会においても、設立当初に比べて業務が急速に多様化する中、次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しや内部統制の強化等、不断の内部変革を進め、協会を取り巻く環境の変化にも対応しながら、特に事業主の皆様と連携したコラボヘルスなどを通じた保健事業の推進、ジェネリック医薬品の利用促進、データ分析に基づいた地域の医療提供体制への働きかけ等を一層強化していくことが必要です。

引き続き、協会本部と全国の47支部で連携し、協会の保険者機能を強力に発揮できるよう取り組んでまいります。

第3章 加入者数、事業所数、医療費等の動向

(1) 加入者数、事業所数の動向

協会の加入者数や事業所数は、ここ数年、大幅に増加してきました¹。図表3-1は直近10年間の数値と伸び率になりますが、30年度の事業所数の伸びは5.3%で、依然として加入者数の伸びを大きく上回っています。

それぞれの30年度末（標準報酬月額は年度平均）の動向については、以下のとおりです。

加入者数は3,941万7千人となり、前年度末に比べ47万6千人（1.2%）増加しました。

このうち、被保険者数は2,376万9千人となり、前年度末に比べ55万4千人（2.4%）増加しています。任意継続被保険者数は25万9千人となり、前年度末に比べ3千人（1.1%）減少しました。なお、30年度中に新たに被保険者となった方の数は、515万人となっています（月別の新規加入者数は図表3-2参照）。

被扶養者数は1,564万8千人となり、前年度末に比べ7万8千人（0.5%）の減少と6年ぶりの減少²となりました。

図表3-4は被保険者数と被扶養者数の伸び（対前年同月）の推移を示したものです。被扶養者数の伸びについては30年10月以降、日本年金機構における被扶養者の認定事務の厳格化等によって減少に転じていますが、被保険者数の伸びも29年度後半から30年度にかけて急激に鈍化しており、近年の動向との違いが顕著になっています。

なお、近年の被保険者の増加傾向については、東京や埼玉、千葉、神奈川などの大都市圏において特に強く、伸びが鈍化した30年度においても、その傾向は変わっていません。一方で、島根において、僅かながら被保険者数が減少に転じたことは特徴的となっています（図表3-5参照）。

平均標準報酬月額は288,475円となり、前年度に比べ3,416円（1.2%）増加し、協会が設立された20年度以降で最も高い伸びとなっています（なお、図表3-1にある28年度の伸びは、30年度に次ぐ1.1%と比較的高い伸びとなっていますが、28年度は制度改正（標準報酬月額の上限引き上げ）の影響があり、その影響を除けば伸びは0.6%でした。）。

適用事業所数は222万4千事業所となり、前年度に比べて11万1千事業所（5.3%）増加しましたが、被保険者数と同様に伸びは鈍化しています。なお、30年度中に16万2千事業所が新たに協会の適用事業所となり、5万1千事業所が休廃止等によって協会の適用事業所ではなくなりました。

¹ 近年の事業所数や加入者数の増加要因は、景気による影響のほか、日本年金機構の未適用事業所に対する適用促進対策による影響があります。なお、被保険者数の増加要因については、28年度以降は28年10月から施行されている短時間労働者に対する適用拡大による影響もあります（事業所数、被保険者数、被扶養者数の増加傾向については図表3-3を参照）。

² 被扶養者数が前年度末に比べて減少した要因については、日本年金機構の被扶養者の認定事務の厳格化（30年10月から実施）による影響が大きいと考えています。

協会と健康保険組合等との間での事業所の異動に関しては、図表3-6に20年度以降の状況を示しています。30年度も協会から健康保険組合等に移った事業所数が健康保険組合等から協会に移った事業所数を上回りました³。具体的には、655事業所（被保険者数5万1千人、被扶養者数3万6千人、平均標準報酬月額35万5千円）が協会から健康保険組合等に移りました（前年度に比べ58事業所減少）。反対に、244事業所（被保険者数2万4千人、被扶養者数1万6千人、平均標準報酬月額28万8千円）が健康保険組合等から協会に移りました（前年度に比べ26事業所増加）。30年度に健康保険組合等に移った事業所と協会に入ってきた事業所の平均標準報酬月額の水準の差は6万7千円であり、比較的標準報酬月額の水準が高い事業所を中心として健康保険組合等に移っています。

【(図表3-1) 加入者数、事業所数等の動向】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
加入者数	34,846 (0.4%)	34,863 (0.0%)	34,895 (0.1%)	35,122 (0.7%)	35,662 (1.5%)	36,411 (2.1%)	37,184 (2.1%)	38,091 (2.4%)	38,941 (2.2%)	39,417 (1.2%)
被保険者数	19,529 (0.1%)	19,592 (0.3%)	19,643 (0.3%)	19,884 (1.2%)	20,315 (2.2%)	20,914 (2.9%)	21,590 (3.2%)	22,441 (3.9%)	23,215 (3.4%)	23,769 (2.4%)
うち任意継続 被保険者数	520 (12.7%)	406 (▲22.0%)	354 (▲12.8%)	338 (▲4.5%)	321 (▲5.0%)	300 (▲6.6%)	287 (▲4.3%)	273 (▲4.8%)	262 (▲4.3%)	259 (▲1.1%)
被扶養者数	15,317 (0.7%)	15,271 (▲0.3%)	15,252 (▲0.1%)	15,239 (▲0.1%)	15,346 (0.7%)	15,497 (1.0%)	15,594 (0.6%)	15,649 (0.4%)	15,726 (0.5%)	15,648 (▲0.5%)
平均標準報酬月額	280,149 (▲1.8%)	276,217 (▲1.4%)	275,307 (▲0.3%)	275,295 (▲0.0%)	276,161 (0.3%)	277,911 (0.6%)	280,327 (0.9%)	283,351 (1.1%)	285,059 (0.6%)	288,475 (1.2%)
適用事業所数	1,625 (1.1%)	1,623 (▲0.1%)	1,621 (▲0.1%)	1,636 (0.9%)	1,681 (2.7%)	1,750 (4.1%)	1,859 (6.2%)	1,994 (7.3%)	2,113 (6.0%)	2,224 (5.3%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率

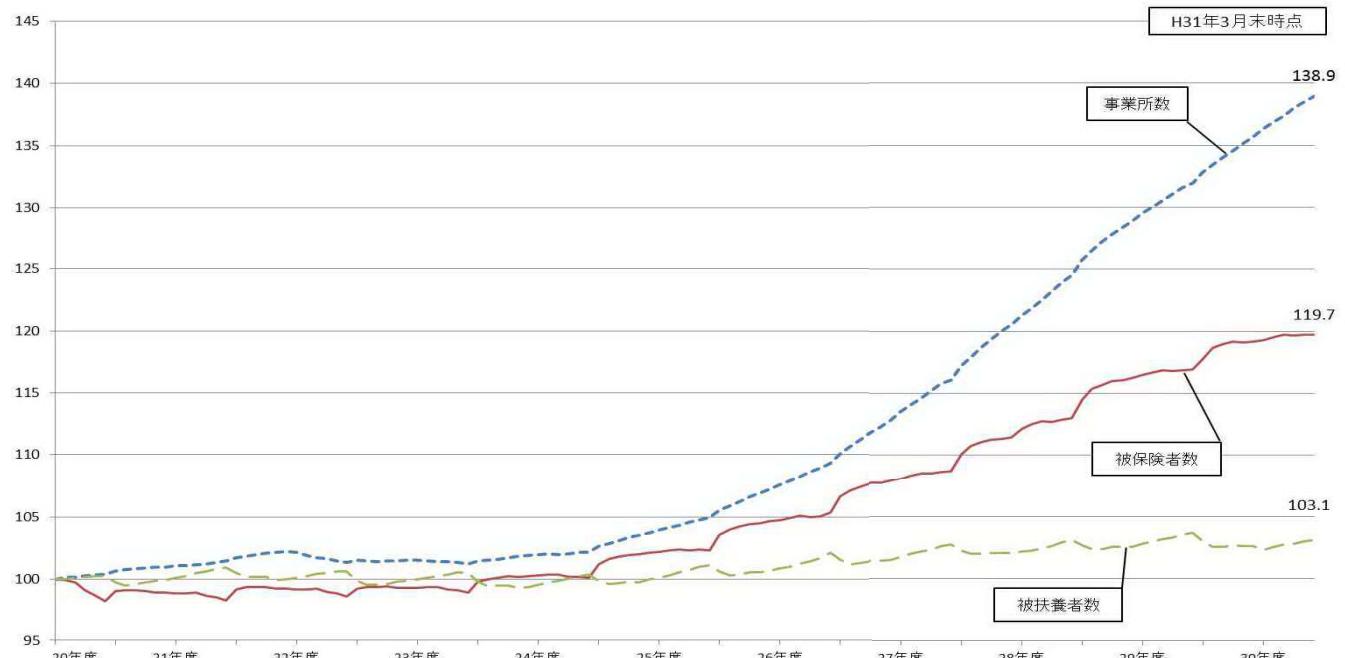
※2 「加入者数」などの人数及び事業所数は年度末の数値、標準報酬月額は年度平均の数値

【(図表3-2) 30年度の月別の新規加入者数等の推移】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規加入者数	141.2	96.2	63.1	60.8	59.2	53.2	62.3	62.8	52.1	59.6	55.8	57.6	823.8
被保険者数	99.8	59.7	38.2	37.0	35.3	32.5	41.2	37.3	30.9	35.6	32.6	34.9	515.0
被扶養者数	41.4	36.5	24.8	23.8	24.0	20.7	21.1	25.4	21.2	24.0	23.2	22.8	308.8
資格喪失者数	134.4	84.5	58.1	55.1	61.2	51.8	65.1	54.0	45.5	59.8	51.3	55.9	776.7
被保険者数	82.5	41.9	32.9	33.0	36.8	30.7	39.2	32.3	27.1	37.2	31.4	34.6	459.6
被扶養者数	51.9	42.6	25.1	22.1	24.4	21.1	25.9	21.7	18.4	22.6	20.0	21.3	317.1

³ 28年度に健康保険組合等に移った加入者数が大幅に増加した要因は、大規模の健康保険組合が設立されたことによる影響があります。

【(図表 3-3) 協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移（指数）】



※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示しています。

【(図表 3-4) 被保険者数・被扶養者数の増減率（対前年同月）の推移】

伸び率



※20年度は後期高齢者医療制度の創設に伴い、加入者数が大きく減少しました。そのため、21年度以降の推移としています。

[(図表 3-5) 年度末時点での被保険者数の推移]

(単位：人)

	27年度	28年度	前年度対比 (増減率%)	29年度	前年度対比 (増減率%)	30年度	前年度対比 (増減率%)
北海道	1,005,802	1,035,885	2.99	1,059,575	2.29	1,070,913	1.07
青森	257,919	266,776	3.43	271,511	1.77	273,822	0.85
岩手	251,215	255,761	1.81	258,498	1.07	259,947	0.56
宮城	426,767	439,849	3.07	451,629	2.68	457,697	1.34
秋田	199,978	201,773	0.90	203,497	0.85	204,576	0.53
山形	235,694	244,588	3.77	247,818	1.32	249,205	0.56
福島	387,463	402,431	3.86	410,847	2.09	414,953	1.00
茨城	381,462	401,003	5.12	417,745	4.18	429,878	2.90
栃木	297,237	305,960	2.93	316,821	3.55	324,561	2.44
群馬	338,269	350,646	3.66	362,462	3.37	373,165	2.95
埼玉	696,448	747,922	7.39	788,737	5.46	821,776	4.19
千葉	490,168	533,491	8.84	571,297	7.09	593,148	3.82
東京	2,586,704	2,796,355	8.10	2,976,135	6.43	3,137,067	5.41
神奈川	836,935	896,571	7.13	948,931	5.84	987,804	4.10
新潟	479,908	486,956	1.47	493,969	1.44	497,817	0.78
富山	247,281	251,148	1.56	255,112	1.58	257,985	1.13
石川	260,286	267,771	2.88	272,570	1.79	276,138	1.31
福井	172,806	176,580	2.18	179,761	1.80	181,717	1.09
山梨	140,823	145,133	3.06	149,664	3.12	152,437	1.85
長野	372,072	380,192	2.18	388,608	2.21	396,590	2.05
岐阜	407,278	422,960	3.85	435,802	3.04	442,920	1.63
静岡	582,420	598,568	2.77	615,910	2.90	630,275	2.33
愛知	1,346,405	1,391,523	3.35	1,448,464	4.09	1,485,206	2.54
三重	287,592	295,126	2.62	305,309	3.45	312,277	2.28
滋賀	196,236	198,598	1.20	203,101	2.27	207,564	2.20
京都	488,418	504,171	3.23	514,131	1.98	521,596	1.45
大阪	1,781,120	1,854,346	4.11	1,938,959	4.56	2,000,411	3.17
兵庫	810,722	836,147	3.14	861,634	3.05	877,895	1.89
奈良	168,716	172,896	2.48	177,646	2.75	179,055	0.79
和歌山	161,762	165,024	2.02	168,548	2.14	170,953	1.43
鳥取	121,167	123,392	1.84	125,115	1.40	125,921	0.64
島根	151,558	151,850	0.19	152,368	0.34	152,310	▲ 0.04
岡山	409,964	422,928	3.16	425,079	0.51	428,733	0.86
広島	602,664	622,903	3.36	635,792	2.07	644,778	1.41
山口	253,052	254,969	0.76	257,317	0.92	258,195	0.34
徳島	156,782	158,806	1.29	161,692	1.82	163,805	1.31
香川	221,206	225,514	1.95	229,797	1.90	233,110	1.44
愛媛	297,187	302,932	1.93	307,604	1.54	309,516	0.62
高知	152,030	153,885	1.22	155,268	0.90	156,354	0.70
福岡	1,037,717	1,065,384	2.67	1,093,753	2.66	1,105,492	1.07
佐賀	168,532	170,315	1.06	173,163	1.67	173,648	0.28
長崎	260,927	266,536	2.15	270,736	1.58	272,676	0.72
熊本	362,927	368,158	1.44	378,248	2.74	385,700	1.97
大分	239,960	244,950	2.08	247,767	1.15	250,005	0.90
宮崎	227,088	231,777	2.06	236,828	2.18	238,235	0.59
鹿児島	341,500	347,658	1.80	354,503	1.97	357,187	0.76
沖縄	290,101	303,067	4.47	315,292	4.03	323,516	2.61
全国	21,590,268	22,441,174	3.94	23,215,013	3.45	23,768,529	2.38

【(図表 3-6) 協会と健康保険組合等との間での事業所の異動について】

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
協会から 健康保険組合等 への異動	事業所数	2,331事業所	1,560事業所	2,006事業所	1,409事業所	1,312事業所	988事業所	915事業所	855事業所	1,123事業所	713事業所	655事業所
	被保険者数	143千人	105千人	128千人	84千人	67千人	73千人	47千人	53千人	140千人	36千人	51千人
	被扶養者数	106千人	70千人	87千人	62千人	46千人	52千人	32千人	34千人	85千人	24千人	36千人
	平均標準報酬月額	335千円	336千円	323千円	334千円	332千円	328千円	342千円	343千円	382千円	370千円	355千円
健康保険組合等 から 協会への異動	事業所数	769事業所	1,573事業所	688事業所	886事業所	598事業所	1,164事業所	2,078事業所	531事業所	774事業所	218事業所	244事業所
	被保険者数	59千人	74千人	70千人	11千人	49千人	42千人	72千人	32千人	36千人	27千人	24千人
	被扶養者数	58千人	54千人	56千人	9千人	31千人	34千人	62千人	27千人	25千人	20千人	16千人
	平均標準報酬月額	308千円	266千円	268千円	283千円	262千円	288千円	304千円	296千円	287千円	293千円	288千円

(2) 医療費の動向

30年度の医療費総額（医療給付費と自己負担額の合計額）は、7兆1,047億円となり、前年度と比べて3.0%の増加となっています（図表3-7参照）。

このうち、医療給付費は5兆5,418億円で前年度に比べて3.1%の増加（現物給付費は5兆4,267億円で前年度に比べ3.2%の増加、現金給付費は1,150億円で前年度に比べ1.7%の減少）、その他の現金給付費は4,455億円で前年度に比べて3.3%の増加となっており、保険給付費（医療給付費とその他の現金給付費の合計額）が5兆9,872億円と前年度に比べて3.1%の増加となっています。

また、加入者1人当たりでみると、医療費総額は181,075円となり、前年度と比べて1.5%の増加となっています（図表3-8参照）。

このうち、医療給付費は141,241円で、前年度に比べて1.6%の増加（現物給付費は138,310円で前年度に比べ1.7%の増加、現金給付費は2,931円で前年度に比べ3.1%の減少）、その他の現金給付費は、11,354円で前年度に比べて1.8%の増加となっており、保険給付費が、152,595円と前年度に比べて1.6%の増加となっています（医療費の動向についての詳細は、巻末の参考資料「協会けんぽの医療費の特徴について」を参照）。

【(図表 3-7) 医療費の動向】

(単位:億円)												
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
医療費総額	51,879 (2.4%)	52,838 (1.8%)	54,515 (3.2%)	55,615 (2.0%)	56,476 (1.5%)	58,078 (2.8%)	60,230 (3.7%)	64,146 (6.5%)	65,672 (2.4%)	68,963 (5.0%)	71,047 (3.0%)	
医療給付費※2①	39,620 (2.0%)	40,494 (2.2%)	41,963 (3.6%)	42,914 (2.3%)	43,714 (1.9%)	44,915 (2.7%)	46,665 (3.9%)	49,979 (7.1%)	51,185 (2.4%)	53,770 (5.1%)	55,418 (3.1%)	
現物給付費	38,326 (3.2%)	39,166 (2.2%)	40,675 (3.9%)	41,645 (2.4%)	42,541 (2.2%)	43,820 (3.0%)	45,551 (3.9%)	48,867 (7.3%)	50,022 (2.4%)	52,601 (5.2%)	54,267 (3.2%)	
現金給付費※3	1,293 (▲24.5%)	1,327 (2.6%)	1,288 (▲3.0%)	1,269 (▲1.4%)	1,173 (▲7.6%)	1,095 (▲6.7%)	1,114 (1.8%)	1,111 (▲0.3%)	1,163 (4.6%)	1,170 (0.6%)	1,150 (▲1.7%)	
その他の現金 給付費※4②	3,559 (1.0%)	3,710 (4.2%)	3,884 (4.7%)	3,831 (▲1.4%)	3,773 (▲1.5%)	3,832 (1.6%)	3,915 (2.2%)	3,896 (▲0.5%)	4,134 (6.1%)	4,314 (4.4%)	4,455 (3.3%)	
保険給付費※5 (①+②)	43,179 (1.9%)	44,204 (2.4%)	45,847 (3.7%)	46,745 (2.0%)	47,487 (1.6%)	48,747 (2.7%)	50,580 (3.8%)	53,875 (6.5%)	55,318 (2.7%)	58,084 (5.0%)	59,872 (3.1%)	

※1 括弧内は前年度対比の増減率となります。

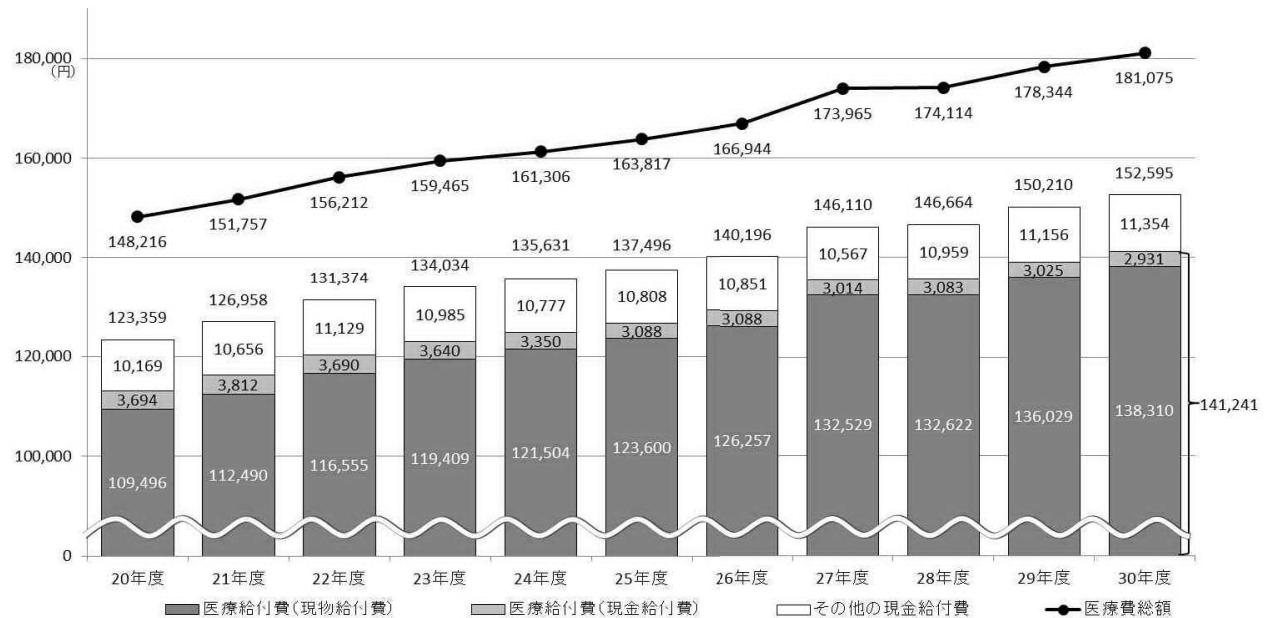
※2 「医療給付費」は、「医療費総額(医療費の10割相当)」から一部負担金(自己負担額)を差し引いた額となります。

※3 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付となります。

※4 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金の合計となります。

※5 30年度保険給付費の実績である5兆9,872億円は、30年度に発生した給付費（現物給付費の場合は診療日が、現金給付費の場合は支給決定日が30年度中のもの）であるのに対し、57頁の図表4-36合算ベースにおける30年度決算額6兆16億円は、30年度に支払った給付費のほか、診療報酬の審査支払に要する費用を含んでいます。

【(図表 3-8) 加入者 1 人当たりの医療費の推移】



※ (図表 3-7) の当該年度の医療費等に対して、当該年度の加入者数の平均値で除して算出しています。

(3) 現金給付の動向

30 年度における現金給付の支給総額は 5,605 億円となり、前年度と比べて 2.2% の増加となっています（前述の現金給付費とその他の現金給付費を合計したもの）。

傷病手当金については、30 年度は 116 万 3 千件、2,100 億円の支給実績となっており、前年度からは 165 億円の増加となりました。

出産手当金については、30 年度は 17 万 6 千件、725 億円の支給実績となっており、前年度からは 40 億円の増加となりました。

出産育児一時金については、30 年度は 38 万 3 千件、1,610 億円の支給実績となっており、前年度からは 65 億円の減少となりました。

高額療養費（償還払い）については、30 年度は 80 万 8 千件、331 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 1 万 2 千件の増加、15 億円の減少となりました。なお、現物給付による高額療養費⁴については、30 年度は 350 万 4 千件、4,634 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 8 万 1 千件、231 億円の増加となりました。

療養費のうち、柔道整復療養費については、30 年度は 1,523 万件、660 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 3 万 4 千件の減少、7 億円の減少となりました。

⁴ 70 歳未満の方の高額療養費については、入院は 19 年 4 月から、また外来については 24 年 4 月からは限度額適用認定証による現物給付化が図られています（70 歳以上の方については入院・外来ともに 19 年 4 月から現物給付化されています）。

その他の療養費については、30年度は99万件、159億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ2万件の減少、2億円の増加となりました。

[〔図表3-9〕現金給付等の推移]

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
傷病手当金	件数	924,770 (0.2%)	909,917 (▲1.6%)	898,616 (▲1.2%)	906,834 (0.9%)	929,561 (2.5%)	941,187 (1.3%)	1,073,040 (—)※5	1,077,381 (—)※5	1,162,789 (—)※5
	金額	1,659 (▲2.4%)	1,621 (▲2.3%)	1,579 (▲2.6%)	1,589 (0.6%)	1,646 (3.6%)	1,695 (2.9%)	1,825 (7.7%)	1,935 (6.0%)	2,100 (8.5%)
	1件当たり 金額	179,382 (▲2.6%)	178,165 (▲0.7%)	175,670 (▲1.4%)	175,179 (▲0.3%)	177,114 (1.1%)	180,058 (1.7%)	170,116 (—)※5	179,597 (—)※5	180,605 (—)※5
出産手当金	件数	115,640 (6.0%)	121,746 (5.3%)	125,566 (3.1%)	134,461 (7.1%)	142,315 (5.8%)	155,164 (9.0%)	195,914 (—)※5	167,634 (—)※5	175,641 (—)※5
	金額	466 (5.5%)	489 (5.0%)	506 (3.5%)	543 (7.3%)	581 (7.0%)	636 (9.6%)	665 (4.6%)	685 (2.9%)	725 (5.9%)
	1件当たり 金額	414,363 (5.5%)	405,416 (▲2.2%)	397,867 (▲1.9%)	400,842 (0.7%)	397,719 (▲0.8%)	368,385 (—)※4	386,756 (5.0%)	399,008 (3.2%)	383,469 (▲3.9%)
出産育児一時金	件数	1,737 (12.1%)	1,700 (▲2.1%)	1,668 (▲1.9%)	1,681 (0.8%)	1,668 (▲0.8%)	1,546 (—)※4	1,624 (5.0%)	1,675 (3.2%)	1,610 (▲3.9%)
	金額	2,142,189 (7.4%)	2,208,779 (3.1%)	2,465,150 (11.6%)	2,639,110 (7.1%)	2,825,781 (7.1%)	3,145,903 (11.3%)	3,262,116 (3.7%)	3,423,431 (4.9%)	3,504,348 (2.4%)
	1件当たり 金額	2,581 (13.1%)	2,675 (3.6%)	2,973 (11.2%)	3,172 (6.7%)	3,390 (6.9%)	3,957 (16.7%)	4,145 (4.7%)	4,403 (6.2%)	4,634 (5.3%)
高額 療養費	現物 給付分	120,502 (5.3%)	121,114 (0.5%)	120,619 (▲0.4%)	120,195 (▲0.4%)	119,978 (▲0.2%)	125,789 (4.8%)	127,051 (1.0%)	128,601 (1.2%)	132,228 (2.8%)
	現金 給付分 (償還払い)	773,181 (▲3.0%)	744,896 (▲3.7%)	674,103 (▲9.5%)	596,590 (▲11.5%)	606,750 (1.7%)	584,048 (▲3.7%)	728,919 (24.8%)	796,065 (9.2%)	808,170 (1.5%)
	1件当たり 金額	69,417 (▲5.5%)	68,469 (▲1.4%)	62,702 (▲8.4%)	58,489 (▲6.7%)	56,335 (▲6.7%)	54,736 (▲3.7%)	47,217 (▲2.8%)	43,460 (▲13.7%)	40,979 (▲8.0%)
計	件数	2,915,370 (4.4%)	2,953,675 (1.3%)	3,139,253 (6.3%)	3,235,700 (3.1%)	3,432,531 (6.1%)	3,729,951 (8.7%)	3,991,035 (7.0%)	4,219,496 (5.7%)	4,312,518 (2.2%)
	金額	3,118 (8.7%)	3,185 (2.2%)	3,396 (6.6%)	3,521 (3.7%)	3,732 (6.0%)	4,277 (14.6%)	4,489 (5.0%)	4,749 (5.8%)	4,965 (4.6%)
	1件当たり 金額	106,954 (4.1%)	107,838 (0.8%)	108,182 (0.3%)	108,817 (0.6%)	108,728 (▲0.1%)	114,664 (5.5%)	112,470 (▲1.9%)	112,538 (0.1%)	115,128 (2.3%)
柔道整復療養費	件数	13,150,264 (4.4%)	13,651,151 (3.8%)	13,981,142 (2.4%)	14,153,096 (1.2%)	14,481,056 (2.3%)	15,000,090 (3.6%)	15,163,168 (1.1%)	15,266,258 (0.7%)	15,232,318 (▲0.2%)
	金額	643 (1.2%)	647 (0.6%)	639 (▲1.2%)	632 (▲1.1%)	649 (2.7%)	671 (3.3%)	672 (0.2%)	667 (▲0.8%)	660 (▲1.1%)
	1件当たり 金額	4,889 (▲3.1%)	4,737 (▲3.1%)	4,570 (▲3.5%)	4,466 (▲2.3%)	4,484 (0.4%)	4,473 (▲0.2%)	4,432 (▲0.9%)	4,369 (▲1.4%)	4,332 (▲0.9%)
その他の療養費	件数	776,596 (0.1%)	807,815 (4.0%)	792,942 (▲1.8%)	798,930 (0.8%)	867,681 (8.6%)	850,554 (▲2.0%)	960,082 (12.9%)	1,010,394 (5.2%)	990,623 (▲2.0%)
	金額	108 (1.4%)	113 (4.4%)	111 (▲1.0%)	114 (2.1%)	123 (8.1%)	121 (▲1.8%)	146 (21.3%)	157 (7.0%)	159 (1.4%)
	1件当たり 金額	13,880 (1.3%)	13,927 (0.3%)	14,048 (0.9%)	14,235 (1.3%)	14,171 (▲0.4%)	14,194 (0.2%)	15,248 (7.4%)	15,498 (1.6%)	16,033 (3.4%)

※1 括弧内は前年度比の増減率となります。

※2 上記のほか、現金給付として埋葬料の支給を行っており、30年度の支給件数は39,683件、支給額は20億円となります。

※3 件数は人數とは異なります。例えば高額療養費を1人で2ヵ月受給した場合は2件となります。

※4 27年度以降の出産育児一時金の件数・金額については、業務・システムの刷新に伴い統計調査の集計方法が変更されたことにより、26年度以前との単純比較はできません。

※5 28年度以降の傷病手当金及び出産手当金については、28年4月施行の傷病手当金及び出産手当金の算定方法の見直しに伴い、4月1日をまたぐ期間の請求を、新制度分と旧制度分に分けて整理していることから件数が大幅に増加しており、27年度以前との単純比較はできません。

[(図表 3-10) 現金給付の各支部における支給状況①]

支部別	高額療養費(現物給付分を除く)					傷病手当金				
	総数			加入者1人当たり		総数			被保険者1人当たり	
	件数(件)	金額(百万円)	1件当たり金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(百万円)	1件当たり金額(円)	件数(件)	金額(円)
北海道	43,214	1,696	39,241	0.024	943	52,910	8,346	157,744	0.049	7,730
青森	10,419	260	24,943	0.023	583	12,753	1,871	146,681	0.046	6,801
岩手	11,102	330	29,746	0.027	795	12,533	1,967	156,941	0.048	7,546
宮城	18,087	519	28,680	0.024	696	22,493	3,661	162,780	0.049	8,003
秋田	5,884	141	23,964	0.018	427	11,656	1,614	138,482	0.057	7,861
山形	12,099	457	37,777	0.030	1,146	11,662	1,828	156,767	0.047	7,311
福島	16,006	457	28,564	0.024	678	19,089	3,327	174,313	0.046	8,018
茨城	14,051	493	35,087	0.020	702	21,880	3,958	180,888	0.051	9,278
栃木	9,422	318	33,752	0.018	596	15,606	2,672	171,236	0.048	8,271
群馬	13,061	397	30,392	0.021	635	18,373	3,216	175,062	0.050	8,670
埼玉	26,503	1,124	42,425	0.020	833	37,233	7,263	195,075	0.046	8,962
千葉	16,940	694	40,982	0.018	722	30,123	5,761	191,241	0.051	9,840
東京	79,905	4,116	51,512	0.017	859	145,940	30,015	205,669	0.047	9,739
神奈川	19,989	1,290	64,512	0.013	809	46,220	9,349	202,281	0.047	9,590
新潟	11,767	295	25,075	0.014	360	25,959	4,346	167,429	0.052	8,702
富山	7,584	339	44,750	0.018	820	9,448	1,728	182,917	0.037	6,686
石川	9,724	264	27,185	0.022	591	11,962	2,161	180,639	0.043	7,820
福井	8,549	234	27,363	0.029	797	8,716	1,521	174,453	0.048	8,371
山梨	7,193	251	34,853	0.028	987	6,670	1,275	191,175	0.044	8,391
長野	17,726	487	27,447	0.027	743	18,882	3,220	170,539	0.048	8,118
岐阜	27,055	1,344	49,676	0.036	1,778	20,669	3,673	177,684	0.047	8,322
静岡	25,749	991	38,506	0.025	966	31,745	5,468	172,253	0.051	8,714
愛知	58,293	3,666	62,890	0.023	1,477	68,933	13,100	190,044	0.047	8,869
三重	12,197	394	32,263	0.024	765	15,867	2,877	181,302	0.051	9,248
滋賀	8,507	407	47,809	0.024	1,150	10,238	1,835	179,192	0.050	8,873
京都	22,082	725	32,833	0.025	819	25,914	4,840	186,758	0.050	9,284
大阪	49,236	2,358	47,897	0.014	689	95,481	18,902	197,966	0.048	9,503
兵庫	24,169	1,098	45,424	0.016	732	41,032	7,786	189,753	0.047	8,898
奈良	7,324	271	36,998	0.023	846	8,788	1,683	191,513	0.049	9,386
和歌山	7,018	223	31,772	0.024	751	9,188	1,602	174,399	0.054	9,385
鳥取	3,916	106	27,014	0.019	517	6,861	1,044	152,093	0.054	8,273
島根	8,211	344	41,893	0.033	1,380	7,794	1,255	160,983	0.051	8,202
岡山	15,222	539	35,404	0.021	750	21,100	3,779	179,111	0.049	8,774
広島	15,809	566	35,781	0.015	522	31,209	5,743	184,002	0.048	8,913
山口	14,193	609	42,915	0.033	1,415	11,981	2,066	172,412	0.046	7,984
徳島	6,764	183	27,093	0.025	681	7,810	1,472	188,459	0.048	8,993
香川	11,246	291	25,869	0.029	750	10,848	1,960	180,712	0.047	8,429
愛媛	14,111	696	49,309	0.027	1,317	14,426	2,458	170,384	0.046	7,919
高知	9,621	384	39,938	0.038	1,511	8,134	1,297	159,408	0.052	8,305
福岡	32,812	1,579	48,122	0.017	838	65,042	11,020	169,422	0.059	9,997
佐賀	8,380	234	27,900	0.028	790	9,484	1,523	160,550	0.055	8,763
長崎	10,695	293	27,362	0.023	633	15,125	2,376	157,096	0.055	8,694
熊本	12,815	436	34,029	0.020	683	19,962	3,172	158,892	0.052	8,266
大分	12,037	294	24,402	0.028	692	12,179	2,032	166,810	0.049	8,123
宮崎	7,276	197	27,007	0.018	489	13,625	1,968	144,451	0.057	8,266
鹿児島	14,881	462	31,074	0.024	750	19,814	3,217	162,355	0.055	9,009
沖縄	9,326	267	28,658	0.016	458	19,432	2,759	141,989	0.060	8,575
合計	808,170	33,118	40,979	0.021	844	1,162,789	210,005	180,605	0.049	8,877

※高額療養費の中には、世帯合算及び高額介護合算を含んでいます。

[(図表 3-11) 現金給付の各支部における支給状況②]

支部別	出産手当金				出産育児一時金				療養費(柔道整復施術)				
	総数		被保険者(女性)1人当たり		総数		加入者(女性)1人当たり		総数			加入者1人当たり	
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(百万円)	1件当たり金額(円)	件数(件)	金額(円)
北海道	5,500	2,002	0.014	4,922	12,954	5,438	0.014	6,039	459,139	1,891	4,118	0.255	1,051
青森	2,198	722	0.019	6,122	3,906	1,639	0.017	7,180	91,597	396	4,319	0.206	888
岩手	1,981	650	0.018	5,938	3,620	1,519	0.017	7,278	117,894	427	3,626	0.284	1,029
宮城	3,063	1,181	0.018	6,779	6,165	2,588	0.017	7,105	291,653	1,147	3,932	0.391	1,539
秋田	1,683	516	0.019	5,908	2,473	1,038	0.015	6,153	89,262	386	4,324	0.270	1,169
山形	2,403	761	0.023	7,134	3,635	1,525	0.018	7,612	102,232	373	3,645	0.256	934
福島	3,412	1,330	0.020	7,937	6,727	2,824	0.020	8,440	213,398	883	4,137	0.317	1,310
茨城	3,088	1,337	0.018	7,966	6,907	2,898	0.020	8,313	186,452	795	4,263	0.266	1,132
栃木	2,352	969	0.018	7,524	4,965	2,084	0.019	7,822	197,713	878	4,440	0.371	1,646
群馬	2,476	1,034	0.018	7,355	5,330	2,237	0.017	7,269	217,669	983	4,516	0.348	1,572
埼玉	4,411	1,966	0.015	6,661	11,503	4,828	0.018	7,402	546,902	2,540	4,644	0.405	1,883
千葉	3,441	1,518	0.016	7,042	8,536	3,582	0.018	7,712	340,096	1,531	4,503	0.354	1,593
東京	23,039	11,232	0.019	9,070	47,817	20,070	0.020	8,450	1,969,071	9,055	4,598	0.411	1,890
神奈川	5,509	2,597	0.015	7,152	15,454	6,488	0.020	8,373	560,456	2,402	4,285	0.352	1,507
新潟	4,259	1,594	0.021	8,007	7,398	3,107	0.018	7,690	195,110	792	4,058	0.238	967
富山	1,979	791	0.019	7,584	3,685	1,547	0.018	7,591	146,760	672	4,577	0.355	1,624
石川	2,374	913	0.021	7,985	4,282	1,798	0.019	8,067	139,868	602	4,305	0.313	1,347
福井	1,813	676	0.023	8,562	3,012	1,264	0.020	8,466	88,789	349	3,931	0.302	1,188
山梨	1,147	474	0.018	7,635	2,428	1,019	0.019	7,946	95,699	398	4,155	0.377	1,565
長野	2,640	1,071	0.016	6,533	6,085	2,555	0.018	7,739	231,743	983	4,241	0.354	1,500
岐阜	2,650	1,110	0.016	6,576	6,906	2,899	0.018	7,706	307,708	1,264	4,108	0.407	1,673
静岡	4,361	1,779	0.017	6,998	9,498	3,987	0.018	7,749	305,832	1,209	3,952	0.298	1,178
愛知	9,328	4,191	0.017	7,821	25,095	10,534	0.021	8,756	824,278	3,209	3,894	0.332	1,293
三重	2,132	884	0.017	6,932	5,001	2,099	0.019	8,024	149,363	558	3,736	0.290	1,084
滋賀	1,822	775	0.022	9,202	3,762	1,579	0.021	8,789	129,054	502	3,893	0.365	1,421
京都	3,957	1,776	0.019	8,410	7,752	3,255	0.017	7,247	461,849	2,015	4,362	0.522	2,276
大阪	13,547	6,292	0.018	8,455	37,605	15,782	0.022	9,316	2,301,039	11,556	5,022	0.672	3,374
兵庫	5,943	2,700	0.017	7,666	14,882	6,247	0.019	8,169	668,497	2,888	4,320	0.446	1,924
奈良	1,327	586	0.018	8,065	3,213	1,349	0.019	8,154	151,620	613	4,043	0.473	1,914
和歌山	1,006	403	0.014	5,803	2,513	1,055	0.016	6,911	173,398	749	4,318	0.584	2,522
鳥取	1,649	477	0.030	8,542	2,242	941	0.021	9,017	30,820	118	3,837	0.151	578
島根	1,550	487	0.024	7,513	2,422	1,017	0.019	8,138	34,477	113	3,266	0.138	452
岡山	3,653	1,469	0.020	8,183	7,479	3,139	0.021	8,611	204,124	744	3,647	0.284	1,036
広島	4,599	1,885	0.018	7,426	9,771	4,102	0.018	7,593	267,562	1,046	3,909	0.247	965
山口	1,655	631	0.016	5,983	4,257	1,787	0.019	8,148	120,616	489	4,051	0.280	1,135
徳島	1,214	498	0.018	7,190	2,182	916	0.016	6,732	140,324	561	3,997	0.521	2,083
香川	1,671	663	0.018	7,211	3,713	1,558	0.019	8,130	152,807	543	3,552	0.394	1,399
愛媛	2,046	816	0.017	6,647	5,163	2,167	0.019	8,181	178,560	645	3,614	0.338	1,222
高知	1,297	493	0.019	7,128	2,363	991	0.018	7,658	79,877	290	3,631	0.314	1,141
福岡	9,881	3,829	0.022	8,448	21,037	8,829	0.022	9,175	981,249	4,302	4,384	0.521	2,283
佐賀	1,955	655	0.026	8,570	3,319	1,393	0.022	9,072	125,788	529	4,202	0.425	1,785
長崎	2,589	942	0.022	7,909	5,027	2,110	0.021	8,764	231,173	920	3,978	0.500	1,990
熊本	3,984	1,502	0.023	8,754	7,410	3,111	0.022	9,368	209,971	844	4,022	0.329	1,322
大分	1,850	683	0.018	6,592	4,155	1,744	0.019	8,040	167,456	660	3,940	0.395	1,554
宮崎	2,801	881	0.027	8,366	4,598	1,929	0.022	9,256	139,529	553	3,963	0.347	1,376
鹿児島	3,262	1,220	0.022	8,136	7,146	3,000	0.023	9,489	250,103	985	3,937	0.406	1,597
沖縄	5,144	1,576	0.037	11,335	8,076	3,389	0.027	11,449	163,741	598	3,651	0.281	1,025
合計	175,641	72,542	0.019	7,722	383,469	160,955	0.020	8,214	15,232,318	65,981	4,332	0.388	1,682

※出産育児一時金の件数は、産児数となります。

※出産育児一時金の件数には、直接支払いの件数を含みますが、内払い及び差額払いの件数は含んでいません。

[(図表 3-12) 現金給付の各支部における支給状況③]

支部別	療養費(あんまマッサージ)				療養費(はり・きゅう)				療養費(その他)						
	総数			加入者1人当たり	総数			加入者1人当たり	総数			加入者1人当たり			
	件数(件)	金額(百万円)	1件当たり金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(百万円)	1件当たり金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(百万円)			
北海道	3,815	42	11,101	0.002	24	35,772	217	6,071	0.020	121	31,335	604	19,273	0.017	336
青森	241	4	17,733	0.001	10	641	6	8,643	0.001	12	4,435	95	21,408	0.010	213
岩手	359	6	16,723	0.001	14	972	7	7,359	0.002	17	3,221	101	31,331	0.008	243
宮城	1,148	24	21,003	0.002	32	2,895	17	5,906	0.004	23	5,794	153	26,362	0.008	205
秋田	666	13	20,121	0.002	41	184	2	8,275	0.001	5	2,982	59	19,740	0.009	178
山形	409	7	16,249	0.001	17	627	4	6,170	0.002	10	3,303	81	24,668	0.008	204
福島	1,244	23	18,190	0.002	34	2,149	16	7,431	0.003	24	5,816	142	24,412	0.009	211
茨城	639	11	16,969	0.001	15	2,892	18	6,096	0.004	25	6,875	165	23,999	0.010	235
栃木	990	18	18,343	0.002	34	1,775	11	6,436	0.003	21	4,540	123	27,082	0.009	231
群馬	1,305	28	21,366	0.002	45	1,061	9	8,098	0.002	14	5,709	145	25,417	0.009	232
埼玉	2,715	53	19,499	0.002	39	6,869	46	6,654	0.005	34	13,350	380	28,489	0.010	282
千葉	1,568	32	20,102	0.002	33	5,346	37	6,901	0.006	38	11,775	293	24,892	0.012	305
東京	13,000	283	21,737	0.003	59	50,226	359	7,143	0.010	75	66,613	1,774	26,636	0.014	370
神奈川	7,463	147	19,710	0.005	92	14,760	101	6,848	0.009	63	20,846	612	29,343	0.013	384
新潟	825	18	22,209	0.001	22	1,771	10	5,780	0.002	13	10,061	226	22,493	0.012	276
富山	423	8	17,997	0.001	18	6,334	38	6,015	0.015	92	3,808	93	24,466	0.009	225
石川	397	8	20,352	0.001	18	5,215	28	5,449	0.012	64	3,639	86	23,724	0.008	193
福井	185	3	15,893	0.001	10	3,175	16	5,088	0.011	55	3,144	61	19,456	0.011	208
山梨	681	13	19,611	0.003	53	1,540	10	6,714	0.006	41	2,875	60	20,702	0.011	234
長野	1,025	16	15,419	0.002	24	4,591	26	5,656	0.007	40	6,435	141	21,987	0.010	216
岐阜	1,086	27	24,811	0.001	36	5,872	41	6,906	0.008	54	10,219	230	22,534	0.014	305
静岡	2,347	40	17,023	0.002	39	3,152	20	6,243	0.003	19	10,554	258	24,471	0.010	252
愛知	4,547	94	20,705	0.002	38	40,290	246	6,099	0.016	99	34,506	795	23,042	0.014	320
三重	566	10	18,118	0.001	20	5,138	33	6,346	0.010	63	7,235	137	18,973	0.014	267
滋賀	490	12	23,752	0.001	33	2,144	18	8,404	0.006	51	4,722	98	20,826	0.013	278
京都	2,275	54	23,717	0.003	61	7,740	58	7,458	0.009	65	15,586	329	21,105	0.018	372
大阪	6,822	141	20,671	0.002	41	125,828	1,056	8,394	0.037	308	41,128	995	24,184	0.012	290
兵庫	1,409	30	21,047	0.001	20	11,807	84	7,130	0.008	56	21,516	473	21,971	0.014	315
奈良	252	4	16,456	0.001	13	3,483	24	6,899	0.011	75	5,365	111	20,669	0.017	346
和歌山	272	6	23,534	0.001	22	6,198	48	7,774	0.021	162	3,211	72	22,524	0.011	244
鳥取	161	3	20,361	0.001	16	728	4	5,013	0.004	18	2,619	56	21,334	0.013	273
島根	198	5	24,206	0.001	19	1,341	7	5,112	0.005	27	3,399	70	20,726	0.014	283
岡山	286	5	19,222	0.000	8	3,704	22	5,936	0.005	31	7,553	176	23,262	0.011	245
広島	1,095	22	19,810	0.001	20	17,723	103	5,820	0.016	95	11,440	262	22,943	0.011	242
山口	513	10	19,546	0.001	23	2,059	10	5,001	0.005	24	4,842	133	27,407	0.011	308
徳島	419	4	8,481	0.002	13	3,009	14	4,607	0.011	51	3,187	66	20,810	0.012	246
香川	389	9	22,569	0.001	23	2,480	15	6,080	0.006	39	5,138	107	20,906	0.013	277
愛媛	921	20	22,177	0.002	39	2,636	15	5,528	0.005	28	6,028	143	23,651	0.011	270
高知	279	7	25,173	0.001	28	461	3	7,207	0.002	13	4,764	83	17,488	0.019	328
福岡	1,278	32	24,791	0.001	17	19,728	124	6,310	0.010	66	20,003	476	23,819	0.011	253
佐賀	297	8	26,639	0.001	27	2,144	14	6,760	0.007	49	4,345	81	18,582	0.015	273
長崎	346	7	20,147	0.001	15	6,006	34	5,672	0.013	74	5,874	105	17,854	0.013	227
熊本	357	7	20,875	0.001	12	3,639	18	4,890	0.006	28	9,200	191	20,803	0.014	300
大分	192	4	22,140	0.000	10	1,242	7	5,545	0.003	16	4,366	92	21,064	0.010	217
宮崎	370	5	14,210	0.001	13	3,105	17	5,453	0.008	42	4,391	99	22,543	0.011	246
鹿児島	666	15	22,946	0.001	25	3,587	23	6,371	0.006	37	6,780	148	21,761	0.011	239
沖縄	1,217	21	16,943	0.002	35	2,584	16	6,031	0.004	27	11,325	290	25,618	0.019	498
合計	68,148	1,359	19,944	0.002	35	436,623	3,050	6,986	0.011	78	485,852	11,473	23,614	0.012	292

第4章 事業運営、活動の概況

1. 基盤的保険者機能関係

(1) 現金給付の適正化の推進

協会における現金給付については、傷病手当金や出産手当金等総額で5,605億円（30年度実績）の給付を行っており、加入者数の増加に伴って年々規模も大きくなっています（詳細は前述「第3章（3）現金給付の動向」参照）。現金給付の申請の受付から支払（振込）までの期間については、所要日数の目標（サービススタンダード）を定めるなど迅速な審査に努めているところですが、適正で正確な審査は当然に、不正の疑いのある給付申請については、徹底した内容の確認が必要と考えています。

i) 現金給付における不正請求の防止

現金給付の審査から支払までの過程において、不正請求を防止する観点で審査を強化しています。特に標準報酬月額が83万円以上の被保険者からの傷病手当金及び出産手当金の申請については、労務の可否の確認を徹底するなど、重点的に審査を行いました。

また、不正の疑いのある事案については、各支部の保険給付適正化プロジェクトチームで検証の上、必要に応じて事業主への立入検査を実施しています。30年度は、143件（29年度は231件）の事業主への立入検査を実施し、その結果、13件（29年度は15件）が不適正と判断され不正受給の防止につながりました。立入検査の実施件数は年々減少傾向にありますが、これは、28年4月の不正受給防止等を目的に行われた制度改正⁵により不正請求の抑止効果が働いたためであると考えられます。

加えて、傷病手当金、出産手当金の支給済みの記録の中から、60日以上遡及して被保険者資格の取得処理が行われたもので、かつ、当該遡及期間中に傷病手当金等の支給がされている等、現金給付の受給目的での資格取得が疑われる不自然な請求事案について抽出し、事後調査を行いました。30年度の新規調査対象件数は傷病手当金が498件、出産手当金が99件でした。また、29年度から引き続き調査していた事案も傷病手当金が43件、出産手当金が10件ありました。ともに結果として不正は確認されませんでしたが、引き続き現金給付の審査等を強化し、不正請求の防止に努めてまいります。

[(図表4-1) 事業主への立入検査実施件数]

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
立入検査実施件数	40件	389件 (+349件)	945件 (+556件)	390件 (▲55件)	231件 (▲159件)	143件 (▲88件)
不適正と判断されたもの	5件	29件 (+24件)	49件 (+20件)	10件 (▲39件)	15件 (+5件)	13件 (▲2件)

※括弧内は前年度からの増減となります。

⁵ 給付の基礎となる標準報酬日額について、各支給対象日に適用される標準報酬日額から、支給開始の直近1年間の標準報酬日額の平均に変更されました。

ii) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について

(障害年金等との調整)

協会が傷病手当金を支給した加入者に対して、重複する期間に、日本年金機構からも障害年金等の支給が行われた場合は、協会が支給した傷病手当金を受給者より返納していただされることになります。

上記については、傷病手当金の支給申請書の説明欄に明記することなどで周知を図るとともに、確実な併給調整事務を徹底していますが、29年6月に事務処理手順書を新たに策定し、日本年金機構と連携した年金情報の確認も強化しています。30年6月からは、障害年金等が遡及受給できる期間が最大5年分であることを踏まえて、日本年金機構への年金支給情報の確認期間を1年間から5年間に拡大しました。

なお、障害年金等を受給できるまでには、日本年金機構における内容審査等に時間を要することもあり、結果的に100万円を超えるような傷病手当金の返納が発生することもあります。多額の返納金は加入者にとって負担となり、協会の債権回収の障害にもなります。後述の「(4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進」にも関係しますが、協会は、年金の支払いを返納金に充当できるような仕組みを厚生労働省に要請しています。

(休業補償給付との調整)

傷病手当金の請求傷病が業務災害によるものである場合には、支給対象外となります。しかしながら、労働者災害補償保険法（以下、労災保険）の休業補償給付の可否にかかる決定に時間を要する等の理由により、協会から傷病手当金の給付を希望する加入者については、労災保険からの休業補償給付決定後に傷病手当金を返納する旨の同意書を提出いただいたうえで傷病手当金を支給しています。

同意書の受領後は速やかに進捗管理表を作成した上で、原則3ヶ月おきに労働基準監督署に支給状況を確認するよう30年11月に事務処理手順書の改訂等を行い、併給調整事務が適切に行われるよう努めています。

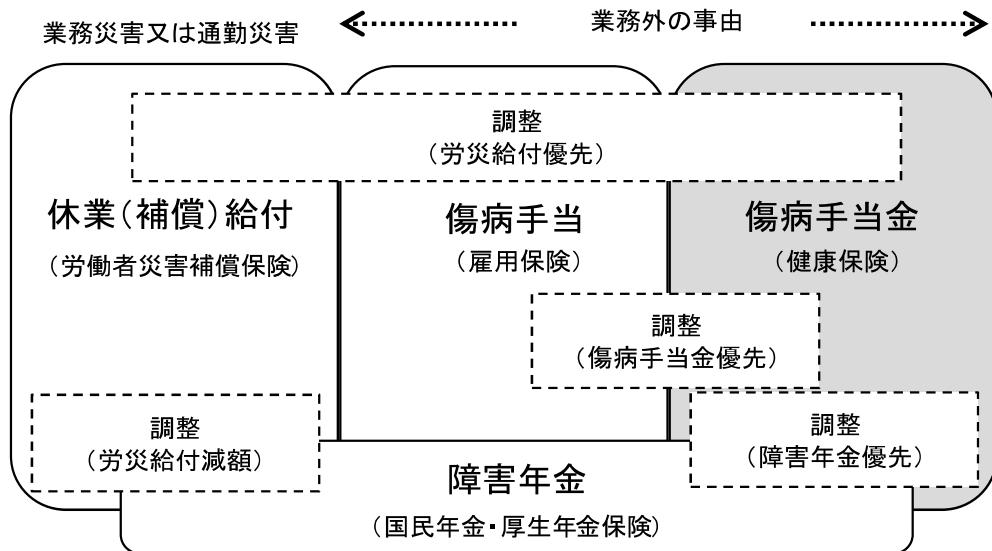
【(図表4-2) 傷病手当金等と他制度の給付の調整に伴う債権の発生状況】

	28年度		29年度		30年度	
	発生件数	発生金額	発生件数	発生金額	発生件数	発生金額
傷病手当金と障害年金の調整	4,896件	15.4億円	5,117件	16.8億円	6,794件	22.1億円
傷病手当金と老齢年金の調整	2,127件	2.2億円	2,242件	2.1億円	3,170件	3.7億円
傷病手当金等と労災給付との調整	5,619件	11.0億円	5,443件	11.1億円	6,129件	13.3億円
合計	12,642件	28.6億円	12,802件	30.0億円	16,093件	39.1億円

※傷病手当金と障害年金との調整の発生件数等は、障害手当金との調整も含めています。

※傷病手当金等と労災給付との調整の発生件数等は、現物給付の労災給付との調整も含めています。

[(図表 4-3) 傷病手当金と他制度の給付との関係 (イメージ)]



※このほか、老齢年金を受給している場合も一定の条件の下、傷病手当金の支給額が調整されることがあります。

iii) 海外療養費の厳格な審査

海外療養費は、海外旅行中や海外赴任中に急な病気やけがなどによって海外の医療機関で診療等を受けた場合、かかった医療費の一部が申請により払い戻される制度です。近年、海外療養費については、不正請求が問題視されており、不正対策をより一層強化することが必要となっています。30年度も、パスポートなどの渡航期間が分かる書類の添付を求めることが、翻訳業務及びレセプト作成業務に係る外部委託、過去の給付記録との整合性や海外在住の被扶養者から申請された場合の扶養事実の確認などにより、不正請求の防止に努めました。その結果、30年度の不支給件数は、29年度よりも21件増加した89件となり、不正請求の防止を図ることができます。

なお、各支部で実施していた海外療養費の審査を28年10月に神奈川支部へ集約し、審査の強化及び業務効率化を図りましたが、申請データ等を利用して、海外の地域ごとや傷病名ごと等、申請内容や傾向の分析も行っています。これらの申請傾向の把握により、今後、より効果的な不正対策を図ってまいります。

〔(図表 4-4) 海外療養費の支給決定件数等〕

		28年度	29年度	30年度
受付	件数	6,402件	6,936件	6,465件
返戻	件数	757件	679件	657件
支給	件数	5,620件	6,189件	5,751件
	金額	205,301千円	276,572千円	257,741千円
不支給	件数	23件	68件	89件
	金額	1,125千円	14,708千円	18,921千円
不支給率	件数	0.36%	0.98%	1.38%

(2) 効果的なレセプト点検の推進

医療機関が協会（保険者）に医療費を請求するためのレセプト（診療報酬明細書）は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）による審査（以下「一次審査」）の後、協会においても支払基金では審査されていない事項等について内容・資格・外傷点検を行っています。これらの点検により医療費を適正化しています。

i) 内容点検

① 実績

協会ではシステムの活用による効率的かつ効果的な点検を強化すること等によって、査定効果額の向上に努めています。一方で協会の点検は支払基金の一次審査後に行っているため、協会の査定率は支払基金の審査精度が向上するほど低下傾向となります。支払基金の審査については、電子レセプトの普及を背景にその充実が進んでおり、突合点検や縦覧点検における審査領域が年々拡大しています。その結果、協会による点検効果が現れにくく傾向が強くなっています⁶。このため、内容点検におけるKPIについても「支払基金と合算したレセプト点検の査定率⁷について前年度以上とする」と設定しています。

30年度の支払基金の一次審査における診療内容等査定効果額は、約158億円と前年度と同額で、協会の再審査における診療内容等査定効果額は56億円と前年度より約1億円増加(1.8%)しました（図表4-5）。しかしながら、協会けんぼの医療費総額の伸び（3.8%）が大きかったことが影響してか、査定率は0.383%と、29年度実績（0.395%）を僅かに下回る結果となり、KPIを達成することはできませんでした。なお、加入者一人当たりの診療内容等査定効果額は144円と、29年度実績と同額になりました。

この診療内容等査定効果額について、点検種類別⁸に効果額を確認すると（図表4-7）、単月点検の査定効果額は支払基金と合算した場合は約155億円、うち基金における一次審査は約129億円、協会における再審査は約26億円となっており、協会による再審査分は前年度より約2億円（9.4%）増加と5年連続で増加しています。突合点検の査定効果額は支払基金と合算した場合は約26億円、うち基金における一次審査は約15億円、協会における再審査分は約11億円となっており、協会による再審査分は、前年度より約3億円（▲18.5%）減少しています。縦覧点検の査定効果額は支払基金と合算した場合は約33億円、うち基金における一次審査は約14億円、協会における再審査は約19億円となっており、協会による再審査分は、前年度より約1億円（6.5%）増加しています。

⁶ ただし、紙レセプトや月遅れ請求のレセプトなど、支払基金の一次審査における突合点検、縦覧点検の対象とならないレセプトもあり、支払基金で100%点検できている状況ではありません。

⁷ 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぼの医療費総額（診療報酬請求額）

⁸ 単月点検：診療行為（検査・処置・手術等）にかかる費用や指導料等の算定が算定ルール上適切か等、レセプト1件ごとの請求内容の点検

突合点検：傷病名と医薬品の適応が適切か等、調剤レセプトと処方箋を出した医科・歯科レセプトとの整合性の点検

縦覧点検：診療内容が算定ルール上過剰なものがないか等、同一患者の複数月にわたるレセプトについての請求内容の点検

【(図表 4-5) 診療報酬請求額と診療内容等査定効果額（医療費ベース）等の推移】

	28年度	29年度	30年度
診療内容等査定効果額	203億円 (+14) (7.41%)	213億円 (+10) (4.93%)	214億円 (+1) (0.47%)
支払基金一次審査	150億円 (+7) (4.90%)	158億円 (+8) (5.33%)	158億円 (+0) (0.00%)
協会点検による再審査	53億円 (+7) (15.22%)	55億円 (+2) (3.77%)	56億円 (+1) (1.82%)
医療費総額(診療報酬請求額)	51,966億円 (+2,577) (5.2%)	53,906億円 (+1,940) (3.7%)	55,935億円 (+2,029) (3.8%)
請求金額に対する査定効果額割合	0.391% (+0.009)	0.395% (+0.004)	0.383% (▲0.012)
支払基金一次審査	0.288% (▲0.001)	0.293% (+0.005)	0.283% (▲0.010)
協会点検による再審査	0.103% (+0.010)	0.102% (▲0.001)	0.100% (▲0.002)

※括弧内は前年度からの増減、伸び率となります。

※支払基金一次審査の診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。

※端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

【(図表 4-6) 加入者 1人当たりの診療内容等査定効果額等の推移】

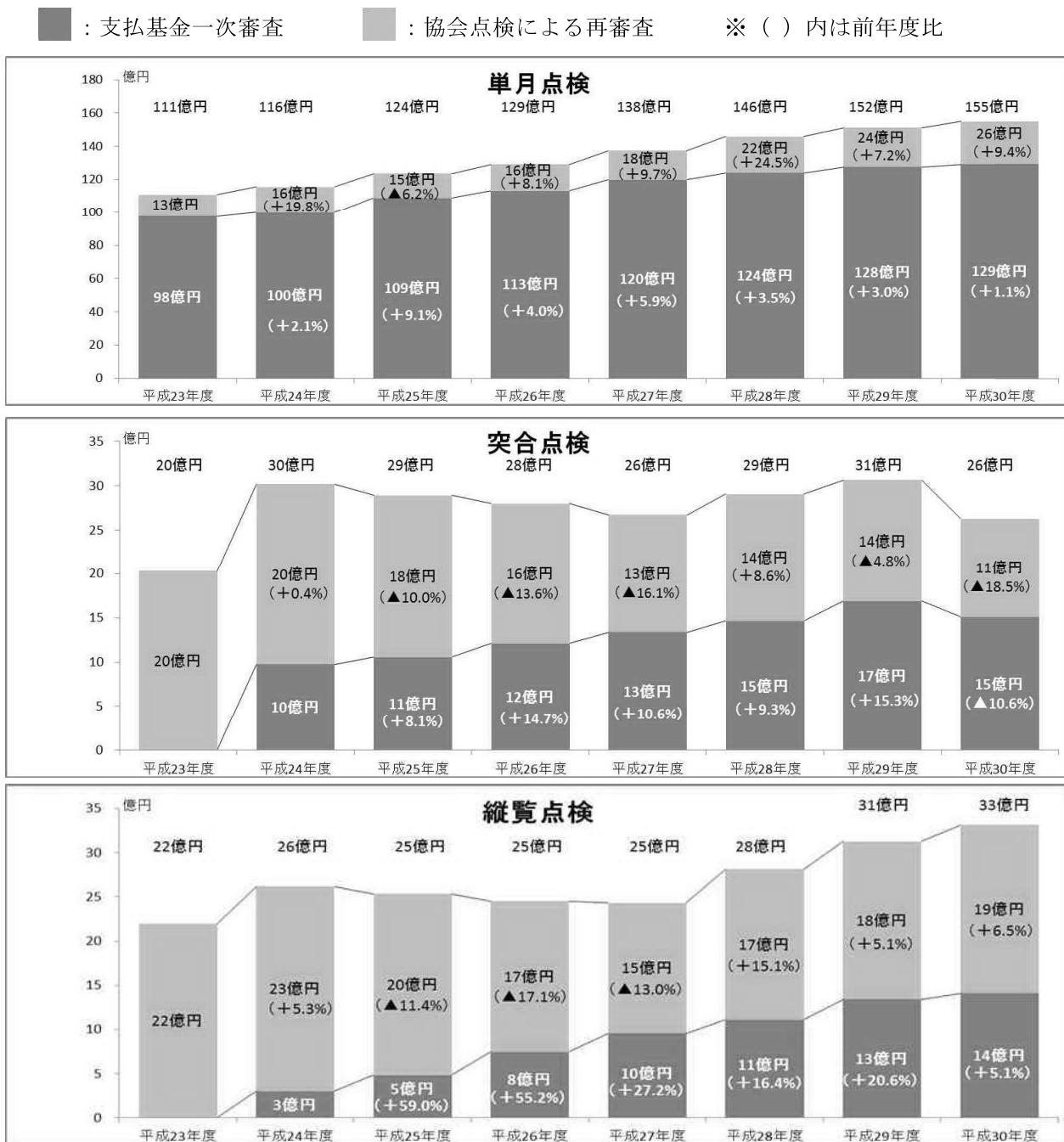
年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
診療内容等査定効果額	171 円 (+8)	154 円 (▲17)	138 円 (▲16)	125 円 (▲13)	143 円 (+18)	144 円 (+1)	144 円 (+0)
内容点検効果額	667 円 (+58)	624 円 (▲43)	483 円 (▲141)	375 円 (▲108)	328 円 (▲47)	466 円 (+138)	286 円 (▲180)

※ 括弧内は前年度からの増減となります。

※ 診療内容等査定効果額は、協会が支払基金に対しレセプトの再審査を請求した結果、査定となった金額（医療費ベース）です。

一方で内容点検効果額は、再審査を請求した結果、査定及び医療機関へ返戻となったレセプトの調整金額（保険者負担ベース）になります。

[(図表 4-7) 点検種類別診療内容等査定効果額（医療費ベース）の推移]



※上記の診療内容等査定効果額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。

②点検効果向上のための取組

点検効果向上のために、30年度は以下のようないくつかの取組を行いました。

[内容点検効果向上に向けた行動計画の策定・実施]

各支部において「レセプト点検効果向上に向けた行動計画」を策定しました。進捗会議を毎月実施し、支部の現状と課題の検証および課題に対する改善策の検討を行い、システムを有効活用した効率的な点検を実施しています。

本部においては、各支部の優れた取組や全支部の査定データを集約し、協会内での共有化を図りました。また、再審査請求結果の分析ツールを提供し、支部が効率的にPDCAを回せるよう支援しています。

[内容点検業務の一部外注化]

内容点検業務については、点検員のスキルアップを図るため、一部を外注化していましたが、協会の点検員のスキルも一定の水準に達したこと、費用対効果などを勘案し、30年12月をもって外注を打ち切ることとしました。31年1月より協会の点検員により全てのレセプトを点検しています。

[レセプト点検員のスキルアップ等]

レセプト点検員のスキルの維持や向上を図るため、各支部においては外部講師等による研修会や支部の課題に基づく勉強会（月16時間以上）を実施しています。

また、本部において新規採用レセプト点検員研修（4月）や診療報酬改定説明会（7月）を実施しました。

ii) 資格点検

資格点検では、保険診療時における加入者資格の有無等を確認し、主に資格喪失後受診に伴い協会が負担した医療費の回収を行うための点検を実施しています。具体的には、レセプトの返戻または医療費の返還請求を行うため、医療機関や薬局に対し、資格喪失後受診等の疑いがあるレセプトの照会（保険証の窓口確認の有無や診療日、レセプトの返戻同意の可否等）を実施しています。

30年度は、協会に請求する前の支払基金の資格確認の点検範囲が拡大され、協会の点検効果が現れにくい状況でしたが、30年度の加入者1人当たりの資格点検の効果額は1,276円となり、前年度と比較して13円（1.0%）増加しました。

なお、30年度の医療機関への照会件数は約105万件となり、前年度と比較して約18万件増加しました。これは協会の加入者数が増加（「第3章（1）加入者、事業所の動向」参照）していることに比例して増えたものと考えられます。

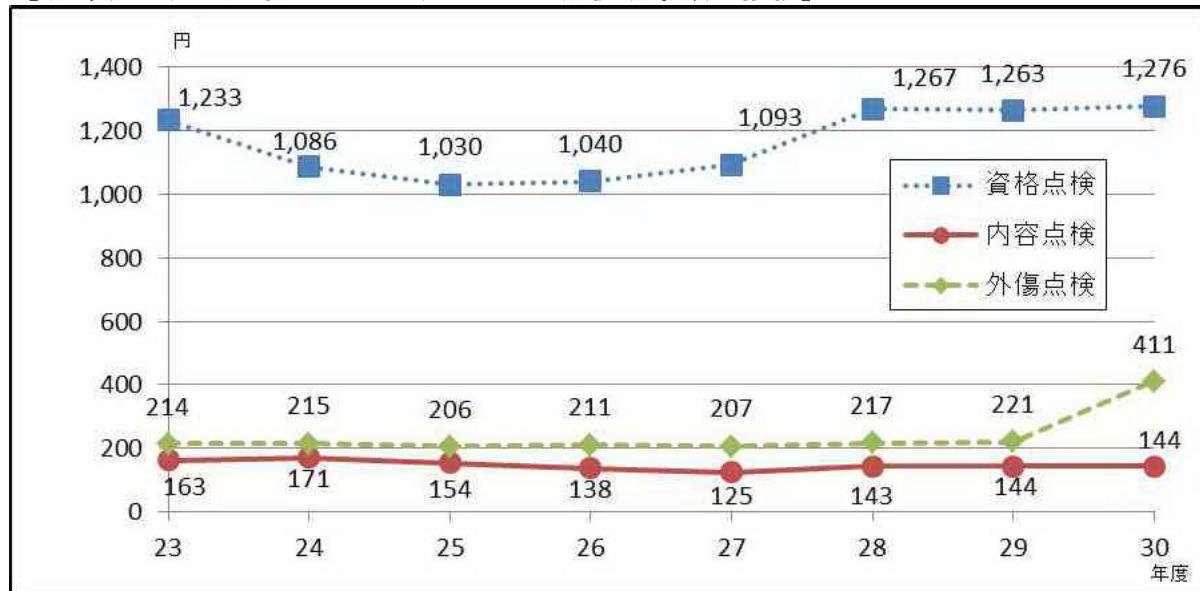
iii) 外傷点検

外傷点検では、保険診療の対象となった傷病（外傷）が労働災害や交通事故等の第三者の行為に起因するものでないかなど、その負傷原因について対象者へ照会等を行うことにより確認し、協会が負担した医療費の回収を行うための点検を実施しています。点検の結果、労働災害に該当する場合はレセプトの返戻または医療費の返還請求を行います。また、第三者の行為に起因する場合はその第三者（加害者）や損害保険会社等に対し、損害賠償請求（求償）を行います。

損害賠償金については、比較的高額となるケースが多いため、損害保険会社等と早期折衝を実施し、点検効果額の向上に努めました。

30年度の加入者1人当たりの外傷点検効果額は、損害賠償金に係る高額債権の増加等により、411円となり、前年度と比較して190円(86%)増加しました。

【(図表4-8) 加入者1人当たりレセプト点検効果額の推移】



※ 資格点検：保険診療時における加入者の資格の有無等に係る点検

内容点検（診療内容等査定効果額）：診察、検査、投薬等の診療内容に係る点検

外傷点検：保険診療の対象となった外傷が労働災害や交通事故等の第三者の行為に起因するものか否か等の給付発生原因に係る点検

【(図表 4-9) 各支部における加入者 1人当たり点検効果額】

(単位:円)

支部	資格点検		外傷点検		内容点検		診療内容等査定効果額	
	30年度	(前年度)	30年度	(前年度)	30年度	(前年度)	30年度	(前年度)
北海道	1,516	(1,312)	359	(228)	433	(457)	233	(199)
青森	1,235	(1,271)	422	(197)	251	(1,022)	107	(86)
岩手	1,443	(1,559)	257	(160)	348	(390)	215	(229)
宮城	1,236	(1,414)	336	(160)	412	(500)	150	(152)
秋田	1,195	(937)	324	(205)	322	(398)	110	(91)
山形	1,462	(1,675)	360	(161)	184	(1,661)	112	(78)
福島	1,347	(1,138)	463	(211)	645	(337)	133	(149)
茨城	1,463	(1,032)	474	(175)	434	(545)	201	(267)
栃木	1,064	(1,296)	496	(131)	438	(417)	194	(190)
群馬	1,342	(1,646)	472	(222)	334	(301)	146	(116)
埼玉	1,139	(1,103)	358	(168)	259	(313)	153	(158)
千葉	1,080	(1,150)	307	(265)	283	(263)	174	(168)
東京	1,160	(1,129)	411	(202)	198	(269)	102	(90)
神奈川	1,159	(1,248)	374	(197)	303	(256)	127	(113)
新潟	916	(1,106)	456	(184)	237	(283)	103	(137)
富山	1,150	(1,329)	419	(266)	151	(598)	91	(98)
石川	1,290	(1,436)	246	(237)	188	(567)	92	(86)
福井	1,340	(1,436)	438	(230)	294	(465)	170	(169)
山梨	1,100	(1,063)	372	(255)	337	(431)	155	(111)
長野	1,111	(1,169)	409	(194)	232	(625)	124	(155)
岐阜	915	(1,058)	338	(197)	226	(313)	128	(114)
静岡	1,049	(1,000)	230	(207)	162	(256)	110	(129)
愛知	990	(972)	443	(233)	227	(289)	92	(104)
三重	1,104	(1,198)	232	(177)	232	(241)	88	(87)
滋賀	1,247	(1,140)	534	(206)	239	(929)	88	(128)
京都	1,354	(1,230)	349	(225)	260	(304)	118	(138)
大阪	1,235	(1,274)	282	(200)	303	(443)	205	(228)
兵庫	1,627	(1,130)	506	(261)	328	(377)	121	(125)
奈良	1,445	(1,472)	472	(320)	230	(480)	159	(130)
和歌山	1,472	(1,683)	475	(178)	507	(975)	295	(246)
鳥取	1,950	(1,975)	482	(120)	327	(581)	188	(205)
島根	1,763	(1,590)	346	(163)	192	(457)	136	(129)
岡山	1,299	(1,361)	843	(305)	217	(218)	157	(152)
広島	1,381	(1,228)	334	(205)	189	(306)	117	(123)
山口	1,737	(1,921)	559	(188)	299	(898)	114	(85)
徳島	1,302	(1,487)	494	(250)	377	(580)	89	(78)
香川	1,246	(1,492)	508	(386)	231	(351)	114	(135)
愛媛	1,281	(1,247)	762	(302)	156	(345)	114	(136)
高知	1,565	(1,628)	572	(296)	284	(852)	198	(156)
福岡	1,563	(1,475)	495	(250)	388	(571)	246	(244)
佐賀	1,402	(1,587)	644	(434)	407	(1,712)	106	(73)
長崎	1,211	(1,480)	433	(285)	490	(1,470)	151	(189)
熊本	1,550	(1,500)	600	(335)	163	(465)	99	(88)
大分	1,583	(1,560)	281	(194)	227	(614)	100	(97)
宮崎	1,276	(1,352)	460	(240)	288	(1,693)	171	(156)
鹿児島	1,358	(1,292)	430	(272)	230	(392)	138	(110)
沖縄	1,556	(1,548)	381	(202)	378	(1,411)	154	(116)
全国	1,276	(1,263)	411	(221)	286	(466)	144	(144)

(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

柔道整復療養費は日常生活やスポーツで打撲・捻挫・及び挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼の場合に柔道整復師の施術を受けた医療費の一部が申請により払い戻される制度です。健康保険の対象となるのは、急性などの外傷性の打撲・捻挫・及び挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼で、骨折・脱臼は、応急手当を除き、あらかじめ病院の医師からの同意が必要です。慢性化した症状やスポーツでの筋肉疲労、肩こりや疲れをとるためなどの施術は、健康保険の対象となりません。

30年度も、納入告知書に同封するチラシやリーフレットなどで、加入者の方々に適正な受診をお願いしていますが、3部位以上負傷の申請書、3カ月を超える長期継続の申請書又は施術回数が1カ月あたり10～15回以上が継続する申請書などに着目して、多部位（3部位以上）かつ頻回（月15日以上）受診の申請を中心に、申請のあった方に対する文書による施術内容の確認及び適正受診の働きかけを行いました。30年度は年度末までに414,073件（29年度334,286件）の文書照会を実施し、多部位かつ頻回受診の申請は189,660件（29年度204,407件）と前年度から減少するとともに、「申請件数全体に占める3部位以上かつ15日以上の申請の割合」についても1.23%とすることができます、30年度のKPIである対前年度（1.32%）以下（前年度比0.09%ポイント減少）を達成し、適正化が図られています。

また、同一施術所で同一患者の負傷と治癒を繰り返す施術、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる申請に対しても、60,679件の文書照会を実施しました。これらの取組により、柔道整復療養費の実績は、加入者数が増加している中で、支給件数が15,232,318件、支給決定金額は660億円と、29年度に比べ33,940件（0.2%）、7億円（1.1%）減少しました。

[（図表4-10）柔道整復療養費の申請件数と内訳]

	29年度		30年度		件数の 前年度対比
	件数(件)	申請に 占める割合	件数(件)	申請に 占める割合	
申請件数	15,543,363	-	15,471,289	-	▲ 0.5%
うち多部位	3,610,410	23.23%	3,451,582	22.31%	▲ 4.4%
うち頻回	449,917	2.89%	424,658	2.74%	▲ 5.6%
うち 多部位かつ頻回	204,407	1.32%	189,660	1.23%	▲ 7.2%
照会件数	334,286		414,073		23.9%

※30年度の支部別の状況は巻末の参考資料に掲載

(4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

協会の債権は、退職等の理由により使用できない保険証を使用して医療機関で受診した資格喪失後受診や、交通事故など第三者の行為によって生じた傷病について協会から保険給付した場合等に発生します。

発生した債権は、速やかな回収を図るため、電話や文書による早期催告の実施、納付拒否者に対しては支払督促や訴訟による法的手続き等、積極的に取り組んでいます。

また、損害賠償金債権については、損害保険会社への折衝や加害者本人への返納金の告知を早期に実施しています。

i) 保険証回収業務

退職等の理由により資格を喪失したにも関わらず保険証を使用して医療機関等で受診した場合には資格喪失後受診となり、後日、その医療費は返納していただくことになります。資格喪失後受診は債権発生の大きな要因となっており、保険証の回収強化を重点的に実施することにより、資格喪失後受診や債権発生の防止に努めています。

事業所に対しては、資格喪失届への保険証の添付を徹底していただくこと、加入者に対しては、保険証は退職日までしか使用できないことや事業所に保険証を返却しなければならないことについて、ホームページや健康保険委員研修会の活用、広報チラシの配布、医療機関窓口でのポスターの掲示などを通じて広く周知を図りました。

また、日本年金機構による保険証の回収催告に応じなかった方に対し、協会からも文書による催告を資格喪失後2週間以内に実施するとともに、電話での催告等による保険証の回収強化に取り組みました。加えて、保険証の未回収が多い事業所には訪問等による説明を行い、資格喪失届の提出の際の確実な保険証の返却を求めました。

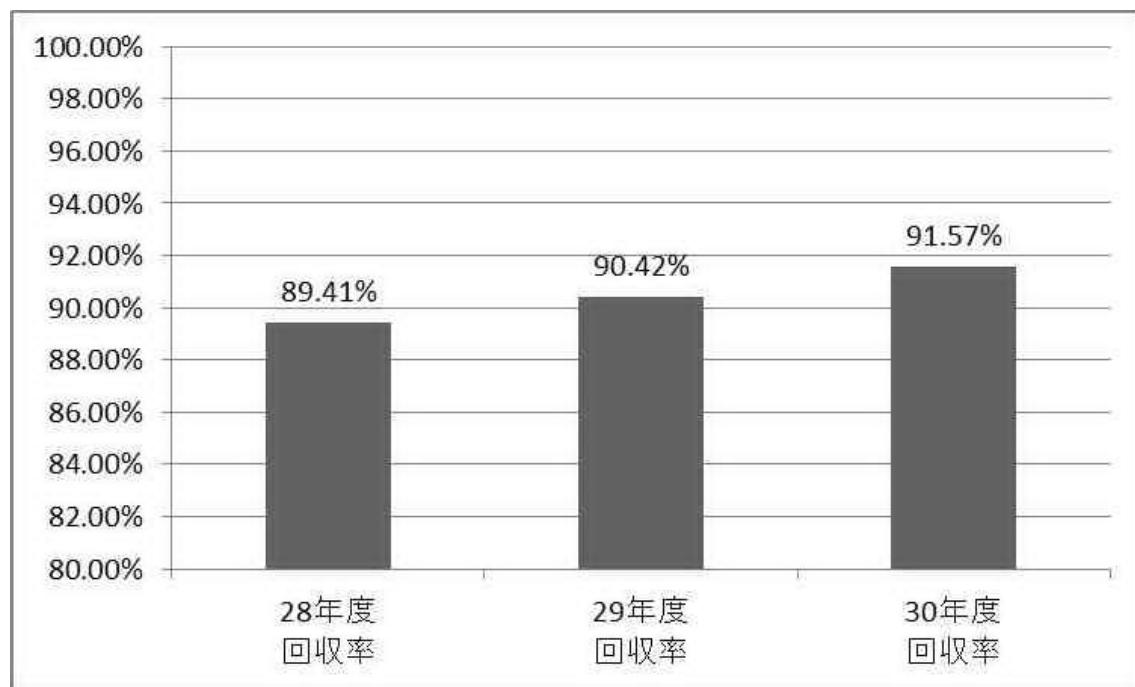
なお、資格喪失届に保険証が添付できない場合に、代わりに添付する「被保険者証回収不能届」への電話番号の記載が、厚生労働省への働きかけにより義務化されたことを受け、30年度からの新たな取組として、この電話番号を活用した電話催告を31,798件実施しました。

これらの取組の結果、30年度の資格喪失後受診の実績については図表4-11のとおり、発生件数が16万件、発生金額が39億円となっており、保険証の回収件数は707万件となりなりました。資格喪失後1ヵ月以内の保険証回収率は図表4-12のとおり、加入者数が増加傾向にある中で91.57%となり、29年度実績90.42%から1.15%ポイント上昇し、30年度KPIである93.00%は概ね達成できています。また、図表4-13のとおり総レセプト件数に占める無資格受診レセプト件数の割合(0.158%)は、29年度実績(0.161%)より減少しており、割合で見ても新規債権の発生が抑制されています。

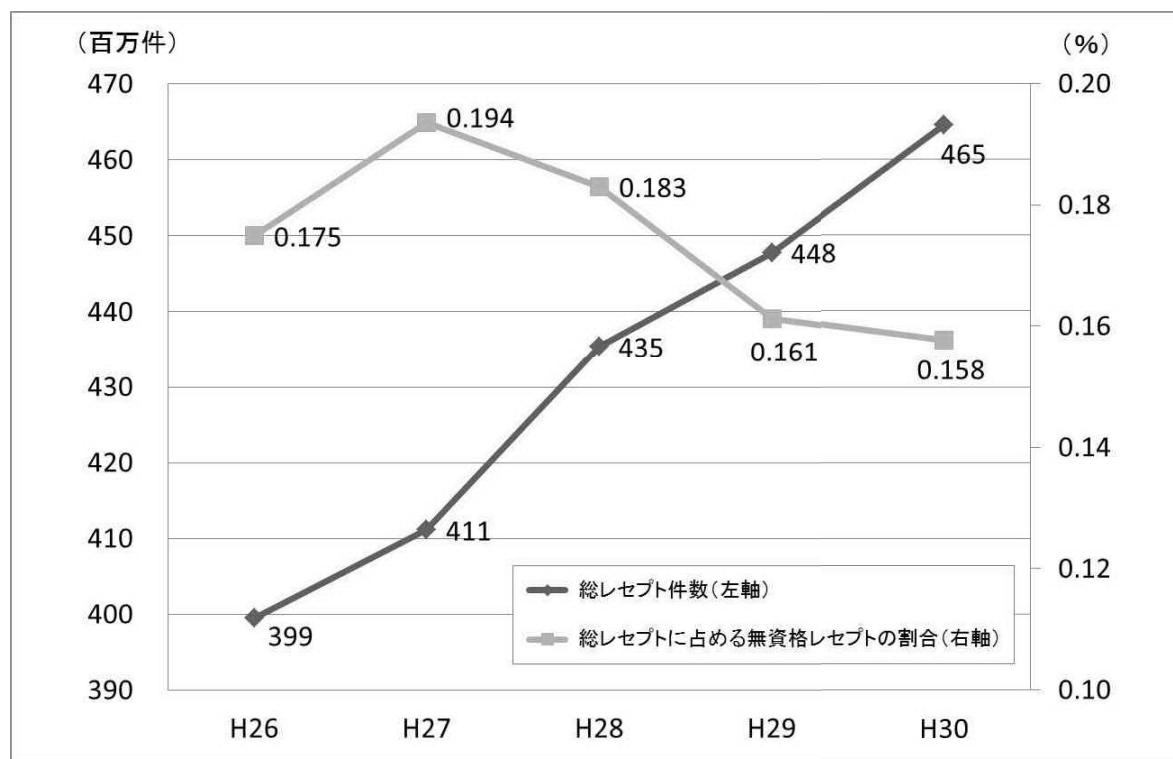
[(図表4-11) 資格喪失後受診による債権の発生件数等・保険証回収件数]

	28年度	29年度	30年度
資格喪失後受診による債権発生件数	124,872件	150,673件	155,599件
資格喪失後受診による債権発生金額	35億円	36億円	39億円
保険証回収件数	714万件	691万件	707万件

【(図表 4-12) 資格喪失後一ヶ月以内の保険証回収状況】



【(図表 4-13) 総レセプト件数に占める無資格受診レセプト件数の割合】



ii) 発生した債権の早期回収等

債権の回収については、回収が長期化することにより回収率が低下する傾向にあることや管理事務が増加することなどを踏まえると、発生から6ヶ月以内に回収することが重要と考えています。回収強化策として初回通知や催告状等の送付をアウトソース化し、業務の効率化等も図りながら、電話催告や文書催告、納付拒否者に対する支払催促や法的手続きも積極的に実施しています。

① 国民健康保険加入者の協会資格喪失後受診による債権等

協会けんぽと国民健康保険との間で発生した資格喪失後受診等による債権の回収について、保険者間で直接調整する「保険者間調整」を実施しています。

なお、確実な債権回収方法である保険者間調整の実施を拡大するため、保険者間調整案内文書を催告文書全件に同封した上で発送していますが、催告や保険者間調整の案内について、封入封緘から発送まで全てアウトソースを行い早期回収に結びつけました。

保険者間調整は、地域差異がみられますが、確実な債権回収の手段として活用しており、図表4-14のとおり、保険者間調整による30年度の債権回収件数は7,971件で、29年度に比べ2,552件増加しました。今後も保険者間調整については積極的に進めてまいります。

[(図表4-14) 保険者間調整による債権回収状況]

	28年度	29年度	30年度
保険者間調整による債権回収件数	3,672件	5,419件	7,971件
保険者間調整による債権回収金額	9.1億円	10.9億円	12.0億円

② 支払催促等の法的手続きの実施

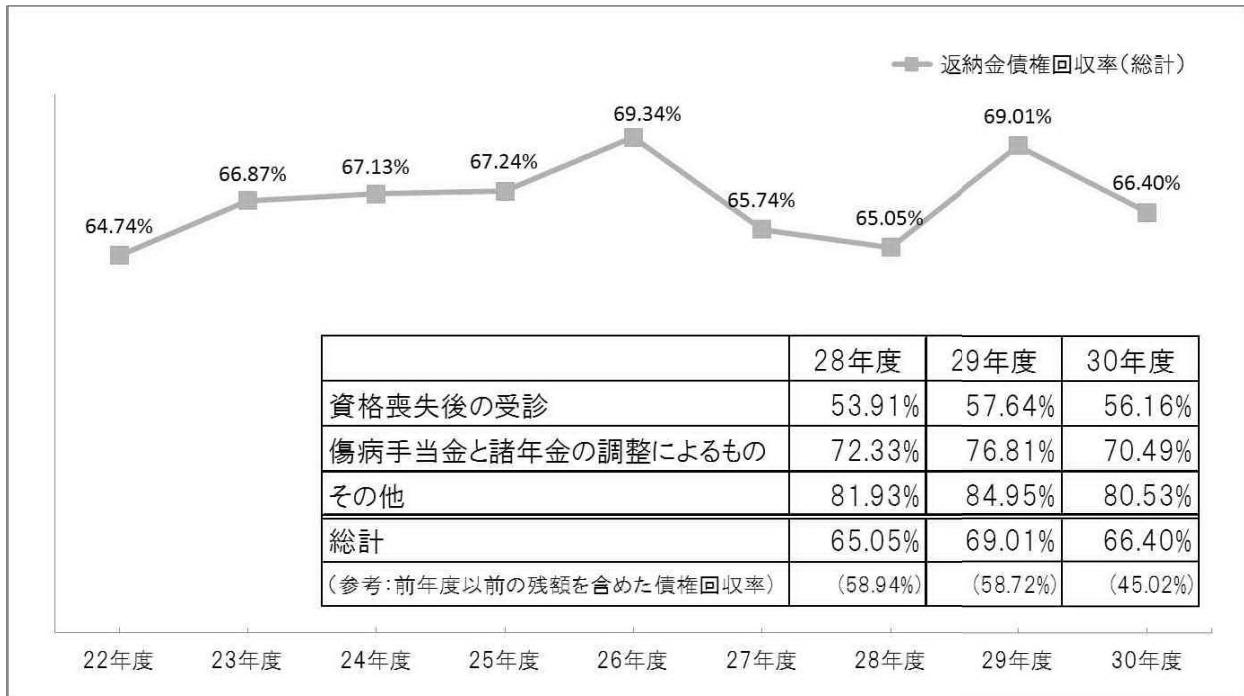
納付拒否者に対しては、支払催促や訴訟などの法的手続きを積極的に実施しています。30年度の支払催促等の法的手手続きは、図表4-15のとおり3,386件実施し、29年度より376件増加しました。

[(図表4-15) 支払催促等の法的手手続き実施件数]

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
支払督促	1,442件	2,076件	2,376件	2,770件	3,089件
通常訴訟	5件	6件	3件	235件	295件
少額訴訟	5件	1件	1件	5件	2件
合計	1,452件	2,083件	2,380件	3,010件	3,386件

こうした各種債権回収の取組を推進しましたが、図表4-16のとおり①資格喪失後受診に伴う返納金債権の回収率は56.16%（前年度57.64%）と、図表4-17のとおり②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は0.070%（前年度0.068%）と、ともに30年度KPI（①前年度以上、②前年度以下）を達成できませんでした。

【(図表4-16) 現年度発生分の返納金債権回収率（金額ベース）】



※当年度に発生した債権に対する当年度中の回収額（年度末時点）の割合。（参考：前年度以前の残額を含めた債権回収率）は、前年度以前の残高に当年度発生分を加えた債権額に対する当年度中の回収額（年度末時点）の割合。

【(図表4-17) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金】

	28年度	29年度	30年度
資格喪失後受診に伴う返納金	35.1億円	36.5億円	39.3億円
資格喪失後受診に伴う返納金 医療給付費総額	0.068%	0.068%	0.070%

(5) サービス水準の向上

協会の設立理念の基本コンセプトの1つに「加入者及び事業主への質の高いサービスの提供」があります。協会ではお客様満足度調査の実施や、加入者や事業主の方々の声を聞く取組などを通じて、サービスの向上や改善に努めています。

i) お客様満足度調査・お客様の声を踏まえたサービスの向上

① お客様満足度調査

毎年、各支部の窓口に来訪されたお客様を対象に、職員の応接態度など、お客様対応の基本事項に関する評価をしていただく「お客様満足度窓口調査」を実施しています。また、調査結果を活用し、今後の課題を「支部別カルテ」として取りまとめ、各支部において、お客様サービスの向上に活用しています。

30年度の調査結果については、図表4-18のように、総合満足度は97.6%と前年度同様の高い水準を維持しています。また、個別の調査項目についても、全ての指標に改善が見られ、お客様サービスを向上させることができました(お客様満足度調査の概要は巻末の参考資料を参照)。

[(図表4-18) お客様満足度窓口調査]

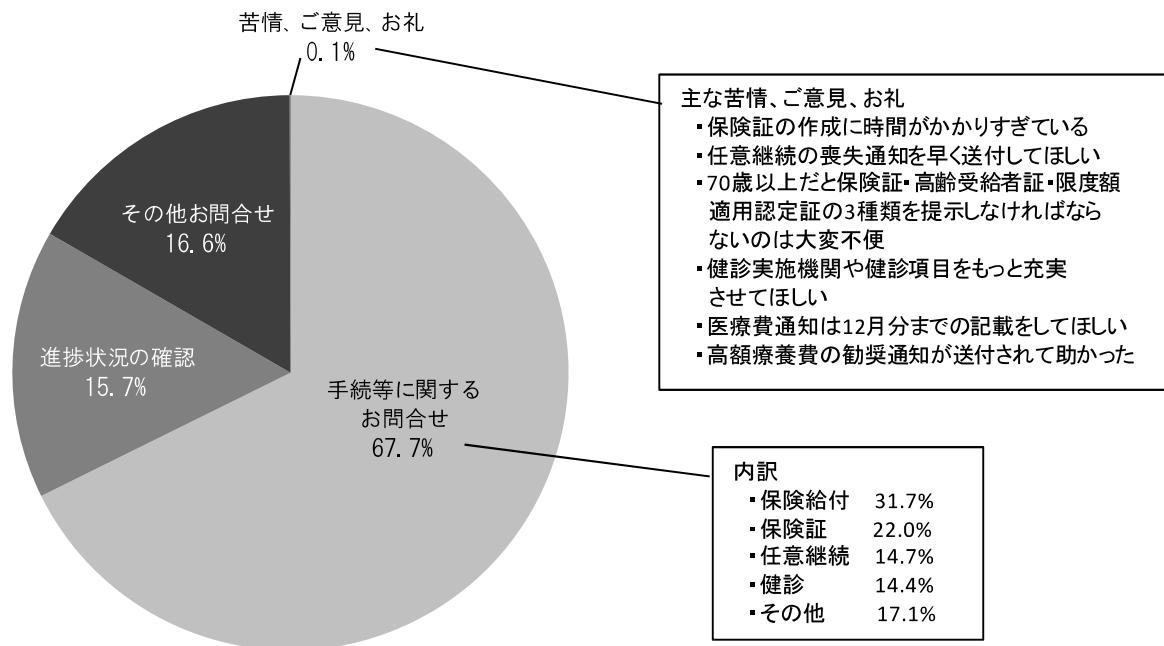
指標	29年度	30年度
窓口サービス全体としての満足度(総合満足度)	97.6 %	97.6 %
職員の応接態度に対する満足度	97.4 %	97.7 %
訪問目的の達成度	97.6 %	97.9 %

② お客様の声

電話や協会ホームページへの投稿等による「お客様の声」については、苦情、ご意見・ご提案、お礼等の件数や内容について集計・分析を行い、必要に応じて随時改善を図り、お客様サービスの向上に努めています。30年度は、申請書の様式やその記入の手引き、ホームページへの掲載内容等について改善を図りました。

また、前年度と比較して、苦情の件数は約2割減少しており、ご意見・ご提案の件数は横ばいとなっています(図表4-19参照)。

〔(図表 4-19) 各支部に寄せられた「お客様の声」の全体像〕



《苦情、ご意見・ご提案、お礼等の内訳》

	29 年度	30 年度	増減
苦情	311 件	258 件	▲ 53 件
ご意見・ご提案	1,167 件	1,161 件	▲ 6 件
お礼等	419 件	355 件	▲ 64 件

ii) サービススタンダード

現金給付の申請の受付から振込までの期間について、10 営業日をサービススタンダード（所要日数の目標）として設定し、サービスの維持・向上に努めています。

30 年度のサービススタンダードの達成状況について、対象の現金給付の件数は 1,428,404 件、未達成件数は 39 件で、達成率（10 営業日以内に振込むことができた割合）は 99.99%（29 年度 99.99%）と 30 年度の KPI である 100% を概ね達成しました。また、年間を通して達成率が 100% だった支部は 41 支部（29 年度 39 支部）と、29 年度よりも増加しました。未達成となった場合は、理由や問題点を明らかにし、改善を図ることで達成率について高い水準を維持しています。

なお、業務の標準化・効率化を徹底することで、受付から振込までの平均所要日数の短縮を図っており、30 年度は 7.68 日（29 年度 8.03 日）と、29 年度から 0.35 日短縮しています。

iii) 申請書の郵送化の促進

各種給付の申請手続きについては、協会の窓口にお越しいただかなくても申請できるよう、郵送による申請を推進しています。申請書類等を郵送で提出いただいている割合について、30年度は89.3%（29年度86.7%）と前年度比で2.6%ポイント上昇し、KPIである87%を達成しました。引き続きホームページのほか、各種広報誌への掲載、関係団体や健康保険委員研修会及び日本年金機構が実施する説明会を通じた周知により、申請・届出の郵送化の促進に努めてまいります。

iv) その他の取組

① 医療費の情報提供サービス・医療費通知

インターネットによる医療費の情報提供サービスについては、健康や医療について関心を深めていただくことを目的に、ご本人にかかった医療費のほか、協会の負担額等についてもインターネットを通じて確認できるサービスです。30年度の利用件数は11,511件（29年度12,534件）となりました。

また、インターネットによる医療費の情報提供サービスのほか、31年1月に加入者の方々が受診した医療費の情報を掲載した医療費通知を20,040,330件（29年度19,810,858件）送付しました。

② 任意継続健康保険料納付の口座振替利用の推進

任意継続被保険者の保険料の納付については、毎月の納付の手間が省け、納め忘れによる資格喪失の防止にもなるため、口座振替の利用の推進に努めています。口座振替は、新たに任意継続被保険者となられる際の申請時や、全ての任意継続被保険者に対する保険料前納のお知らせ送付時（9月、3月）にご案内しています。

30年度末においては、34.8%（29年度34.5%）の方が口座振替を利用しており、前年度末より0.3%ポイント増加しました。

③ 窓口サービスの展開

各種申請の受付や相談等の窓口については、全国47支部での設置のほか、日本年金機構と連携し、年金事務所（分室を含む）315カ所のうち65カ所において設置しています（30年度末現在）。なお、各窓口の利用状況や届書郵送化の進捗状況を考慮し、30年度に窓口を廃止した年金事務所は28事務所、開設日を縮小した年金事務所は2事務所でした。

今後も窓口の廃止、開設日の縮小に際しては、事業主や加入者の方々に丁寧な説明を行つたうえで実施してまいります。

(6) 限度額適用認定証の利用促進

医療機関等の窓口での医療費のお支払いが高額となった場合、そのお支払いを窓口で自己負担限度額まで軽減させることができる限度額適用認定証の利用を促進しています。

30年度も、各支部においてホームページやリーフレット等により周知広報を積極的に行なったほか、医療機関や市町村の医療費助成担当窓口等に直接訪問し、加入者が入院した場合に同申請書の提出を促すよう依頼しました。また、事業所に対しては、納入告知書同封チラシや保険料率改定広報の同封リーフレット、健康保険委員研修会等の各種説明会を活用して制度の周知を行い、加入者に対しては、現金給付の支給決定通知書を送付する際に、利用促進を行いました。

これらの取組により、30年度の限度額適用認定証等の発行件数は1,655,436件で、29年度と比べ17.4%増加しております。また、高額療養費の金額では93.3%、件数では81.3%まで現物化されてきており、30年度のKPI⁹である83%を概ね達成しています。

なお、限度額適用認定証の利用ができなかった場合は、後日、申請により自己負担限度額を超えた額が払い戻される高額療養費制度があります。高額療養費の未申請の被保険者に対しては、あらかじめ必要事項を記載した高額療養費支給申請書（ターンアラウンド通知）を郵送し、高額療養費制度の周知や高額療養費の申請漏れの防止を図っています。30年度は549,193件の通知を行い、29年度と比べ64,850件増加しました。

【(図表 4-20) 限度額適用認定証等発行件数】

		28 年度	29 年度	30 年度
限度額適用認定証等発行件数		1,328,379 件	1,410,234 件	1,655,436 件
高額療養費	支給件数	3,262,116 件	3,423,431 件	3,504,348 件
現物給付分	支給金額	4,145 億円	4,403 億円	4,634 億円

⁹ KPI は、「高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を83%以上とする。」(件数ベース)としています。

(7) 被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者が就職などにより被扶養者ではなくなった場合に、資格を解除する届出と保険証の返還が必要ですが、この届出が提出されず、保険証が返還されないままとなっているケースがあります。被扶養者資格の解除の手続きがなされないと、本来使用できないはずの保険証が使用される恐れがあり、無資格受診によって後日、医療費を返還していただくことになります。このため、適正な被扶養者資格にすることを目的として、原則毎年度、被扶養者資格の再確認を日本年金機構と連携して実施しています。

30年度においても7月から8月にかけて、約132万事業所（前年度より5万事業所増）へ被扶養者状況リストを送付し、88.0%（前年度より1.4%ポイント増）の事業所より確認結果が提出され、30年度のKPIである87%を達成しました。また、約7.1万人（前年度より5千人減）の被扶養者資格解除の届出漏れを確認しました。この被扶養者資格の解除により、前期高齢者納付金の負担も軽減されますが、その額は17.3億円となっています（後期高齢者支援金については、29年度以降、制度改正により全面総報酬割に移行したことから、負担軽減効果はありません。）。

なお、被扶養者状況リストの未提出事業所に対しては提出勧奨を実施し、被扶養者状況リストの未送達事業所に対しては年金事務所に送付先を確認のうえ再送付しています。この結果、95,672件について事業所から提出があり、7,332人の被扶養者資格解除の届出漏れを確認しました。

また、不適切な被扶養者認定が行われないよう、30年10月から日本年金機構にて被扶養者を認定する際の事務取扱いの見直し（被扶養者認定事務の厳格化）が行われています。これにより、被扶養者資格が適正に認定されることに効果があるものと考えています。

【(図表4-21) 被扶養者資格の再確認における被扶養者削減数等】

	27年度	28年度	29年度	30年度
被扶養者資格再確認対象事業所数	1,157,362事業所	1,205,743事業所	1,263,914事業所	1,315,182事業所
提出率	85.5%	84.7%	86.6%	88.0%
確認対象被扶養者数	7,418,587人	7,376,445人	7,381,647人	7,480,414人
被扶養者削減数	72,898人	70,069人	75,685人	70,897人
高齢者医療制度への支援金等における負担軽減額	31.5億円	22.7億円	18.4億円	17.3億円
前期高齢者納付金負担軽減額	17.6億円	14.3億円	18.4億円	17.3億円
後期高齢者支援金負担軽減額	13.9億円	8.4億円	-	-

(8) オンライン資格確認の導入に向けた対応

i) 協会独自のオンライン資格確認システム

協会では、資格喪失後受診の防止及び返納金債権発生の抑止を目的として、医療機関が協会けんぽ加入者の資格を確認できる取組（オンライン資格確認）を実施しています（31年3月末時点では36支部が実施）。

この取組については、医療機関がオンライン資格確認システムを通じて資格記録を確認することになるので、費用対効果を高めるには、資格確認システム認証用のUSBトークンを配布した医療機関に確実に資格確認システムを利用いただくことが重要になります。このため、当該医療機関における利用率をKPIとして設定しました。訪問、電話、文書等による利用勧奨を実施したことで、30年度平均の利用率は37.1%となり、30年度のKPIである「利用率36.5%以上（年度平均）」を達成しました。

この取組における30年度の効果額については検証中（検証結果は令和元年9月頃を予定）ですが、29年度の効果額（推計）は、28年度を1,829万円上回る5,636万円でした。

[（図表4-22）オンライン資格確認の実施支部数と効果額]

	平成28年度	平成29年度
実施支部数	36支部	36支部
効果額	38,066,077円	56,359,121円

※ 29年度の効果額が上がった理由としては、薬局での資格確認の効果額が大きく増えたことが要因です。

ii) 国が検討中のオンライン資格確認

国が検討中のオンライン資格確認システムは、現行では「世帯単位」となっている被保険者番号等について、保険者において「個人単位」に切り替えた上で、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）と国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）において、資格情報として一元的に管理する仕組です。

加入者は、医療機関等を受診した際に、保険証またはマイナンバーカードを提示し、医療機関や薬局は、オンライン資格確認システムを利用して当該加入者の資格情報を確認します。その後、支払基金と国保中央会は、医療機関等からレセプト（診療報酬明細書）を受付した際に改めて当該加入者の資格情報をオンライン資格確認システムにより確認し、正しい資格情報を用いて保険者に診療報酬を請求します。これにより、保険者や医療機関等の資格過誤に係る事務コストを軽減できることや、各保険者の加入者情報（保険証情報、限度額適用認定証情報や高齢受給者証情報等）をオンライン資格確認システムへ集約することで、各種証類発行に関する加入者の事務手続きが軽減されるなど、利便性の向上が期待されます。

なお、オンライン資格確認を制度化するため、第198回（31年1月召集）通常国会において、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、「① 医療機関等を受診する場合の被保険者資格の確認について、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入する。」、「② 国、保険者や保険医療機関等の関係

者は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。」と位置づけられました。

協会においても、国によるオンライン資格確認システムの導入に向けて、引き続き、国や医療関係者及び医療保険者等との協議を進めるとともに、運用面の整理やシステム改修を行ってまいります。

<今後のスケジュール（予定）>

令和2年 秋頃～ 保険者で個人単位の2桁番号を付番、オンライン資格確認システムに登録

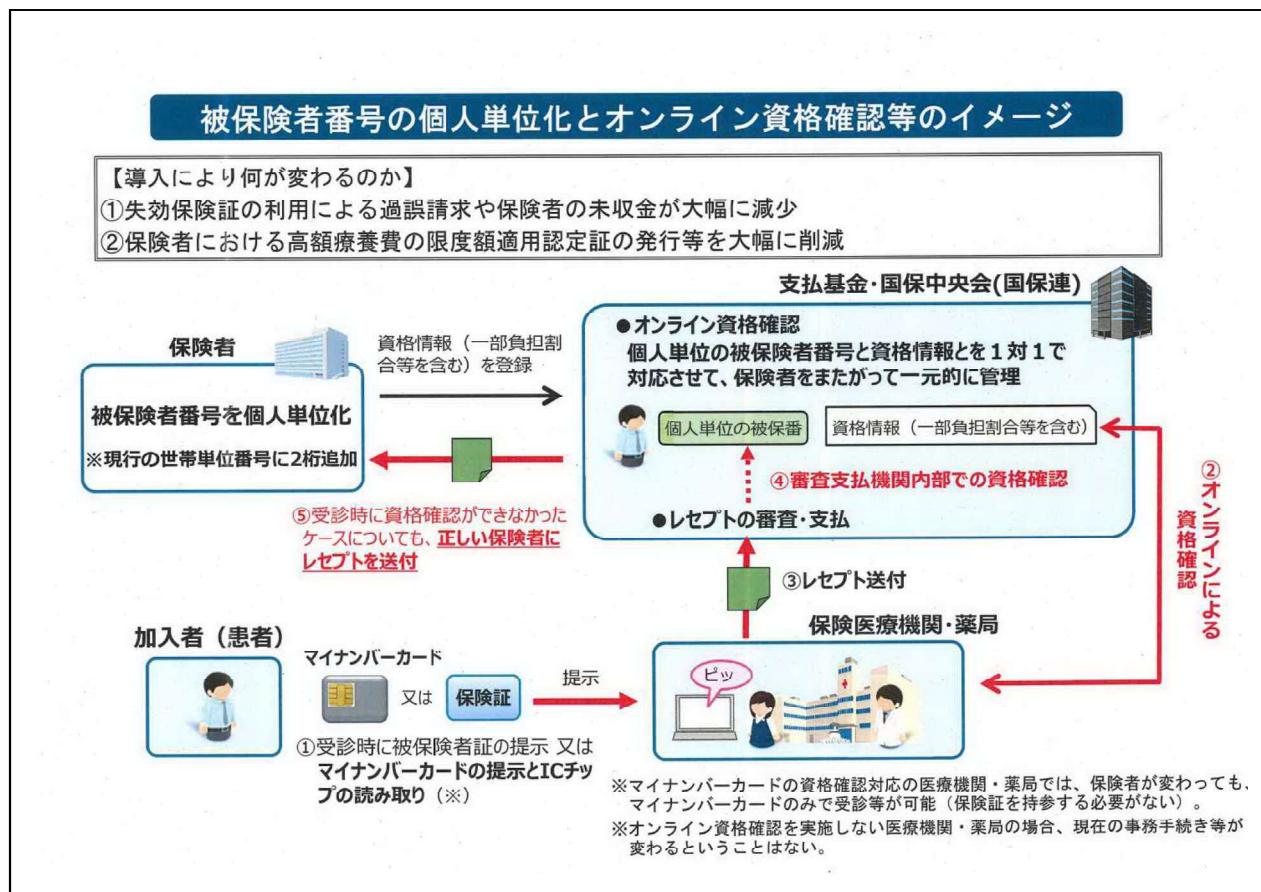
令和3年3月頃～ マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始

4月頃～ 新規発行の保険証に2桁の番号を追加（全保険者）

5月頃～ 保険証によるオンライン資格確認の開始

10月頃～ 2桁の番号を付してレセプト請求を開始（9月診療分、10月請求分～）

〔(図表4-23) 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認等のイメージ (30年12月6日社会保障審議会医療保険部会資料)〕



(9) 的確な財政運営

i) 令和元年度保険料率の議論の開始

令和元年度の保険料率の決定に向けては、30年9月に開催した運営委員会において令和5年度までの5年間の収支見通し（以下、「5年収支見通し」と「保険料率に関する論点」（今後10年間の収支見通しを含む）のほか、日本の人口（年齢階層別の将来人口を含む）や国民医療費の推移、関連する制度改正の動向等を事務局から示し、議論が開始されました。

①保険料率に関する論点

令和元年度の保険料率に関しては、図表4-24にあるように、事務局から論点を提示しました。その中で平均保険料率については、後述の5年収支見通しも踏まえて、

- ・ 財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和元年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

都道府県単位保険料率を考える上で、激変緩和措置については、

- ・ 激変緩和措置の解消期限（令和2年3月31日）を踏まえ、令和元年度の激変緩和率をどのように考えるのか

などを示しました。

各委員からは、前年度（30年度）の保険料率を決定した際の運営委員会における議論なども踏まえながら、

- ・ 「事業主、加入者によって成り立っている制度であり、その理解を得る必要がある。準備金残高が法定準備金の3.1カ月分まで積み上がっている状況において、保険料率を下げる時は下げることも選択肢の一つとして議論していただきたい。」
- ・ 「中小企業は厳しい状況の中で、保険料を負担している。準備金も積み上がっており、引き下げられるのであれば、引き下げるべきである。また、引き上げなければならなくなったら、国庫補助上限である20%まで引き上げを要請するべきである。」
- ・ 「高齢化のピークを迎える2040年を見据えておく必要がある。保険料率は、その年に必要な費用をきちんと確保するようにすべきであって、中長期的にみると毎年0.1%～0.2%程度引き上げなければならない状況にあるということを、加入者を含めた内外に説明し、保険料率の引き上げについて理解を得る必要がある。」
- ・ 「保険料率を一度引き下げるとなれば、今後引き上げこととなった場合の上げ幅が大きくなることから、慎重な検討が必要。平均保険料率10%は、経営者側にも労働者側にも限界があり、これ以上上がらないよう死守しなければならない。過去には保険料率の引き下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたこともあります。現行の保険料率10%は維持しなければならない。また、協会けんぽの保険料率は、健康保険組合の存続にも影響することを加味しておかなければならない。」
- ・ 「今後も医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造は変わらないと思われ、長期的

スパンで財政を考えた方がよい。現在の平均保険料率を長期間一定に維持できることは望ましく、事業主及び加入者にとっても10%を堅持した方が良いと考える。」

などの発言があり、9月時点の運営委員各々の考えが示されました。このほか、

- ・「29年度決算の収支は黒字ではあるが、医療費の伸びによる支出も増えており、収支差が減少している。医療費抑制に視点を向けなければならないのではないか。」
- ・「支部評議会でも様々な議論があったと思うが、保険料率を一定とするならば、準備金の医療費適正化や保健事業への活用についても議論していくべき。」

といった、中長期的に楽観視できない協会けんぽの財政を踏まえ、現時点から各種取組を推進することにより医療費の伸びを抑制し、将来の財政を安定させる旨の考えも示されました。

また、この日の議論の最後に、理事長からは、前年度（30年度）の保険料率を決定した際の「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」という自らの発言も踏まえて、保険料率の議論を進めるに当たり、協会としては、中長期的に考えたい旨を発言し、各支部の評議会にも丁寧に説明するとともに、状況に大きな変化がなければ10%維持を前提に考えていくことを示しました。

【(図表4-24) 令和元年度保険料率に関する論点 (30年9月13日運営委員会提出資料)】

※30年度に開催した運営委員会に提出した資料のため、令和ではなく平成で記載しています。

1. 平均保険料率

«現状・課題»

- ✓ 協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会においては、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、日本年金機構における適用対策、後期高齢者支援金の総報酬割への移行などの効果によるものと考えられる。
- ✓ 一方で、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はP.8～15参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しがなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

«現状・課題»

- ✓ 激変緩和措置の解消期限は、「平成32年3月31日」（平成31年度末）とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。なお、平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

- 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

«現状・課題»

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年4月納付分（3月分）からでよいか。

②協会けんぽの5年収支見通しの試算の前提等

7月にとりまとめられた29年度決算を足元として、一定の前提をもとに5年収支見通しを作成しました。

賃金上昇率については30年度を1.0%、令和元年度を0.8%と見込み、さらに令和2年度以降については以下の3ケースを前提に置きました。

＜令和2年度以降の賃金上昇率＞

（単位 %）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
I 低成長ケース ¹⁾ × 0.5	1. 3	1. 25	1. 35	1. 35
II 0. 6% ²⁾ で一定	0. 6	0. 6	0. 6	0. 6
III 0%で一定	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0

注：1) 低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（26年1月20日）」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（26年財政検証結果）」における低成長（ケースF～ケースH）にも用いられているものである。

2) 平均標準報酬月額（年度累計）の対前年度伸び率の過去5年平均（28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）

また、医療給付費に関し、加入者一人当たりの伸び率については、30年度を1.2%、令和元年度を3.0%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込み、さらに令和2年度以降については以下の年齢階級別医療費の伸びを使用しました。

<令和2年度以降の年齢階級別1人当たり医療費の伸び>

(単位 %)

70歳未満	2.3
70歳以上75歳未満	▲0.7
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.3

この試算にあたっては、30年度に施行された以下の制度改正の影響についても織り込みました。

- ・高額療養費の見直し 『30年8月施行分』
- ・居住費の見直し 『30年4月施行分』
- ・食事療養費の見直し 『30年4月施行分』

また、令和元年10月に予定されている消費税の引上げに伴う影響についても、26年4月の5%から8%への引上げの影響(1.36%)を参考に、機械的に織り込みました。

なお、健康保険法で定められている法定準備金（保険給付費及び高齢者医療への拠出金の1カ月分を準備金として積み立てなければならない）の見通しについては以下のとおりとしました。

<法定準備金として保有するべき額の粗い見通し>

(単位：億円)

賃金上昇率	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
I 低成長ケース × 0.5	7,500	7,800	8,100	8,300	8,400	8,500
II 0.6%で一定	7,500	7,800	8,100	8,300	8,400	8,400
III 0%で一定	7,500	7,800	8,100	8,300	8,300	8,400

③5年収支見通しの試算結果

平均保険料率を30年度(2018年度)と同率の10.00%に据え置いた場合、令和元年度(2019年度)については単年度黒字となり、準備金は3兆800億円(保険給付費等の約3.9カ月分)まで積み上がります。一方、令和2年度(2020年度)以降については、賃金上昇率がIのケース(1.3%前後のプラス)では令和5年度(2023年度)まで単年度黒字となります。IIのケース(0.6%プラス)では令和4年度(2022年度)に、IIIのケース(0%(賃金水準は横ばい))では1年早く令和3年度(2021年度)に単年度赤字に転じて、令和5年度(2023年度)の準備

金は、I のケースでは 3 兆 7,800 億円（保険給付費等の約 4.5 カ月分）、II のケースでは 3 兆 2,100 億円（同、約 3.8 カ月分）、III のケースでは 2 兆 7,000 億円（同、約 3.2 カ月分）という結果になりました。

また、単年度で収支が均衡する保険料率は、令和元年度(2019 年度)については 9.7%となりましたが、令和 2 年度(2020 年)以降については、賃金上昇率のケースによって現在の保険料率（10.00%）を超過する場合と下回る場合に分かれる結果となりました。具体的には、賃金上昇率が I のケースでは令和 5 年度(2023 年度)まで保険料率は 10% を下回りますが、賃金上昇率が II のケースでは令和 5 年度(2023 年度)から、賃金上昇率が III のケースでは 1 年早く令和 4 年度(2022 年度)から 10% を超える保険料率に引き上げる必要があるという結果となりました（図表 4-25 参照）。

【(図表 4-25) 5 年収支見通しの試算結果】

平均保険料率（10%）を据え置いた場合の単年度収支差と準備金残高

（単位：億円）

賃金上昇率		30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
I 低成長ケース × 0.5	収支差	5,100	3,100	2,300	1,900	1,600	1,100
	準備金	27,700	30,800	33,200	35,100	36,700	37,800
II 0.6%で一定	収支差	5,100	3,100	1,700	800	▲100	▲1,200
	準備金	27,700	30,800	32,500	33,400	33,300	32,100
III 0%で一定	収支差	5,100	3,100	1,200	▲100	▲1,500	▲3,300
	準備金	27,700	30,800	32,000	31,900	30,300	27,000

均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
I 低成長ケース × 0.5		9.7%	9.8%	9.8%	9.8%	9.9%
II 0.6%で一定		9.7%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%
III 0%で一定		9.7%	9.9%	10.0%	10.2%	10.4%

④その他の試算結果

(今後 10 年間の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況)

令和元年度の保険料率の議論に際しても、5 年収支見通しによって、今後 5 年間で赤字となるケースが明らかになったため、より長期の期間として、今後 10 年間の準備金残高と法定準備金（保険給付費等の 1 カ月分）に対する残高の状況について試算を行い、9 月の運営委員会で示しました。

現時点において十分な水準の準備金残高が確保できていても、ケースによって、数年後には法定準備金の確保すら難しくなる結果となっており、財政の構造的な問題（赤字構造）が解消されない中では、将来の協会けんぽ財政は、楽観視できるものではないことが確認されました（図表 4-26 参照）。

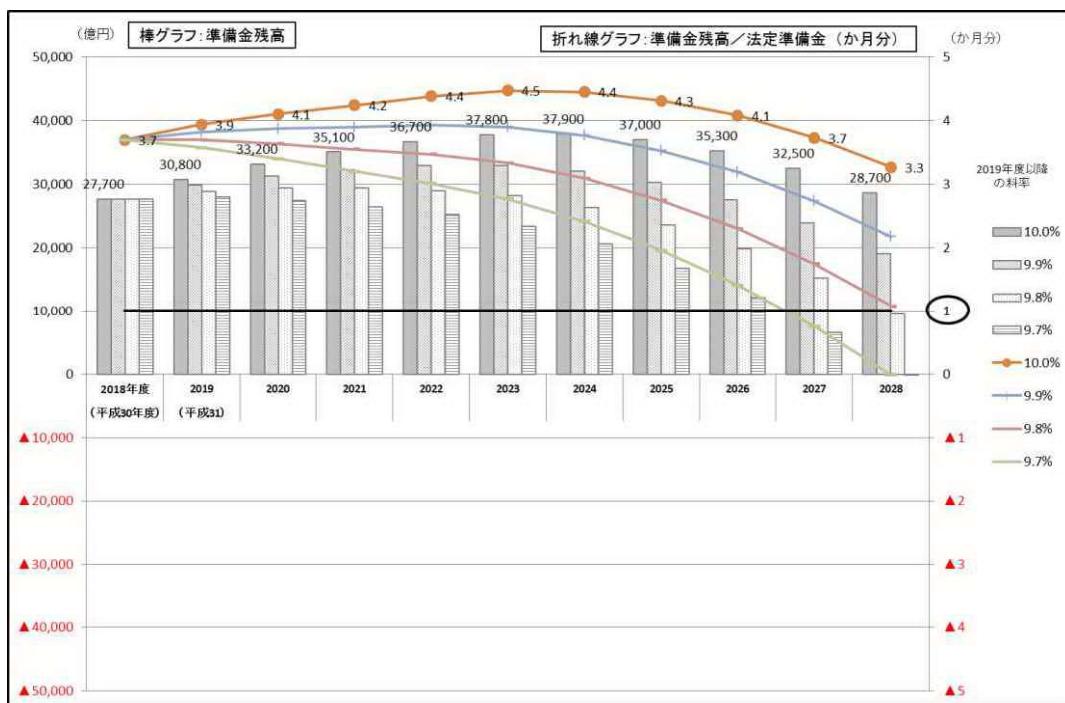
【(図表 4-26) 今後 10 年間の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況（30 年 9 月 13 日運営委員会提出資料）】

※30 年度に開催した運営委員会に提出した資料のため、令和元年度ではなく平成 31 年度で記載しています。

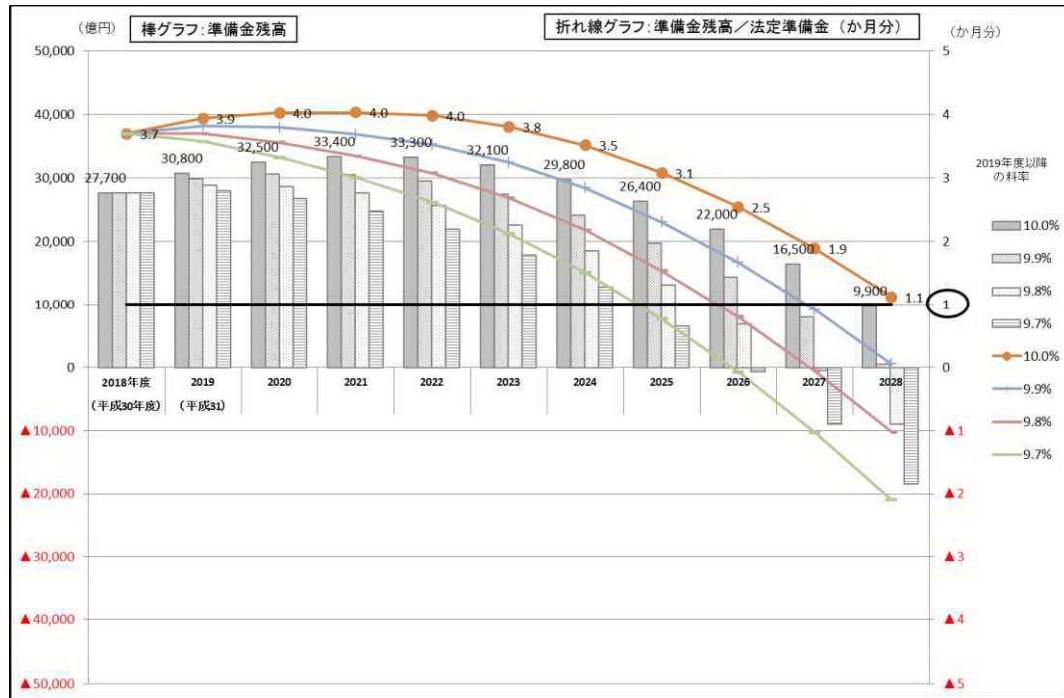
協会けんぽ（医療）の5年収支見通し（2018年9月試算）の前提に基づき、2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を10.0%、9.9%、9.8%、9.7%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間（2028年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、I の「賃金上昇率：2020年度以降 低成長ケース×0.5」のケースでは2024年度、II の「賃金上昇率：2020年度以降0.6%」のケースでは2021年度、III の「賃金上昇率：2020年度以降0%」のケースでは2020年度をピークに減少し始め、2019年度（平成31年度）以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- 法定準備金に対する準備金残高は、I の「賃金上昇率：2020年度以降 低成長ケース×0.5」のケースでは、平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9.7%とした場合には2027年度には1か月分を割り込み、II の「賃金上昇率：2020年度以降0.6%」のケースでは、平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9.9%とした場合には2027年度には1か月分を割り込む。III の「賃金上昇率：2020年度以降0%」のケースでは、平均保険料率10.0%維持の場合でも2026年度には1か月分を割り込む。

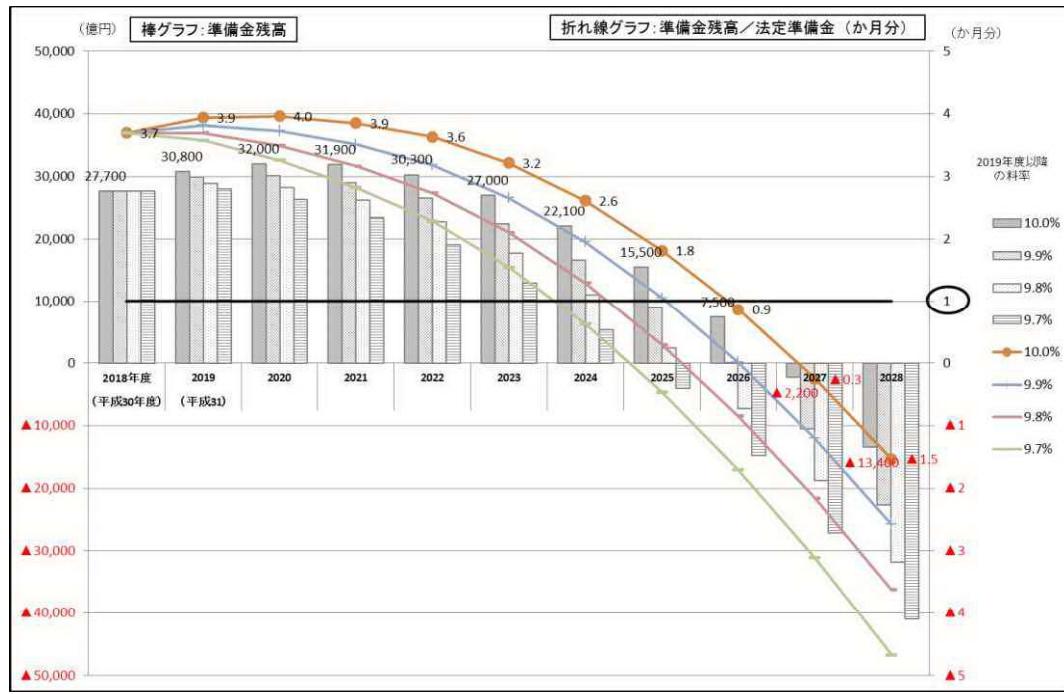
賃金上昇率：低成長ケース×0.5



賃金上昇率:0.6%



賃金上昇率:0%



(今後の保険料率の推移に関するシミュレーション)

今後 10 年の収支見通しに関連して保険料率の具体的な推移のシミュレーションを行い、9月の運営委員会に報告しました。

このシミュレーションは、令和元年度（2019 年度）以降、平均保険料率を 9.8%とした場合の準備金残高などの動きを見たもので、令和元年度（2019 年度）以降も平均保険料率を 10%で維持した場合に比べて、

- ・ 平均保険料率 10%を超える水準の保険料を負担する時期が早まるここと
- ・ また、その際には、急激な平均保険料率の引上げを伴うこと

が具体的に確認されました（図表 4-27 参照）。

【(図表 4-27) 保険料率に関するシミュレーション（30 年 9 月 13 日運営委員会提出資料）】

※30 年度に開催した運営委員会に提出した資料のため、令和元年度ではなく平成 31 年度で記載しています。

【シミュレーション方法について】

- ・ 2019年度（平成31年度）以降、準備金残高が法定準備金（給付費等の1か月分）を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で（※）、2028年度までの見通しをシミュレーションしたもの。
- ・ 2020年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケース I（低成長ケース×0.5）、ケース II（0.6%）及びケース III（0%）を使用し、それについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（中略）を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

【I. 賃金上昇率：2020年度以降 低成長ケース×0.5】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2028年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

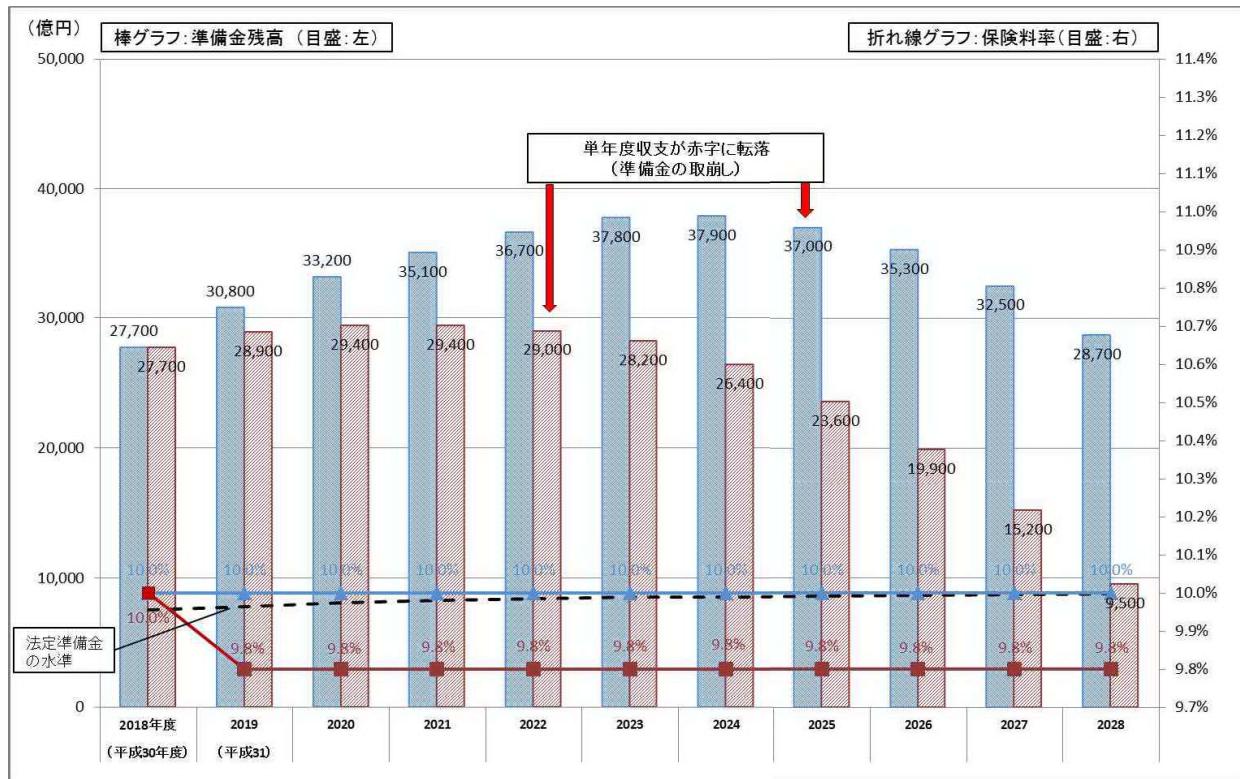
【II. 賃金上昇率：2020年度以降 0.6%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2022年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2028年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
- ・ 仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には10.7%に達する。

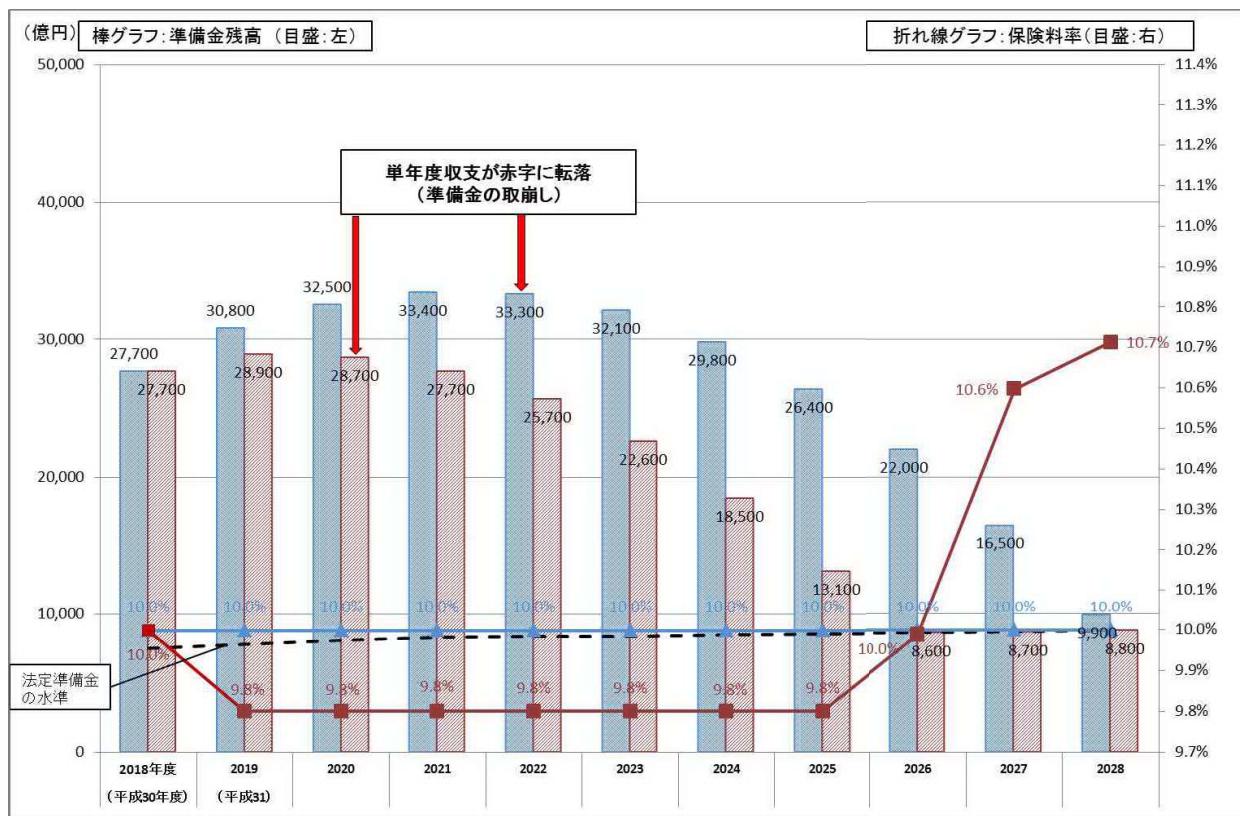
【III. 賃金上昇率：2020年度以降 0%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2021年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。
- ・ 仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2024年度までは保険料率を維持できるものの、2025年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。

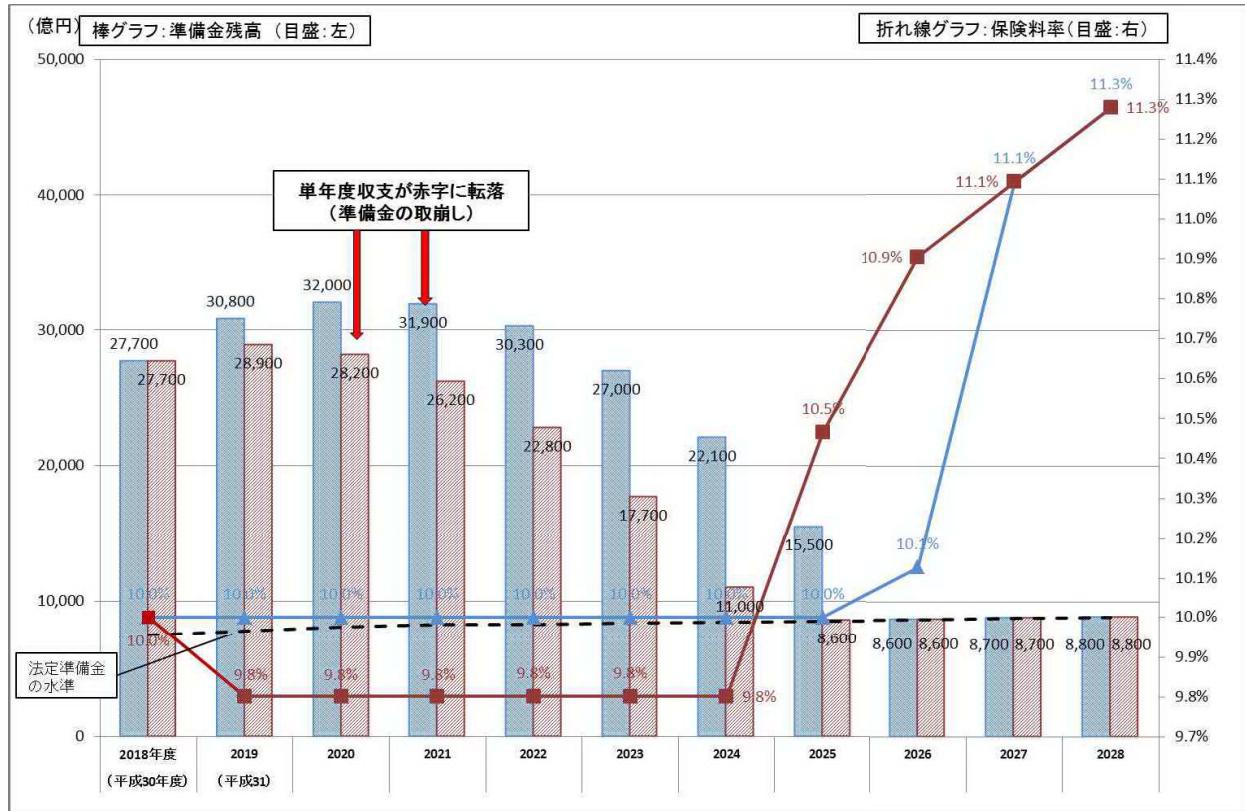
賃金上昇率:低成長ケース×0.5



賃金上昇率:0.6%



賃金上昇率:0%



ii) 令和元年度保険料率についての議論

9月の運営委員会に示した論点や5年収支見通し等に基づき、令和元年度保険料率等について、年末までの運営委員会において議論されました。また、並行して支部評議会でも議論が進みました。準備金の保有状況や今後の収支見通しを踏まえて、改めて平均保険料率の引下げが議論の俎上に載ることとなりましたが、支部評議会の平均保険料率について引下げるべきとの意見は、前年度に比べ大幅に減少する結果となりました。

また、激変緩和措置については激変緩和の解消期限を踏まえて計画的に解消することに、ほとんど異論のない状況でした。

〔運営委員会や評議会での議論の動向〕

保険料率の論点等をもとに10月9日から11月2日にかけて、全47支部の評議会が開催され議論が進みました。

支部評議会の主な意見を論点ごとに見ると、平均保険料率については、「10%を維持すべき」又は「引き下げるべき」のいずれかで評議会の意見が一致しているのが24支部で、うち「10%を維持すべき」という意見が18支部でした。一方、「引き下げるべき」という意見は6支部にとどまる結果となりました。なお、「10%維持と引下げの両方」の意見がある評議会は13支部でした。近年、平均保険料率の引下げが議論の俎上に載り、これまでの支部評議会の意見は、「10%を維持すべき」又は「引き下げるべき」という2つの意見が拮抗する傾向がありましたが、令和元年度保険料率の議論においては、「10%を維持すべき」という意見が増加する一方、「引き下げるべき」という意見が大幅に減少したことが特徴的でした。

また、今回の各支部評議会の意見集約に際しては、状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくという9月の運営委員会で示された現時点の理事長の考え方等を事務局が評議会に説明（一部の評議会には本部の役職員も出席して説明¹⁰⁾）した上で、意見の提出も任意とする取扱いとしました。結果、全体で9支部の評議会は意見の提出がありませんでしたが、これらの支部評議会についても、平均保険料率10%の維持を前提とした現時点の理事長の考え方や方針に特に異論はありませんでした。

なお、激変緩和措置については、法定の解消期限（令和2年3月）が目前となってきたこともあり、これまでどおり「計画的に解消すべき」という意見がほとんどで、都道府県単位保険料率の変更時期についても、意見した評議会全てが「4月納付分からの改定が望ましい」としました（図表4-28参照）。

一方、運営委員会においても、これらの評議会における全体的な意見の傾向、具体的な意見の内容などが報告されました。運営委員からは、「税や保険料率の負担増の影響で社会保険料の担い手である事業所の数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべき。」といった意見もあったものの、

- ・ 「2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、

¹⁰ 宮城、栃木、埼玉、東京、神奈川、愛媛、佐賀、熊本の8支部の評議会に本部の役職員も出席しました。

今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再配分の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。」

- ・「医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げるこには疑問を感じる。」
- ・「被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。」

といった趣旨の意見が多く、令和元年度の平均保険料率の議論の趨勢は、協会けんぽの財政を中長期的に考え、平均保険料率10%を維持する方向で収束していきました。

これを受け委員長からは、「来年度の保険料率に関する意見について、支部評議会からも運営委員からも一度り伺った。次回の運営委員会において意見の集約を図る」旨の発言がありました。

【(図表4-28) 令和元年度の保険料率に関する支部評議会の意見】

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え方(状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	9支部
意見書の提出あり	38支部
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	18支部
② ①と③の両方の意見のある支部	13支部
③ 引き下げるべきという支部	6支部
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	1支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

[(図表 4-29) 支部評議会における平均保険料率に関する意見の分布]

(平均料率と比べて高いか低いかで整理)

意見書の提出なし	2 支部	0 支部	7 支部	9 支部	
意見書の提出あり					
①10%を維持するべき	13 支部	0 支部	5 支部	18 支部 (昨年14支部)	
うち 昨年②か③	② 2 支部 ③ 4 支部	0 支部 0 支部	2 支部 0 支部		
②両方の意見あり (10%維持、引き下げ)	4 支部	2 支部	7 支部	13 支部 (昨年19支部)	
うち 昨年①か③	① 0 支部 ③ 0 支部	0 支部 1 支部	0 支部 3 支部		
③引き下げるべき	3 支部	0 支部	3 支部	6 支部 (昨年14支部)	
うち 昨年①か②	① 0 支部 ② 1 支部	0 支部 0 支部	0 支部 0 支部		
<令和元年度保険料率> 低い (30年9月時点のごく粗い試算)					
10%より低い 22支部		10% 2支部		10%より高い 23支部	
高				その他 (平均保険料率に 対しての明確な意見なし) 1 支部	

iii) 令和元年度保険料率の決定

12月19日の運営委員会では、冒頭、委員長から、保険料率についての議論は本日で取りまとめを行う説明がありました。

委員長は意見の取りまとめを行うにあたり、各委員に改めて令和元年度の保険料率に関して意見を確認しました。各委員からの意見については、平均保険料率の引下げの意見もありましたが、前回の運営委員会と概ね同様で、平均保険料率10%を維持すべきという意見が大部分を占めました。なお、これらの意見の中には、

- ・「現在は、保険者機能の強化であるとか、健康増進のための取り組みを進めるチャンスでもある。引き続きその方向で議論をお願いしたい。」
- ・「将来、保険料率を下げるすれば、予防的なこととか、薬の正しい使い方とか、そういうことをやっていくという保険者機能の強化が必要。」

など、できる限り平均保険料率10%を超えないように平均保険料率を維持している中において、将来の医療費の抑制に向け、現時点から協会の保険者機能の一層の強化を図るべきという付帯的な意見もあったことが特徴的でした。

委員長は、ここまで議論を踏まえて「来年度の平均保険料率に対する運営委員会の意見

については、平均保険料率10%を維持する意見が主であり、激変緩和措置と保険料率の変更時期は特段の意見はなかった。協会におかれでは、この点を踏まえて、都道府県単位保険料率の決定に向けて、厚生労働省との調整、支部長からの意見聴取等、必要な調整を進めていただきたい。」と発言し、令和元年度保険料率についての議論を終えました。

【(図表4-30)令和元年度保険料率に関する主な運営委員の意見(30年12月19日運営委員会提出資料)】

※30年度に開催した運営委員会に提出した資料のため、令和元年度ではなく平成31年度で記載しています。

1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将米世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げる場合には疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることのないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改革等、社会的情勢を踏まえて議論しなければならない。

2. 都道府県単位保険料率を考える上で考慮すべき激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

[(図表 4-31) 運営委員会の方針に基づいた厚生労働省保険局長あての要請書]

※30年12月に要請した文書のため、令和元年度ではなく平成31年度で記載しています。

協発第 181221-03 号

平成 30 年 12 月 21 日

厚生労働省保険局長

樽 見 英 樹 様

全国健康保険協会

理事長 安藤 伸樹

平成31年度の激変緩和措置について

平成31年度の激変緩和措置については、本年9月から計3回にわたり、全国健康保険協会運営委員会において議論を行っていただきました。これまでの議論を踏まえ、平成31年度の激変緩和措置については、下記の事項について所要の検討を進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

平成31年度の激変緩和率については、現時点における激変緩和措置の期限が平成31年度末とされていることを踏まえ、その期限までに均等に引き上げていくことができるよう、10分の8.6とすること。

①令和元年度政府予算案決定時における収支見込み

令和元年度の収支見込みについては、決定した平均保険料率10%と政府予算案（10月に

予定されている消費税増税等に対応する診療報酬改定¹¹等)を踏まえて作成し、12月26日に公表するとともに、1月31日の運営委員会に報告しました。令和元年度の収支差は5,190億円の黒字となり、準備金残高は3兆3,169億円が見込まれる結果になりました。また、単年度で収支を均衡させる場合の保険料率は9.46%の見込みとなりました。

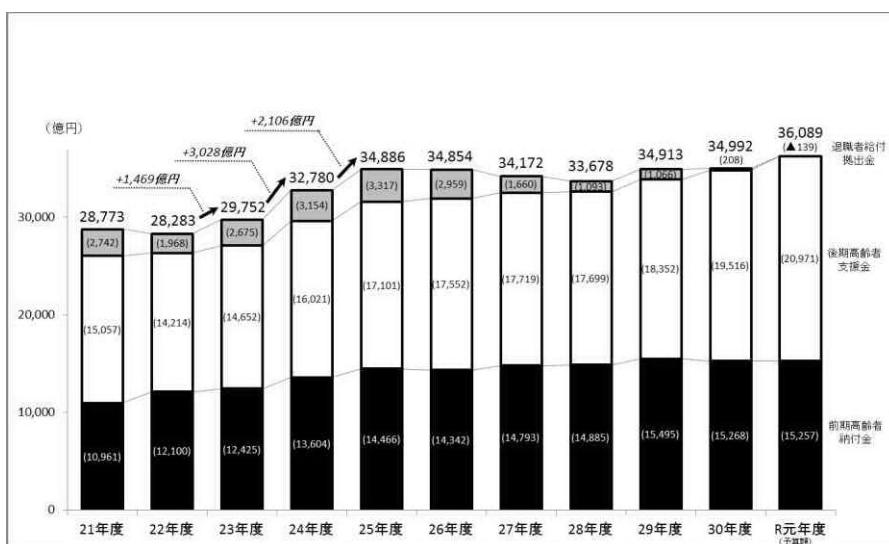
【(図表4-32)政府予算案を踏まえ作成した協会の収支見込み(31年1月31日運営委員会提出資料)】

※30年度に開催した運営委員会に提出した資料のため、令和元年度ではなく31年度で記載しています。

		29年度	30年度	31年度	(単位：億円)
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	備考
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24~30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	31年度保険料率： 10.00%
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	
	老人保健拠出金	0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
準備金残高		22,573	27,979	33,169	△206
					+1,455
					+ 1,455

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【(図表4-33) 高齢者医療などへの拠出金等の推移(21~令和元年度)】



※ 棒グラフの上の計数については各年度の拠出金等の総額であり、病床転換支援金等も含まれていることから
() 内の計数の合計とは必ずしも一致しません（詳細については、58頁の図表4-38を参照してください）。

¹¹ 令和元年度診療報酬改定の改定率は、本体+0.41%（各科改定率 医科+0.48 歯科+0.57% 調剤+0.12%）、薬価▲0.51%（うち、消費税対応分+0.42%、実勢価改定等▲0.93%）、材料価格+0.03%（うち、消費税対応分+0.06%、実勢価改定等▲0.02%）です。

以下、令和元年度の収支見込み（図表 4-32 参照）について具体的に説明します。

まず支出についてですが、支出総額は前年度対比で 6,155 億円増加する見込みとなりました。これは、加入者や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が 4,167 億円増加する見込みであること、高齢者医療費の増加等により、拠出金等が 1,244 億円の増加する見込みであることによるものです。

一方、収入総額については前年度から 5,939 億円増加となります。その要因は保険料収入の増加です。保険料を負担する被保険者の増加のほか、賃金の増加も見込まれることによるものです。

このほか、国庫補助については、260 億円増加する見込みです。これは、補助対象である保険給付費が増加したこと等に伴うものです。

なお、加入者数等の見込みについては、31 年 4 月に大規模健保組合等¹²が解散する影響も踏まえて試算しています。

②令和元年度の都道府県単位保険料率の決定

平均保険料率 10% を維持することの決定や激変緩和率を 10 分の 8.6 とするよう厚生労働省に要望したことを受け、各支部においては必要な手続きを進めました。

都道府県単位保険料率の変更にあたっては、支部長は評議会の意見を聴いた上で理事長に対して意見の申出を行うことが健康保険法に定められており、1 月 11 日から 21 日にかけて開催された評議会の意見等を踏まえ、各支部長からの意見書が提出されました。

その後、都道府県単位保険料率については、1 月 31 日の運営委員会に付議されました。また、併せて各支部長から提出された意見についても報告されました。

支部長から提出された意見の概要については図表 4-34 のとおりです。保険料率を変更することについての意見は、「妥当、容認」とする意見が 23 支部、「やむを得ない」とする意見が 20 支部、「反対」とする意見が 2 支部となりました。保険料率変更について「反対」とする意見のほか、明確に反対との記載はないものの「やむを得ない」とする意見も 20 支部の支部長から提出されており、それぞれの支部での判断の難しさがこのように現われているのではないかと考えられます。

¹² 大規模健保組合等とは、具体的には人材派遣健康保険組合や日生協健康保険組合等です。

【(図表 4-34) 令和元年度保険料率に対する支部長の意見の全体像 (31 年 1 月 31 日運営委員会提出資料)】

※30 年度に開催した運営委員会に提出した資料のため、令和元年度ではなく平成 31 年度で記載しています。

意見の提出あり 46支部

● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	23支部	・引き上げとなる支部 （22支部中 3支部） ・引き下げとなる支部 （18支部中 15支部） ・変更がない支部（※） （ 7支部中 5支部）
● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	20支部	・引き上げとなる支部 （22支部中 16支部） ・引き下げとなる支部 （18支部中 3支部） ・変更がない支部（※） （ 7支部中 1支部）
● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部	2支部	・引き上げとなる支部 （22支部中 2支部） ・引き下げとなる支部 （18支部中 0支部） ・変更がない支部（※） （ 7支部中 0支部）
● 当該支部の保険料率について記載はないが、平均保険料率 10%を維持することや、激変緩和率を 8.6/10 とすることについて『反対』とする趣旨の記載がある支部	1支部	・引き上げとなる支部 （22支部中 1支部） ・引き下げとなる支部 （18支部中 0支部） ・変更がない支部（※） （ 7支部中 0支部）

意見の提出なし（※） 1支部

※ 平成31年度に都道府県単位保険料率の変更がない7支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。
ただし、当該7支部について、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。また、当該7支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

図表 4-35 は、令和元年度の都道府県単位保険料率のほか、30 年度からの変化などを示したもののです。

都道府県単位保険料率は、平均保険料率を 10% に維持する一方で激変緩和率については 10 分の 1.4 の解消となることから、最高保険料率と最低保険料率に係る支部間の開きは 1.12% と前年度 (0.98%) から 0.14% ポイントの拡大となりました。最高保険料率は佐賀県の 10.75% (前年度比 +0.14% ポイント)、最低保険料率は新潟県の 9.63% (前年度比 ±0.00% ポイント) となったほか、引上げ幅が大きかったのは佐賀県で前年度比 0.14% ポイントの引上げ、引下げ幅が大きかったのは富山県と福井県で前年度比 0.10% ポイントの引下げとなりました。また、30 年度からの変化をみると、保険料率が引上げとなる支部が 22 支部、引下げとなる支部が 18 支部、変更のない支部は 7 支部となりました。

事務局から示された令和元年度の都道府県単位保険料率（案）については運営委員会において了承され、翌日（31 年 2 月 1 日）には、都道府県単位保険料率の変更及びこれに伴う定款変更について厚生労働大臣に申請し、31 年 2 月 12 日付けで認可されました。

[(図表 4-35) 令和元年度の都道府県単位保険料率について]

都道府県	R元年度保険料率	前年度からの増減
北海道	10.31 %	(+0.06 %)
青森県	9.87 %	(▲0.09 %)
岩手県	9.80 %	(▲0.04 %)
宮城县	10.10 %	(+0.05 %)
秋田県	10.14 %	(+0.01 %)
山形県	10.03 %	(▲0.01 %)
福島県	9.74 %	(▲0.05 %)
茨城県	9.84 %	(▲0.06 %)
栃木県	9.92 %	(0.00 %)
群馬県	9.84 %	(▲0.07 %)
埼玉県	9.79 %	(▲0.06 %)
千葉県	9.81 %	(▲0.08 %)
東京都	9.90 %	(0.00 %)
神奈川県	9.91 %	(▲0.02 %)
新潟県	9.63 %	(0.00 %)
富山县	9.71 %	(▲0.10 %)
石川県	9.99 %	(▲0.05 %)
福井県	9.88 %	(▲0.10 %)
山梨県	9.90 %	(▲0.06 %)
長野県	9.69 %	(▲0.02 %)
岐阜県	9.86 %	(▲0.05 %)
静岡県	9.75 %	(▲0.02 %)
愛知県	9.90 %	(0.00 %)
三重県	9.90 %	(0.00 %)
滋賀県	9.87 %	(+0.03 %)
京都府	10.03 %	(+0.01 %)
大阪府	10.19 %	(+0.02 %)
兵庫県	10.14 %	(+0.04 %)
奈良県	10.07 %	(+0.04 %)
和歌山县	10.15 %	(+0.07 %)
鳥取県	10.00 %	(+0.04 %)
島根県	10.13 %	(0.00 %)
岡山県	10.22 %	(+0.07 %)
広島県	10.00 %	(0.00 %)
山口県	10.21 %	(+0.03 %)
徳島県	10.30 %	(+0.02 %)
香川県	10.31 %	(+0.08 %)
愛媛県	10.02 %	(▲0.08 %)
高知県	10.21 %	(+0.07 %)
福岡県	10.24 %	(+0.01 %)
佐賀県	10.75 %	(+0.14 %)
長崎県	10.24 %	(+0.04 %)
熊本県	10.18 %	(+0.05 %)
大分県	10.21 %	(▲0.05 %)
宮崎県	10.02 %	(+0.05 %)
鹿児島県	10.16 %	(+0.05 %)
沖縄県	9.95 %	(+0.02 %)

令和元年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数

保険料率(%)	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

23

令和元年度都道府県単位保険料率の
平成30年度からの変化

料率(%)	平成30年度保険料率 からの変化分		支部数
	金額(円)		
+0.14	+196	1	
+0.08	+112	1	
+0.07	+ 98	3	
+0.06	+ 84	1	
+0.05	+ 70	4	
+0.04	+ 56	4	
+0.03	+ 42	2	
+0.02	+ 28	3	
+0.01	+ 14	3	
0.00	0	7	
▲0.01	▲ 14	1	
▲0.02	▲ 28	3	
▲0.04	▲ 56	1	
▲0.05	▲ 70	4	
▲0.06	▲ 84	3	
▲0.07	▲ 98	1	
▲0.08	▲112	2	
▲0.09	▲126	1	
▲0.10	▲140	2	

22

18

注1、「+」は令和元年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、

「▲」は下がったことを示している。

2、金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額・労使折半後)
の増減である。

Ⅳ) 30年度決算の状況

①合算ベースにおける30年度決算（見込み）について（医療分）

協会の会計と国の会計を合算した、いわゆる合算ベースにおける30年度の決算（見込み）は、収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円となり収支差は5,948億円となりました。図表4-36が令和元年7月時点の決算（見込み）となります。

収入（総額）は前年度から3,977億円の増加となりました。主に「保険料収入」が3,455億円（3.9%）増加したことによるものですが、これは保険料を負担する被保険者の人数が2.7%増加したこと、被保険者の賃金（標準報酬月額）が1.2%増加したことによるものです。なお、30年度においては、被保険者数の伸びについて29年度の3.9%から大幅に鈍化しましたが、賃金の伸びについては協会発足以降、過去最大となりました。

支出（総額）は前年度から2,515億円の増加にとどまりました。支出の6割を占める保険給付費（総額）については、前年度から1,899億円（3.3%）の増加にとどまりました。これは、診療報酬マイナス改定（▲1.19%）により、伸びが抑制されたことなどが要因です。

支出の4割を占める高齢者医療に係る「拠出金等」についても、前年度から横ばいとなりました。これは、高齢者医療費の伸びによる後期高齢者支援金の増加はあるものの、診療報酬マイナス改定のほか、30年度は退職者給付拠出金が大幅に減少（▲80.5%）したこと、マイナス精算（拠出金等の概算納付分の戻り）の影響といった一時的な要因により伸びが抑制されたことなどが要因です。

この結果、30年度の「収支差」は、前年度から1,462億円増加しました。これは、保険料収入等の収入の増加に対し、保険給付費や拠出金等の支出の増加が下回ったことによるものですが、このように保険給付費のほか、拠出金等について、診療報酬改定や制度改革（退職者給付拠出金の減少）等により一時的に伸びが抑制されていること等に十分留意が必要です。

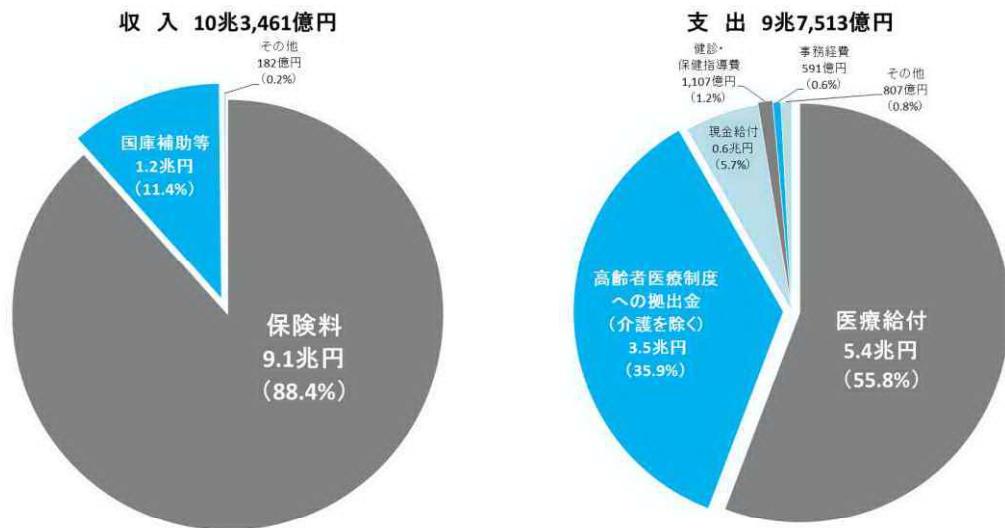
なお、法令上、協会は保険給付費や拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金として積み立てなければなりませんが、30年度決算（見込み）時点においては、3.8ヵ月分の準備金を確保できる見通しです。

[(図表 4-36) 合算ベースにおける決算見込み]

		29年度		30年度	
		決算	(前年度比)	決算見込み	(前年度比)
収入	保険料収入 <伸び率>	87,974	(+3,833) <4.6%>	91,429	(+3,455) <3.9%>
	国庫補助等	11,343	(▲554)	11,850	(+507)
	その他	167	(▲14)	182	(+15)
	計 <伸び率>	99,485	(+3,265) <3.4%>	103,461	(+3,977) <4.0%>
支出	保険給付費 <伸び率>	58,117	(+2,366) <4.2%>	60,016	(+1,899) <3.3%>
	[医療給付費]	[52,652]	(+2,251)	[54,433]	(+1,781)
	[現金給付費]	[5,464]	(+115)	[5,583]	(+118)
	拠出金等 <伸び率>	34,913	(+1,235) <3.7%>	34,992	(+79) <0.2%>
	[前期高齢者納付金]	[15,495]	(+610)	[15,268]	(▲227)
	[後期高齢者支援金]	[18,352]	(+653)	[19,516]	(+1,164)
	[退職者給付拠出金]	[1,066]	(▲27)	[208]	(▲858)
	その他	1,969	(+164)	2,505	(+537)
	計 <伸び率>	94,998	(+3,765) <4.1%>	97,513	(+2,515) <2.6%>
単年度収支差		4,486	(▲500)	5,948	(+1,462)
準備金残高		22,573	(+4,486)	28,521	(+5,948)
保険料率		10.00%	(±0.0%)	10.00%	(±0.0%)

(※) 端数整理のため、計数が整合しない場合があります。また、数値については今後の国の決算の状況により変動する場合があります。

[(図表 4-37) 協会けんぽの財政構造 (30年度決算見込み)]



(※) 端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

〔(図表 4-38) 政府管掌健康保険及び全国健康保険協会管掌健康保険の単年度収支決算(医療分)の推移〕

(単位: 億円)

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)
収入	保険料収入	62,013 (▲ 1.1%)	59,555 (▲ 4.0%)	67,343 (13.1%)	68,855 (2.2%)	73,156 (6.2%)	74,878 (2.4%)	77,342 (3.3%)	80,461 (4.0%)	84,142 (4.6%)	87,974 (4.6%)	91,429 (3.9%)
	国庫補助	9,093 (10.9%)	9,678 (6.4%)	10,543 (8.9%)	11,539 (9.5%)	11,808 (2.3%)	12,194 (3.3%)	12,559 (3.0%)	11,815 (▲ 5.9%)	11,897 (0.7%)	11,343 (▲ 4.7%)	11,850 (4.5%)
	その他	251 (44.1%)	501 (100.0%)	286 (▲ 43.0%)	186 (▲ 35.0%)	163 (▲ 12.1%)	219 (34.2%)	1,134 (417.4%)	142 (▲ 87.5%)	181 (27.6%)	167 (▲ 7.9%)	182 (9.2%)
	計	71,357 (0.4%)	69,735 (▲ 2.3%)	78,172 (12.1%)	80,580 (3.1%)	85,127 (5.6%)	87,291 (2.5%)	91,035 (4.3%)	92,418 (1.5%)	96,220 (4.1%)	99,485 (3.4%)	103,461 (4.0%)
支出	保険給付費	43,375 (1.6%)	44,513 (2.6%)	46,099 (3.6%)	46,997 (1.9%)	47,788 (1.7%)	48,980 (2.5%)	50,739 (3.6%)	53,961 (6.3%)	55,751 (3.3%)	58,117 (4.2%)	60,016 (3.3%)
	医療給付費	38,572 (3.0%)	39,415 (2.2%)	40,912 (3.8%)	41,859 (2.3%)	42,801 (2.2%)	44,038 (2.9%)	45,693 (3.8%)	48,761 (6.7%)	50,401 (3.4%)	52,652 (4.5%)	54,433 (3.4%)
	現金給付費	4,803 (▲ 8.6%)	5,098 (6.1%)	5,188 (1.8%)	5,138 (▲ 1.0%)	4,987 (▲ 2.9%)	4,941 (▲ 0.9%)	5,046 (2.1%)	5,199 (3.0%)	5,350 (2.9%)	5,464 (2.1%)	5,583 (2.2%)
	拠出金等	29,016 (1.0%)	28,773 (▲ 0.8%)	28,283 (▲ 1.7%)	29,752 (5.2%)	32,780 (10.2%)	34,886 (6.4%)	34,854 (▲ 0.1%)	34,172 (▲ 2.0%)	33,678 (▲ 1.4%)	34,913 (3.7%)	34,992 (0.2%)
	前期高齢者納付金	9,449 (16.0%)	10,961 (10.4%)	12,100 (2.7%)	12,425 (9.5%)	13,604 (6.3%)	14,466 (▲ 0.9%)	14,342 (3.1%)	14,793 (0.6%)	14,885 (4.1%)	15,495 (▲ 1.5%)	15,268
	後期高齢者支援金	13,131 (14.7%)	15,057 (▲ 5.6%)	14,214 (3.1%)	14,652 (9.3%)	16,021 (6.7%)	17,101 (2.6%)	17,552 (0.9%)	17,719 (▲ 0.1%)	17,699 (3.7%)	18,352 (6.3%)	19,516
	老人保健拠出金	1,960 (▲ 88.9%)	1 (▲ 99.9%)	1 (▲ 34.7%)	1 (▲ 9.4%)	1 (▲ 15.0%)	1 (▲ 11.7%)	1 (▲ 6.5%)	1 (0.1%)	0 (▲ 21.3%)	0 (▲ 36.3%)	0 (▲ 100.0%)
	退職者給付拠出金	4,467 (▲ 59.5%)	2,742 (▲ 38.6%)	2,742 (▲ 28.2%)	1,968 (35.9%)	2,675 (17.9%)	3,154 (5.2%)	3,317 (▲ 10.8%)	2,959 (▲ 43.9%)	1,660 (▲ 34.1%)	1,093 (▲ 2.5%)	1,066 (▲ 80.5%)
	病床転換支援金	9 (43.9%)	12 (▲ 100.0%)	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	その他	1,257 (23.2%)	1,342 (6.8%)	1,249 (▲ 0.5%)	1,243 (17.1%)	1,455 (7.2%)	1,559 (10.1%)	1,716 (6.8%)	1,832 (▲ 1.5%)	1,805 (9.1%)	1,969 (27.3%)	2,505
	計	73,647 (1.7%)	74,628 (1.3%)	75,632 (3.1%)	77,992 (5.2%)	82,023 (4.1%)	85,425 (2.2%)	87,309 (3.0%)	89,965 (1.4%)	91,233 (4.1%)	94,998 (2.6%)	97,513
単年度収支差		▲ 2,290	▲ 4,893	2,540	2,589	3,104	1,866	3,726	2,453	4,987	4,486	5,948
準備金残高		1,539	▲ 3,179	▲ 638	1,951	5,054	6,921	10,647	13,100	18,086	22,573	28,521
保険料率		8.20%	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%

(注1) ()内は、対前年度伸び率となります。

(注2) 端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

(注3) 21年度以前は国庫補助の精算金等があった場合には、これを単年度収支差に計上せずに準備金残高に計上しています。

②協会の30年度決算について

①では協会管掌健康保険全体の収支(合算ベースによる収支)について説明しましたが、ここでは協会の決算報告書の状況について説明します(合算ベースによる収支と協会の決算報告書との関係については巻末の「全国健康保険協会の予算・決算書類について」を参照)。

30年度の決算報告書(「30年度の財務諸表等」参照)では、協会の収入は11兆3,229億円となっており、その主な内訳は、保険料等交付金が9兆9,605億円、任意継続被保険者保険料が732億円、国庫補助金・負担金が1兆2,729億円となりました。

一方、支出は10兆7,350億円となっており、その主な内訳は、保険給付費が6兆16億円、高齢者医療に係る拠出金が3兆4,992億円、介護納付金が1兆130億円、業務経費・一般管理費が1,698億円等となりました。

2. 戦略的保険者機能関係

(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

29年7月に厚生労働省、支払基金、国保中央会が定めた「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画」において、令和2年度からの健康・医療・介護ICTの本格稼働に向けた取組を進めていくこととされました。これを踏まえ、協会においても健診結果やレセプト等のビッグデータの分析を強化し、これらのデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データを提供することにより、個人の健康管理による生活習慣病の予防や事業所と連携した健康づくり等を進めていく必要があると考えています。

(見える化ツール及び健康宣言事業の標準化について)

事業所健康度診断シート（以下「事業所カルテ」）については、作成するために必要な健診データや事業所別、業態別順位の比較等についてのデータを作成支援ツールとして本部より全支部へ提供することで、生活習慣病のリスク保有率や医療費の比較が掲載できるようになっています。各支部はこれらのデータを独自のフォーマットに取り込みながら事業所カルテとして健康宣言事業所等に提供しています。なお、支部への作成支援ツールの提供時期を早期化するとともに、国の健康スコアリングレポートの掲載項目等も参考にしたうえで、事業所カルテへの掲載推奨項目を支部に示すことで標準化を図る予定です。

また、従業員の健康課題解決に向けて、事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言いただく健康宣言事業については、都道府県や地域等と連携して取り組むなど、各支部がそれぞれ独自性をもって実施しています。

なお、事業所に対するフォローアップの強化及び支部における取組の全体的な底上げに向け、健康宣言事業のモデル例等を支部に示す予定です。

(協会におけるPHRの検討状況について)

PHR（Personal Health Record）¹³に関しては、国において、個人の健康を確認するが必要な情報（特定健診データ、医療費、調剤情報等）をマイナポータルより確認できる仕組みの検討が進められており、令和2年度中の本格稼働が予定されています。

一方、協会においては、協会独自のPHRのサービスの導入を検討しましたが、協会が加入者の皆様に提供できる情報として、マイナポータルで確認できることとしている情報以上の付加的情報は乏しく、また、現在のマイナンバーカードの普及状況を踏まえると、高い利用率も見込めないことが想定されるとの結論に至りました。このため、費用対効果等を考慮し、現時点では協会における先行実施は行わず、加入者にとってより良い仕組みとなるよう、国への働きかけを行っています。

¹³ 個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握し、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みのことと言います。

(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

保健事業の推進にあたっては、健診データやレセプト等のデータ分析に基づいて取り組むことが重要であり、協会においても政府の方針を踏まえ、保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定して、PDCAサイクルを意識した取組を行っています。保健事業実施計画は、地域ごとの健康課題のほか、行政機関や関係団体との健康づくりに関する連携等の各々の地域の実情を踏まえて策定する必要があるため、支部ごとに各支部の健康特性を把握したうえで独自性を発揮できるよう策定しています。

30年度からの6年間の中期計画である第2期保健事業実施計画は、第1期計画と同様に「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を柱としており、第1期計画の取組を振り返ること等により抽出した健康課題、上位目標（10年後の成果目標）、中位目標（6年後の成果目標）、下位目標（手段目標）及び目標を達成するための具体策で構成し、PDCAサイクルを一層強化するよう定量的かつアウトカムを重視した目標を設定しています。

なお、第2期計画の基本的な構成等に問題点がある場合は、早い段階での見直しが必要であることから、30年度は全支部の第2期計画について、有識者によるヒアリングを実施しました。各支部では、有識者からの助言等をもとに上位目標・中位目標・下位目標と具体策のつながり等の構造が適切であるか等を再確認し、必要に応じて見直しを行いました。

各支部の第2期保健事業実施計画の上位・中位目標の傾向は、次のとおりです（図表4-39）。

また、本部主催の保健事業説明会において、第2期計画の柱である「特定健診・特定保健指導の推進」に関して、各支部において効果のあった取組事例を報告するなど、好事例等の共有にも努めました。

[（図表4-39）各支部の第2期保健事業実施計画の上位・中位目標]

上位・中位目標		支部数
生活習慣病	メタボリックシンドローム	14
	高血圧・脂質関係	22
	糖尿病関係	24
	慢性腎臓病	3
	脳・心血管疾患・悪性腫瘍	1
	喫煙対策	4

※ 複数の上位・中位目標を設定している支部もあるため、合計は47支部にはなりません。

(支部別スコアリングレポート等の活用について)

各支部における各種保健事業の計画策定や実施結果の検証のため、引き続き、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」¹⁴を作成したほか、29年度に試行的に問診項目の一部について作成した「問診データ分析報告書」¹⁵は、30年度は全ての問診項目について作成しました。さらに、国保加入者も含めた市区町村別の特徴を把握するため、「市区町村別標準化該当比計算シート」¹⁶を作成し、地方自治体との連携等に活用しています。

その他、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」と「問診データ分析報告書」の主要な項目に加え、健診実施率や特定保健指導実施率及び医療費について、支部ごとの特徴をレーダーチャートやグラフにより見える化した「支部別スコアリングレポート」を新たに作成しました。

これらの分析ツールは、保健事業の推進のほか、支部の保健事業実施計画等のPDCAを回すための参考資料として活用しています。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

【第三期特定健康診査等実施計画について】

協会では、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条に基づき、第三期特定健康診査等実施計画（概要是図表4-40を参照）を定め、30年4月1日に公表しました。本部と支部が連携し、協会の行動計画である保険者機能強化アクションプランのもと、特定健康診査及び特定保健指導に取り組むこととしています。

なお、同法第18条に基づく、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する告示（厚生労働省告示第271号。以下「基本指針」）において、令和5年度の協会の実施率目標は特定健康診査65%、特定保健指導35%とされており、当該計画においては、基本指針に示された目標値を達成するよう、各年度（平成30年度から令和5年度まで）の実施率目標を設定しています。

¹⁴ 生活習慣病予防健診受診者の健診データ及び特定保健指導データを活用し、支部別、加入者居住地別、市区町村別、業態別に健診結果の年齢調整後の平均値やリスク該当者の割合を計算したものです。

¹⁵ 生活習慣病予防健診受診者の問診データを活用し、支部別、加入者居住地別、市区町村別、業態別に問診結果の年齢調整した回答割合を計算したものです。

¹⁶ 生活習慣病予防健診受診者の健診データに国民健康保険のデータを合算することで、市区町村別の年齢調整後の平均値等を計算できるツールです。

[(図表 4-40) 第三期特定健康診査等実施計画の概要 (30 年 4 月 1 日公表)]

第三期特定健康診査等実施計画（概要）

序 章 特定健康診査及び特定保健指導の実施について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 19 条に基づき、平成 30 年度から令和 5 年度までの間の特定健康診査等実施計画を定め、本部と支部が連携し協会けんぽの行動計画である保険者機能強化アクションプランのもと特定健康診査及び特定保健指導を取り組む旨を記載しています。

第 1 章 実施率目標及び対象者数について

厚生労働大臣が定めた基本指針で示された令和 5 年度の協会けんぽの実施率目標（特定健康診査 65%、特定保健指導 35%）を達成するよう、各年度の実施率目標を設定し、その考え方などを記載しています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特定健診	対象者数	18,810 千人	18,720 千人	18,630 千人	18,520 千人	18,410 千人	18,300 千人
	実施者数	9,540 千人	10,010 千人	10,480 千人	10,950 千人	11,420 千人	11,890 千人
	実施率	50.7%	53.5%	56.3%	59.1%	62.0%	65.0%
特定保健 指導	対象者数	1,779 千人	1,865 千人	1,951 千人	2,038 千人	2,124 千人	2,210 千人
	実施者数	258 千人	314 千人	401 千人	491 千人	615 千人	773 千人
	実施率	14.5%	16.8%	20.6%	24.1%	29.0%	35.0%

特定健診：毎年度、特定健康診査実施者数を一定数以上着実に増加させることにより、基本指針で示された目標値である令和 5 年度の特定健康診査実施率 65% を達成する目標を設定している。

特定保健指導：第三期特定健康診査等実施期間中における特定保健指導の運用の見直しを踏まえ、毎年度、特定保健指導実施者数を前年度の増加数以上着実に増加させることにより、基本指針で示された目標値である令和 5 年度の特定保健指導実施率 35% を達成する目標を設定している。

第 2 章～第 5 章

特定健康診査等の実施方法や個人情報の保護、実施計画の公表・周知、評価・見直しに関し記載しています。

①被保険者の健診

[生活習慣病予防健診の実施]

被保険者の健診については、メタボリックシンドロームに着目した特定健診項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診）を実施しています。なお、健診費用の一部を協会が負担しています（図表 4-41 参照）。

【(図表 4-41) 被保険者の生活習慣病予防健診の概要 (30 年度)】

	検査内容	対象者	自己負担	手続き
一般健診	診察等、問診、触診、身体計測、視力・聴力測定、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液一般検査、血糖検査、尿酸検査、血液脂質検査、肝機能検査、胸部・胃部レントゲン検査、心電図検査など	35 歳～74 歳の方	最高 7,038 円	受診希望の健診機関に予約後、お勤め先を通じて支部へ申込みます
付加健診	尿沈渣顕微鏡検査、血液学的検査、生化学的検査、眼底検査、肺機能検査、腹部超音波検査	一般健診を受診される 40 歳の方、50 歳の方	最高 4,714 円	
乳がん・子宮頸がん検診	[乳がん検診] 問診、乳房エックス線検査 ※ 視診・触診は医師が必要と認めた場合のみ実施 [子宮頸がん検診] 問診、細胞診	・一般健診を受診される 40 歳～74 歳の偶数年齢の女性の方 ・36 歳、38 歳の一般健診を受診される女性の方は子宮頸がん検診が追加できます ・20 歳～38 歳の偶数年齢の女性の方は子宮頸がん検診単独で受診できます	・50 歳以上 最高 2,086 円 ・40 歳～48 歳 最高 2,675 円 (年齢により乳がん検査の撮影方法が異なるため負担額が異なります) [乳がん検診のみ] 上記金額から最高 1,020 円を引いた金額 [子宮頸がん検診のみ] 最高 1,020 円	(任意継続被保険者の方は、支部へ直接申込みます)
肝炎検査	HCV 抗体検査、HBs 抗原検査	一般健診を受診される方(過去に C 型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方を除きます)	最高 612 円	受診者本人が健診機関に直接申込みます

ア) 30 年度の実績について

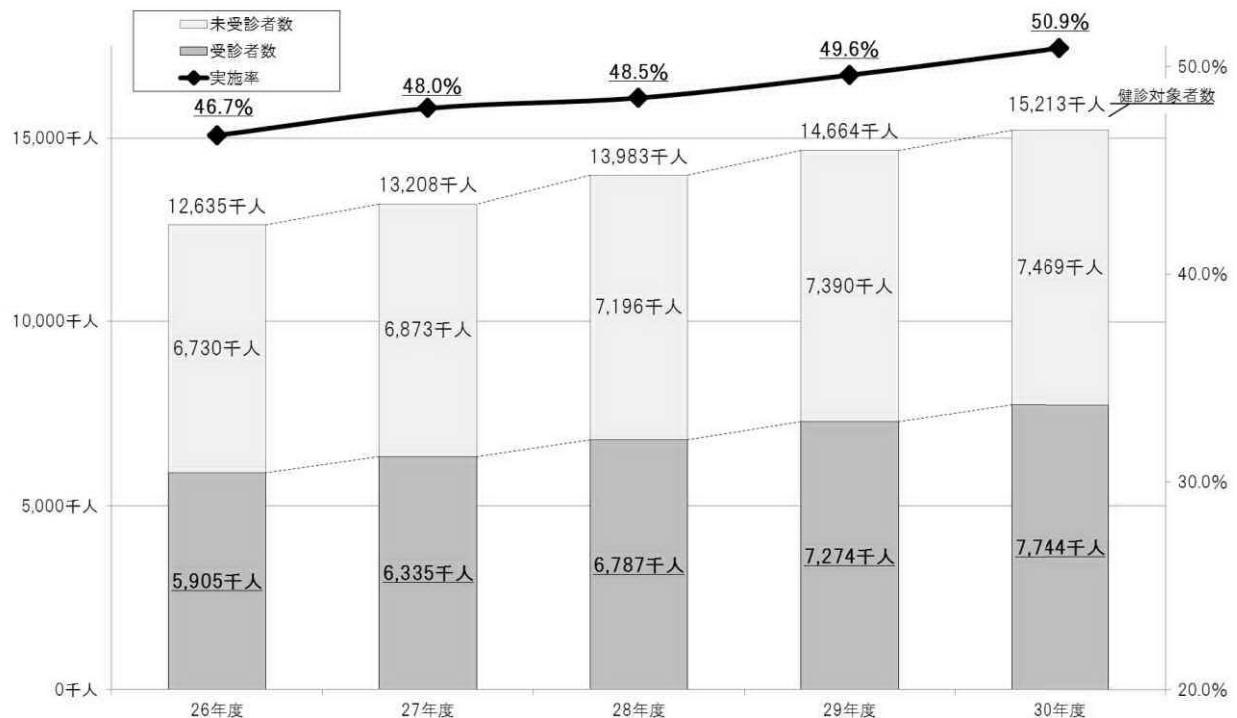
30 年度の 40 歳以上の生活習慣病予防健診の実施率は、29 年度の実施率 49.6% から 1.3% ポイント増加し¹⁷、50.9%となりました。また、受診者数は 29 年度の 727 万 4 千人から 47 万人 (6.5%) 増加し、774 万 4 千人となりました。

実施率について、30 年度 KPI (50.8%) を達成しました。実施率目標を達成したのは、協会設立後初めてとなります。

また、実施率、受診者数ともに年々着実に上昇 (増加) しており、過去最高となっています (図表 4-42 参照)。

¹⁷ 協会の場合、健診、保健指導等の保健事業を進める上で、1 事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離感が大きく、特定健診の受診に理解が得られにくいことなどから効率的な事業の実施が難しいことが実績を挙げるネックとなっています。これに加え、特にここ 3、4 年は、想定よりかなり大幅に事業所、被保険者が増加しており、このため健診実施率等の伸びが抑えられています。

【(図表 4-42) 生活習慣病予防健診の受診者数等の推移 (被保険者)】



イ) 30 年度の実施率向上に向けた主な取組

協会では、健診実施率の向上を図るため、加入者や事業主の方々への健診受診の勧奨や健診を受診しやすくなるための環境面の整備を行っています。

受診勧奨としては、生活習慣病予防健診未受診事業所に対して訪問や電話による勧奨を行い、事業者健診を受診している事業所には生活習慣病予防健診への切り替えを促す取組を行っています。また、新規適用事業所や新規加入者には、随時、健診案内の送付や支部職員又は外部委託による電話勧奨など、健診の受診を促す取組を進めています。

また、受診しやすくなるための環境面の整備として、契約健診機関の拡充を進めており、30 年度の契約健診機関は 29 年度から 79 機関増加し 3,312 機関となっています。加えて、検診車での巡回健診などによる加入者の方々の受診機会の拡充に努めています。

なお、28 年度から、一層の実施率向上や支部の重点施策の推進が図られるよう、健診機関、業界団体、商工会議所等を対象として、事前に受診勧奨に関する目標値を定め、その目標を達成した場合は、報奨金を支払う契約方法を取り入れています。目標値については、前年度実績等を基に加入者数の動向や地域の実情を踏まえて、支部と健診機関等が合意の上、設定しています。30 年度の契約件数は、1,129 件であり、そのうち 561 件が目標を達成するなど、高い効果を得ています。なお、この報奨金を支払う契約方法については、後述の事業者健診データの取得促進や被扶養者の特定健診受診勧奨においても取り入れています。

【(図表 4-43) 各支部の健診推進経費の活用施策】

30年度健診推進経費の活用施策	実施支部数	契約機関数	目標達成機関数
閑散期等を対象とした設定期間内の実施数の向上	31	709	411
低受診率地域解消のための地域対策	7	31	23
未受診事業所(者)対策	6	42	16
事業者健診データ提供に係る同意書の取得対策	9	47	11
事業者健診データ取得向上対策	8	51	20
事業者健診データの早期提供	10	155	42
協会主催の集団健診の強化	16	94	38

【事業者健診データの取得】

ア) 30 年度の実績について

生活習慣病予防健診を利用していない被保険者については、労働安全衛生法に基づき行われた事業者健診データ（定期健康診断の結果）を取得しています。30 年度の事業者健診データの取得率は、29 年度の取得率 6.4% から 0.7% ポイント増加し、7.1%となりました。取得率について、30 年度 KPI (7.1%) を達成するとともに、データ取得数は 29 年度から 139,235 人 (14.9%) 分増加し、1,073,160 人分となっており、過去最高となっています。なお、取得率目標を達成したのも協会設立後初めてとなります。

イ) 30 年度の取得率向上に向けた主な取組

事業者健診データの取得に向けて、地方労働局との連名や自治体を含めた 3 者連名での勧奨通知の発出、支部職員による事業所訪問や電話等によるデータ取得勧奨のほか、外部委託によるデータ取得勧奨も実施しています。

また、商工 3 団体（日本商工会議所・日本商工会連合会・中小企業団体中央会）へ理事長名にて事業者健診データの取得に係る広報を依頼し、各団体のホームページや会員向けのメールマガジン等にて周知いただくなど、各団体との連携強化に努めています。

なお、事業者健診（定期健康診断）において、特定健診の問診項目である「服薬歴」及び「喫煙歴」が必須項目となっていないことが事業者健診データを取得し難い要因の一つとなっていることから、国に対し、事業者健診においてもこれらの項目を必須項目とするよう要望しています。

【その他の健診】

その他の健診として、一定の年齢要件等を満たしている方で希望される方には付加健診、乳がん・子宮頸がん検診、肝炎ウイルス検査を実施しています。

【(図表 4-44) 健診の実績 (被保険者)】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比 (増減)
年度末対象者数	12,634,937人	13,208,323人	13,982,967人	14,664,370人	15,212,870人	548,500人
一般健診(40歳～74歳)	5,904,639人	6,334,895人	6,786,977人	7,274,491人	7,743,960人	469,469人
実施率	46.7%	48.0%	48.5%	49.6%	50.9%	1.3%
一般健診(35歳～39歳)	1,159,813人	1,177,667人	1,201,958人	1,229,296人	1,268,041人	38,745人
事業者健診データの取得	661,731人	610,452人	872,743人	933,925人	1,073,160人	139,235人
実施率	5.2%	4.6%	6.2%	6.4%	7.1%	0.7%
付加健診	209,659人	214,147人	211,977人	239,892人	253,114人	13,222人
乳がん検診	462,071人	509,416人	553,353人	596,948人	631,030人	34,082人
子宮頸がん検診	647,632人	692,227人	741,654人	787,081人	828,083人	41,002人
肝炎ウイルス検査	143,916人	146,077人	137,382人	205,285人	196,017人	▲9,268人
健診実施機関	2,956機関	3,030機関	3,132機関	3,233機関	3,312機関	79機関

②被扶養者の特定健診

特定健診は、主としてメタボリックシンドロームに着目した保健指導対象者を抽出して、保健指導を行うことを目的としており、40歳以上の被扶養者が対象となります。なお、健診費用の全部又は一部を協会が負担しています（図表 4-45 参照）。

【(図表 4-45) 被扶養者の特定健診の概要 (30 年度)】

検査内容	対象者	自己負担	手続き
<p>〔基本的な健診〕 診察等、問診、身体計測、血圧測定、尿検査、肝機能検査、血液脂質検査、血糖検査</p> <p>〔詳細な健診〕 基本的な健診を受診された方で、医師の判断により貧血検査、眼底検査、心電図検査、血清クレアチニン検査を実施</p>	40 歳～74 歳の方	<p>〔基本的な健診〕 健診費用総額のうち、6,520 円を超える額が受診者の負担となります</p> <p>〔詳細な健診〕 健診費用総額のうち、9,920 円を超える額が受診者の負担となります</p>	受診希望の健診機関に直接申し込みます

ア) 30 年度の実績について

30 年度の被扶養者の特定健診の実施率は、29 年度の実施率 23.2% から 1.2% ポイント増加し、24.4% となりました。また、受診者数は 29 年度の受診者数 999,998 人から 54,922 人 (5.5%) 増加し、1,054,920 人となりました。実施率については、30 年度 KPI (25.9%) は達成できませんでしたが、実施率、受診者数とともに、年々着実に上昇（増加）しており、過去最高となっています（図表 4-46 参照）。

【(図表 4-46) 特定健診の実績 (被扶養者)】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比 (増減)
年度末対象者数	4,231,660人	4,254,850人	4,272,333人	4,317,704人	4,318,595人	891人
受診者数	815,221人	891,856人	946,496人	999,998人	1,054,920人	54,922人
実施率	19.3%	21.0%	22.2%	23.2%	24.4%	1.2%

イ) 30年度の実施率向上に向けた主な取組

被扶養者の特定健診については、被扶養者の方々が健診を受診しやすいようショッピングモール等での集団健診や自治体のがん検診との同時実施を進めています。

また、受診券を事業所経由ではなく、被保険者の自宅に直接送付するなどの取組を行っています。

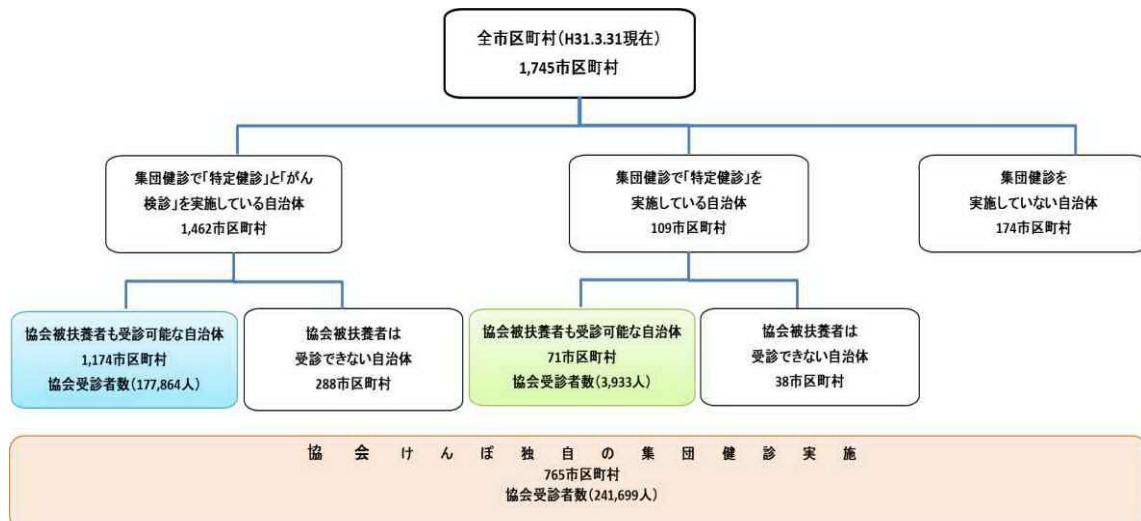
(集団健診の実施)

自治体との連携・包括協定により、自治体の集団健診やがん検診との同時実施の拡大を進めており、30年度は1,245市町村（29年度は1,158市町村）の集団健診で協会の被扶養者も特定健診を受診できるようになりました。そのうち、1,174市町村（29年度は1,126市町村）ではがん検診との同時受診が可能となっています（図表4-47参照）。

また、自治体の集団健診等との同時実施が困難な地域や健診機関が少ない地域、自治体の集団健診が行われない時期を中心に、協会が主催する集団健診を実施しています。協会主催の集団健診では、ショッピングモールや各地域の催しなどで集団健診を実施し、日常の中での受診機会の拡充に努めています。このほかにも、骨密度測定、血管年齢測定、肌年齢測定等を特定健診に追加した「オプショナル健診」を実施するなど、受診者数の増加に努めました。30年度は、協会主催の集団健診を765市町村で実施し、241,699人が受診（前年度比14.6%増）しました。

なお、加入者の方々には、自治体の集団健診やがん検診との同時実施に関する情報、協会主催の集団健診の実施予定を受診勧奨通知やホームページでご案内しています。

【(図表4-47) 特定健診とがん検診の同時実施状況について(30年度)】



(GIS を活用した受診勧奨)

GIS（地理情報システム）¹⁸を活用し、未受診者の多い地域での集団健診や最寄りの健診機関を案内した受診勧奨を30年度末で13支部が行っています。居住する近隣の健診機関の情報等を入手しにくい被扶養者の方々を中心に、これらの情報を提供することにより、受診行動に結びつくことが期待されます。

(その他)

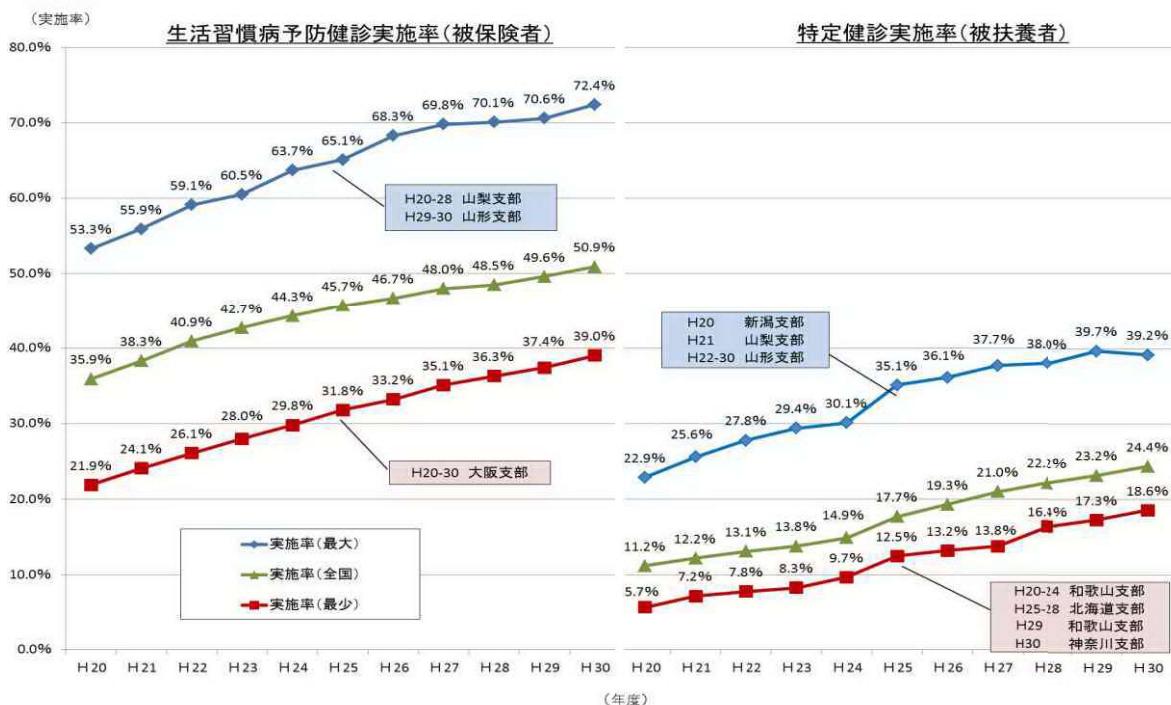
費用は自己負担となります。健診機関の協力を得て、胸部レントゲン、胃部レントゲン、貧血検査、腫瘍マーカーなどを受診者が任意で選択できるような仕組みを整備し、被扶養者の特定健診を生活習慣病予防健診に近い項目数とするなど健診内容をより充実させ、受診された方の満足度を高める取組も進めています。

③健診実施率の推移

図表4-48は、20年度以降の生活習慣病予防健診（被保険者）と特定健診（被扶養者）の支部ごとの実施率の最大値と最小値と全国の実施率の推移を示したものです。

30年度の生活習慣病予防健診実施率は、最大は山形支部の72.4%、最小は大阪支部の39.0%、全国で50.9%です。また、特定健診実施率は、最大は山形支部の39.2%、最小は神奈川支部の18.6%、全国で24.4%となっており、保健事業に関する各種取組の推進により、着実に推移しています（各支部の実施状況は、図表4-50参照）。

【(図表4-48) 健診実施率の推移】



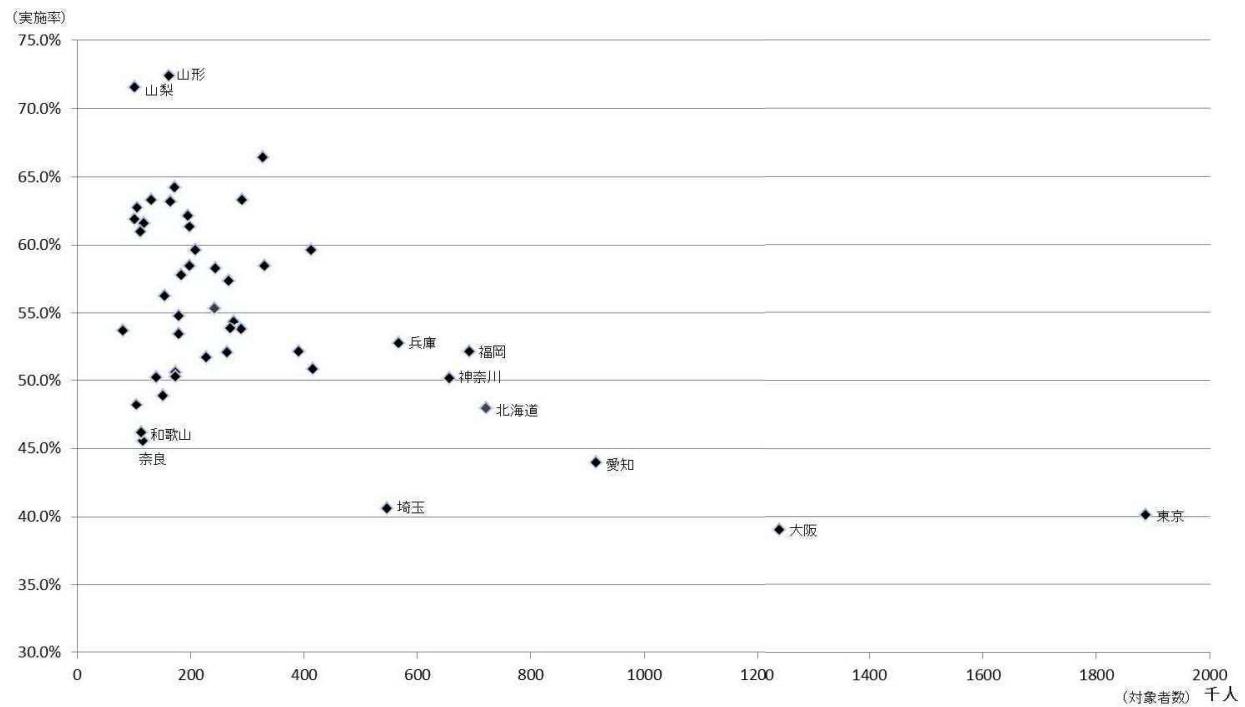
¹⁸ GIS（地理情報システム）とは、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を地図データ上に可視化して、情報の関係性、パターン、傾向をわかりやすい形で導き出すシステムです。

(地域間差異の調査分析による課題の抽出)

健診実施率については、支部間でかなりの開きが見られます。このため、地域間差異を生じさせている要素等の整理を行い、支部ごとの事業所規模別・業態別等の実施率、それらが実施率に与えている影響度等を見る化した「健診・保健指導カルテ」を作成しました。事業所等への受診勧奨や自治体および関係団体との連携事業など、健診実施率等の向上に向けて活用することとしています。

なお、健診実施率の支部間の開きは、設立当初から見られましたが、近年、東京や埼玉、千葉、神奈川などの大都市圏において健診実施率の分母となる健診対象者数の急激な増加が顕著であり、中・小規模支部に比べ大規模支部の健診実施率の伸びが抑えられる傾向にあります（図表 4-49 参照）。また、後述の特定保健指導実施率についても同様の傾向が伺えます（図表 4-56 参照）。

[（図表 4-49）特定健診対象者数と生活習慣病予防健診実施率（被保険者）]



[(図表 4-50) 各支部における健診等の実施状況]

	被保険者				被扶養者		合計		集団健診 における オプショナル 健診の活用	
	生活習慣病予防健診 (一般健診:40~74歳)		事業者健診 データ取得		特定健診					
	人数	実施率	人数	実施率	人数	実施率	人数	実施率		
北海道	346,035	47.9%	56,840	7.9%	46,709	20.0%	449,584	47.1%	●	
青森	106,238	57.7%	14,587	7.9%	13,055	25.8%	133,880	57.1%	●	
岩手	87,995	50.6%	22,050	12.7%	10,703	24.7%	120,748	55.6%	●	
宮城	184,654	63.3%	18,432	6.3%	27,181	32.4%	230,267	61.3%	●	
秋田	70,253	50.2%	19,384	13.8%	10,126	24.5%	99,763	55.0%	●	
山形	117,548	72.4%	16,319	10.0%	16,188	39.2%	150,055	73.7%	●	
福島	153,341	57.3%	19,305	7.2%	19,465	28.1%	192,111	57.0%	●	
茨城	150,659	54.3%	25,361	9.1%	21,059	27.9%	197,079	55.9%	●	
栃木	124,768	59.6%	11,740	5.6%	15,316	26.3%	151,824	56.8%	●	
群馬	134,515	55.3%	13,523	5.6%	18,490	26.1%	166,528	53.0%	●	
埼玉	222,149	40.6%	39,369	7.2%	32,679	21.6%	294,197	42.1%	●	
千葉	203,691	52.1%	14,384	3.7%	22,459	21.1%	240,534	48.3%	●	
東京	756,380	40.1%	54,489	2.9%	113,144	22.7%	924,013	38.8%	●	
神奈川	328,968	50.1%	10,285	1.6%	32,497	18.6%	371,750	44.7%	●	
新潟	217,595	66.4%	32,611	10.0%	28,255	32.0%	278,461	67.0%	●	
富山	110,469	64.2%	16,378	9.5%	10,429	25.7%	137,276	64.5%	●	
石川	98,580	54.8%	23,440	13.0%	14,320	33.0%	136,340	61.0%	●	
福井	72,956	61.6%	13,090	11.0%	6,005	21.3%	92,051	62.7%	●	
山梨	72,552	71.5%	2,984	2.9%	10,809	38.9%	86,345	66.8%	●	
長野	137,791	52.0%	29,467	11.1%	19,060	28.9%	186,318	56.3%	●	
岐阜	155,979	53.8%	32,799	11.3%	18,356	21.2%	207,134	55.0%		
静岡	246,315	59.6%	13,798	3.3%	25,183	23.7%	285,296	54.9%	●	
愛知	402,066	43.9%	64,612	7.1%	70,465	25.7%	537,143	45.2%	●	
三重	121,648	61.3%	8,649	4.4%	13,620	24.3%	143,917	56.6%	●	
滋賀	83,444	63.3%	10,862	8.2%	12,339	31.5%	106,645	62.4%	●	
京都	193,118	58.4%	11,263	3.4%	25,042	24.6%	229,423	53.1%	●	
大阪	484,022	39.0%	70,154	5.6%	91,354	22.7%	645,530	39.2%	●	
兵庫	298,559	52.7%	14,377	2.5%	41,770	23.7%	354,706	47.8%	●	
奈良	53,326	45.5%	13,064	11.2%	12,690	30.8%	79,080	49.9%	●	
和歌山	52,657	46.1%	11,478	10.1%	7,418	20.5%	71,553	47.6%	●	
鳥取	43,893	53.6%	7,514	9.2%	4,438	22.4%	55,845	54.9%	●	
島根	62,806	61.9%	12,347	12.2%	7,777	31.2%	82,930	65.6%	●	
岡山	145,787	53.8%	40,001	14.8%	18,368	24.8%	204,156	59.2%	●	
広島	211,571	50.8%	34,205	8.2%	29,143	25.1%	274,919	51.6%	●	
山口	87,401	50.3%	16,458	9.5%	11,589	23.6%	115,448	51.8%	●	
徳島	50,366	48.2%	14,770	14.1%	8,982	31.2%	74,118	55.6%	●	
香川	73,918	48.9%	15,085	10.0%	11,261	27.2%	100,264	52.0%	●	
愛媛	116,013	58.4%	5,323	2.7%	15,286	25.9%	136,622	53.0%	●	
高知	66,041	62.7%	7,189	6.8%	5,633	22.6%	78,863	60.6%	●	
福岡	360,900	52.1%	56,199	8.1%	49,603	23.6%	466,702	51.7%	●	
佐賀	68,108	61.0%	7,963	7.1%	7,600	23.4%	83,671	58.0%	●	
長崎	95,742	53.4%	15,158	8.5%	11,668	22.6%	122,568	53.0%	●	
熊本	142,718	58.3%	13,138	5.4%	15,792	24.8%	171,648	55.6%	●	
大分	103,879	63.2%	9,119	5.5%	15,331	31.5%	128,329	60.2%	●	
宮崎	87,269	56.3%	9,831	6.3%	7,784	19.7%	104,884	53.9%	●	
鹿児島	117,987	51.7%	11,269	4.9%	12,923	20.1%	142,179	48.6%	●	
沖縄	121,290	62.1%	6,867	3.5%	15,556	27.0%	143,713	56.8%	●	
その他			85,630	0.6%			85,630	0.6%		
合計	7,743,960	50.9%	1,073,160	7.1%	1,054,920	24.4%	9,872,040	50.5%	46支部	

注)その他は、日本郵政グループから取得した健診結果データの取込数である。

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応

30年度の特定保健指導実施率（加入者）は16.0%となりました。実施率について、30年度KPI（14.5%）を達成するとともに、実施率、実施者数とともに過去最高となっています（図表4-55参照）。

①被保険者の保健指導

生活習慣病予防健診（特定健診）や事業者健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあり、生活習慣の改善が必要な40歳以上の被保険者には「特定保健指導」を行っています。また、40歳以上でメタボのリスクはないものの高血圧や高血糖、脂質異常症等のリスクがある方や40歳未満でメタボのリスクがある方など、特定保健指導に該当しない方にも保健指導を実施しています。

ア) 30年度の実績について

30年度の被保険者の特定保健指導実施率は、29年度の実施率13.7%から2.9%ポイント増加し16.6%となりました。実施者数は、初回面談実施者数385,462人、実績評価者数296,194人となっており、それぞれ29年度の実施者数から、69,661人（22.1%）、69,170人（30.5%）と大幅に増加し、実施率、実施者数ともに過去最高となりました（図表4-51参照）。

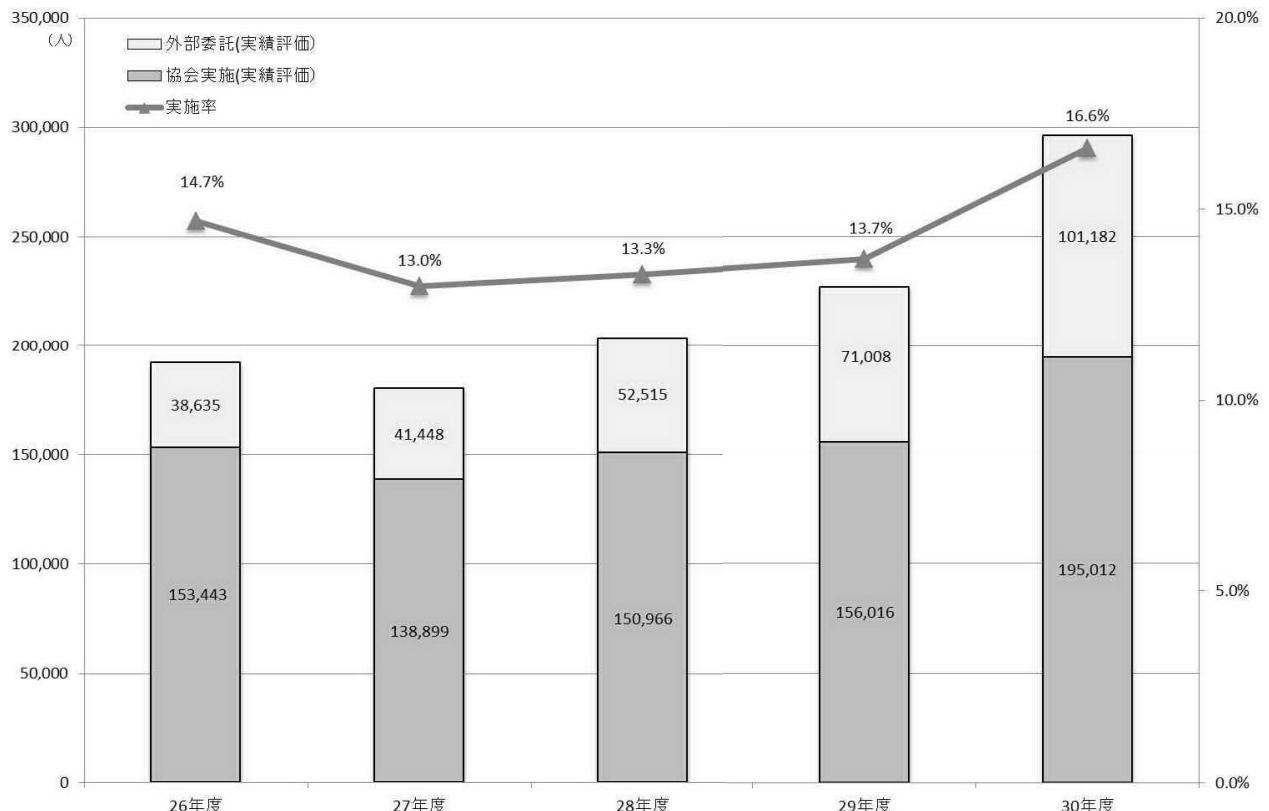
【(図表4-51) 被保険者の保健指導の実績①】

		26年度	27年度	28年度	29年度※2	30年度	前年度比 (増減)	
保健指導対象者数		1,306,708人	1,389,839人	1,524,467人	1,657,209人	1,785,562人	128,353人	
特定保健指導	初回面談	協会実施	227,436人	203,536人	230,690人	215,803人	236,598人	
		外部委託	57,256人	60,724人	83,052人	99,998人	148,864人	
		計	284,692人	264,260人	313,742人	315,801人	385,462人	
	実績評価	協会実施	153,443人	138,899人	150,966人	156,016人	195,012人	
		外部委託	38,635人	41,448人	52,515人	71,008人	101,182人	
		計	192,078人	180,347人	203,481人	227,024人	296,194人	
実施率		14.7%	13.0%	13.3%	13.7%	16.6%	2.9%	
その他保健指導※1		82,601人	62,453人	65,425人	90,808人	73,898人	▲16,910人	
保健指導人員体制	保健師	498人	467人	472人	470人	470人	0人	
	管理栄養士	187人	195人	229人	232人	242人	10人	
	計	685人	662人	701人	702人	712人	10人	

※1 「その他の保健指導」とは、特定保健指導対象者以外の方への保健指導です。

※2 29年度の初回面談の協会実施分が28年度より減少したのは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、特定保健指導対象者の氏名等について事業主と共同利用するための手続きが終了するまで効率的な実施ができなかった影響によるものです。

【(図表 4-52) 被保険者の保健指導の実績 ②】



イ) 30 年度の実施率向上に向けた主な取組

協会では、保健指導実施率の向上を図るため、各種ツールを活用した特定保健指導の利用勧奨、30 年度からの特定保健指導の制度見直しを契機とした外部委託の推進、特定保健指導の新手法の導入及び保健指導の質を向上させるための取組等を行っています。

(各種ツールを活用した特定保健指導の利用勧奨)

協会では事業所との距離をできるだけ縮め、健康づくりや医療費に対する認識を深めていただくため、支部の幹部職員を中心に勧奨体制を作り、事業所への訪問を実施しています。その中で、事業主の方々が、健診結果の内容や事業所の医療費の相対的な位置付けについて認識できる事業所カルテを活用して、特定保健指導の利用勧奨を進めています。これらのツールについては、特定保健指導の利用勧奨のほか、事業所単位での健康づくりの取組の動機付けにも役立てています。

(外部委託の推進)

実施率の向上及び効率的な保健指導を進めるため、協会の保健師及び管理栄養士による保健指導と並行して、健診機関や保健指導専門機関等への委託による保健指導を積極的に推進しています。

特定保健指導の初回支援は面談で行いますが、健診機関で健診当日に初回面談を実施することは、受診者の健康意識が高い状態で保健指導を実施することができ、より効果的であるとともに、受診者の利便性も高まります。協会では、健診当日に初回面談を実施する健診機関への外部委託を積極的に推進してきました。

なお、29年度までは、健診当日に初回面談を実施するためには、健診結果が全て揃っている必要がありましたが、30年度からの特定保健指導の制度見直しにより、一部の健診結果が揃わない場合であっても、初回面談を分割して実施できるようになりました。この制度見直しの内容について、健診実施機関に対して周知するとともに、健診当日の初回面談に、より一層積極的に取り組んでいただくよう働きかけを行いました。

こうした働きかけの効果もあり、30年度の委託契約機関数 1,178 機関（対前年度 198 機関増）のうち、健診当日に初回面談を実施する機関数は 1,195 機関となり、前年度から倍増（609 機関増加）しました。なお、このうち健診当日に初回面談を一括実施する機関は 715 機関、分割実施する機関は 480 機関です（図表 4-53 参照）。また、委託機関における実施者数は、初回面談実施者数 148,864 人、実績評価実施者数 101,182 人となっており、それぞれ前年度から、48,866 人（48.9%）、30,174 人（42.5%）と大幅に増加しています。このほか、協会保健師等の事業所訪問による特定保健指導（初回面談）の件数の向上を目的として、協会保健師等が実施した特定保健指導の一部（初回面談後の継続的な支援及び実績評価）を外部委託で実施する継続的支援委託を開始しました。この取組は 30 年度において、20 支部で実施しています。

なお、外部委託契約機関の中には、ICT を活用した遠隔面談を実施している機関もあり、30 年度において 23 支部が導入しています。

【(図表 4-53) 保健指導の外部委託機関数】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
委託機関数	261機関	577機関	739機関	779機関	837機関	862機関	910機関	980機関	1,178機関
①健診当日に、初回面談を一括実施する機関数	-	177機関	358機関	430機関	493機関	499機関	517機関	586機関	715機関
②健診当日に、初回面談を分割実施する機関数	-	-	-	-	-	-	-	-	480機関

※保健指導の外部委託については、22年度から実施。

※②の実施方法は、制度見直しにより30年度から実施可能。

※30年度について、①と②の両方を実施する委託機関があるため、①と②の合計は委託機関数とは一致しない。

(特定保健指導の新手法の導入)

積極的支援対象者に対する特定保健指導は、原則として、電話や文書等による所定の支援を一定回数行うことが要件となっており、すでに特定保健指導の効果が現れている対象者に対しても、要件を満たすまで支援を行わなければならないなどの課題がありました。そうした課題への対応として、30年度からの制度見直しでは、積極的支援対象者に対する特定保健指導について、支援内容や回数にとらわれない弾力的な方法によるモデル実施が可能となりました。これを受け、協会では、協会保健師等が実施する全ての特定保健指導（継続的支援委託分を除く）において、一定の効果（腹囲2cm減かつ体重2kg減）を得るために要する継続的支援のポイント数を検証する「ポイント検証モデル」を開始しました。また、一部の支部においては、従前の特定保健指導ではポイント数に算定されなかった新たな特定保健指導の手法を検証する「新手法検証モデル」も開始しています。いずれのモデルについても、令和元年度において、その効果を検証していくこととしています。

(保健指導の質を向上させるための取組)

保健指導の質を向上させるためには、一つ一つの業務のPDCAサイクルを適切に機能させていく必要があることから、各支部において課題の把握と分析、行動計画の作成、実施、評価と改善まで、職員と契約保健師等が一体となって取り組んでいます。

また、契約保健師等を対象に各支部の課題や実情に応じた支部内研修を定期的・計画的に行っており、保健指導スキルとモチベーション向上のための事例検討や行動変容理論に則ったロールプレイ等も取り入れながら、より質の高い研修内容となるよう努めています。なお、30年度の本部研修においては、受診勧奨域の対象者が受診行動をとるための効果的な保健指導について研修を行いました。

このほか、協会が行う保健事業の特性に沿った質の高いサービスを事業主や加入者に提供するため、協会内に設置したワーキンググループでの議論を基に、特定保健指導のみならず、事業主の健康づくり意識の醸成、健康づくりの体制整備や仕組みづくりまでも視野に入れた保健事業が実施できる保健師等を育成するためのプログラムを作成しました。このプログラムは、保健師等の採用時に限らず、定期的に活用できるよう工夫されており、保健師等全員を対象として、保健指導力の向上を図っています。

②被扶養者の保健指導

特定健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあり、生活習慣の改善が必要な40歳以上の被扶養者には「特定保健指導」を行っています。

ア) 30年度の実績について

30年度の被扶養者の特定保健指導実施率は、29年度の実施率4.5%から0.9%ポイント増加し、5.4%となりました。また、実施者数は、初回面談実施者数7,090人、実績評価者数4,956人となっており、それぞれ29年度から、2,292人(47.8%)、1,103人(28.6%)増加しました。実施率、実施者数とともに、過去最高となっています。(図表4-54参照)。

[**(図表4-54 被扶養者の特定保健指導の実績)**]

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比 (増減)
初回面談	3,377人	3,270人	4,014人	4,798人	7,090人	2,292人
実績評価	2,319人	2,561人	2,858人	3,853人	4,956人	1,103人
実施率	3.3%	3.5%	3.6%	4.5%	5.4%	0.9%

イ) 30年度の実施率向上に向けた主な取組

30年度の被扶養者の特定保健指導実施率の向上に向けた取組として、外部委託による被扶養者の特定保健指導実施機関において、健診当日の初回面談を受診できるよう、特定健診対象者に対して、健診当日に初回面談を受けることができる受診券(セット券)の発行を開始しました。

また、協会の保健師等が支部の相談コーナーや地域の公民館等で特定保健指導を実施しているほか、特定健診・がん検診から特定保健指導まで、一連の保健事業を市区町村と連携して推進しています。

なお、市区町村が実施するがん検診と特定健診との同時実施が難しい地域を中心に協会独自の集団健診を実施していますが、その会場で特定保健指導も実施するなど利便性の向上に努めています。

③特定保健指導実施率の推移

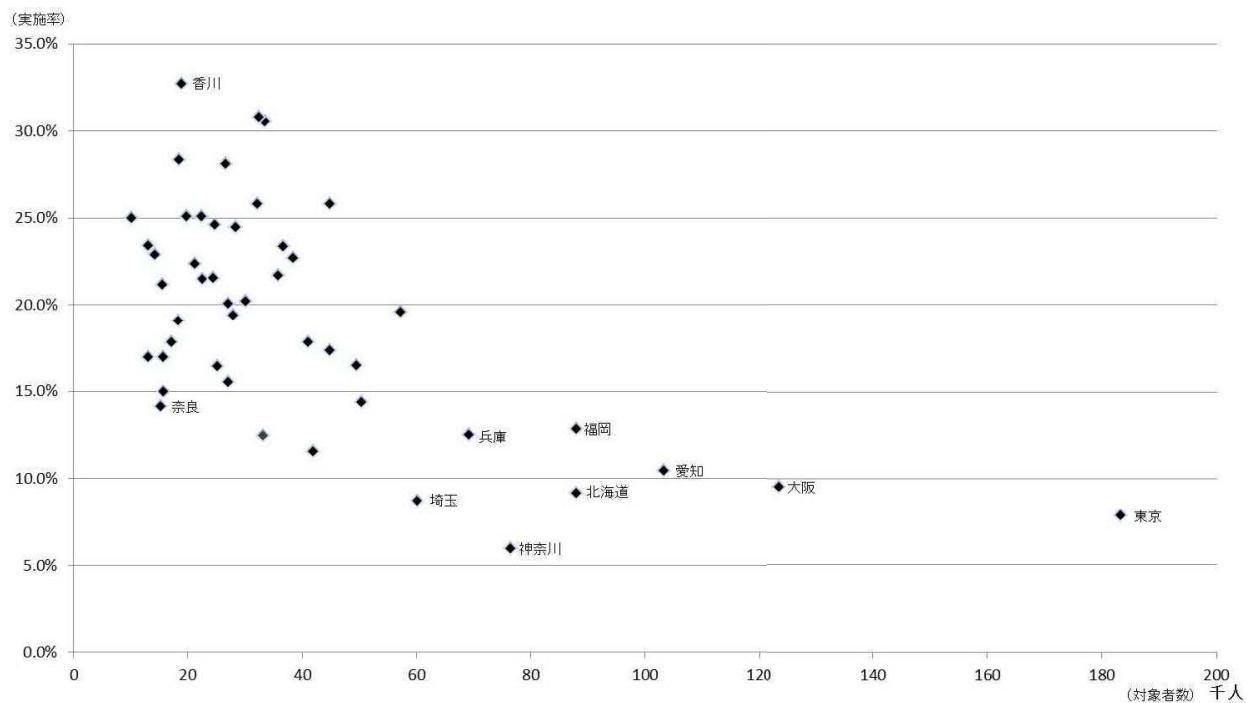
図表4-55は、20年度以降の特定保健指導(加入者)の支部ごとの実施率の最大値と最小値と全国の実施率の推移を示したものです。

30年度の特定保健指導実施率は、最大は香川支部の32.7%、最小は神奈川支部の6.0%、全国で16.0%であり、着実に推移しています。

【(図表 4-55) 特定保健指導実施率の推移 (加入者)】



【(図表 4-56) 特定保健指導対象者数と特定保健指導実施率 (加入者)】



[(図表 4-57) 各支部における特定保健指導の実績]

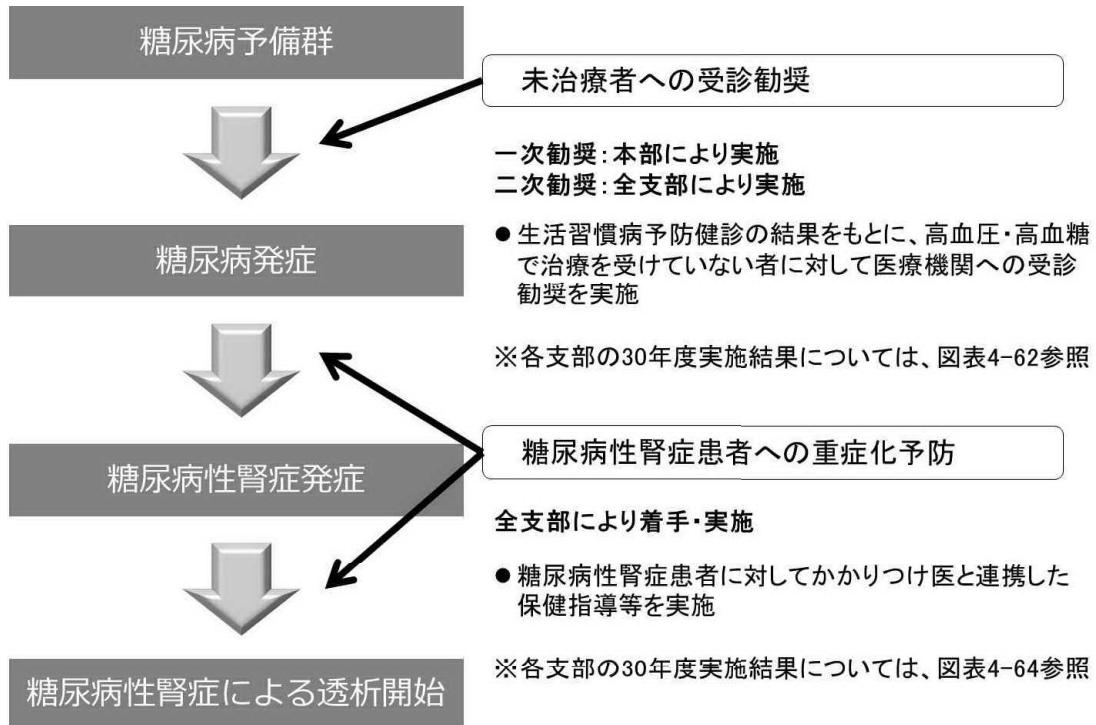
	被保険者				被扶養者				合計				外部委託機関				
	初回面談		実績評価		初回面談		実績評価		初回面談		実績評価						
	実施人数	外部委託 (再掲)	実施率	実施人数	外部委託 (再掲)	実施率	実施人数	実施率	実施人数	実施率	実施人数	実施率	契約 機関数	健診当日実施 一括	分割		
北海道	9,420	(3,565)	11.2%	7,904	(2,677)	9.4%	235	5.7%	136	3.3%	9,655	11.0%	8,040	9.1%	32	20	12
青森	5,807	(2,028)	24.9%	5,185	(1,944)	22.3%	184	15.4%	86	7.2%	5,991	24.5%	5,271	21.5%	11	7	4
岩手	4,906	(1,202)	20.5%	4,112	(710)	17.2%	30	2.5%	16	1.3%	4,936	19.6%	4,128	16.4%	4	2	2
宮城	14,502	(6,266)	34.5%	11,350	(3,756)	27.0%	243	8.5%	225	7.8%	14,745	32.8%	11,575	25.8%	28	2	17
秋田	5,671	(668)	32.6%	5,094	(599)	29.3%	161	15.4%	137	13.1%	5,832	31.6%	5,231	28.4%	3	3	1
山形	8,497	(3,378)	33.8%	7,320	(2,520)	29.2%	121	8.1%	156	10.4%	8,618	32.4%	7,476	28.1%	17	12	3
福島	9,689	(1,804)	28.0%	8,478	(942)	24.5%	102	4.9%	93	4.5%	9,791	26.7%	8,571	23.3%	28	21	5
茨城	8,468	(3,663)	21.9%	7,246	(2,539)	18.8%	122	4.9%	78	3.1%	8,590	20.9%	7,324	17.8%	15	13	7
栃木	8,493	(3,166)	29.6%	6,045	(1,518)	21.0%	60	4.2%	51	3.6%	8,553	28.4%	6,096	20.2%	14	10	3
群馬	4,563	(1,773)	14.4%	4,100	(1,268)	13.0%	54	3.3%	30	1.8%	4,617	13.9%	4,130	12.4%	19	13	6
埼玉	6,559	(1,672)	11.5%	5,098	(708)	8.9%	175	6.3%	132	4.8%	6,734	11.2%	5,230	8.7%	27	13	20
千葉	7,864	(4,379)	16.6%	8,062	(3,486)	17.0%	109	5.1%	75	3.5%	7,973	16.1%	8,137	16.5%	21	10	13
東京	18,804	(11,301)	10.8%	14,115	(8,498)	8.1%	380	4.5%	288	3.4%	19,184	10.5%	14,403	7.9%	65	29	35
神奈川	6,817	(1,883)	9.2%	4,428	(1,347)	6.0%	187	7.8%	157	6.5%	7,004	9.2%	4,585	6.0%	39	22	22
新潟	8,351	(2,909)	19.7%	7,641	(3,107)	18.1%	144	5.9%	123	5.0%	8,495	19.0%	7,764	17.3%	22	19	18
富山	8,962	(4,128)	32.8%	6,774	(2,768)	24.8%	175	18.3%	150	15.7%	9,137	32.3%	6,924	24.5%	25	22	11
石川	5,766	(2,378)	24.6%	6,053	(2,202)	25.8%	41	3.2%	37	2.9%	5,807	23.5%	6,090	24.6%	28	21	4
福井	3,195	(622)	19.1%	3,023	(384)	18.1%	41	8.1%	44	8.7%	3,236	18.8%	3,067	17.8%	12	6	3
山梨	3,888	(774)	26.4%	2,612	(367)	17.7%	119	13.0%	43	4.7%	4,007	25.6%	2,655	17.0%	6	5	0
長野	9,465	(2,314)	30.8%	8,096	(1,641)	26.4%	71	4.8%	198	13.5%	9,536	29.7%	8,294	25.8%	32	27	17
岐阜	10,211	(4,522)	29.6%	7,698	(2,931)	22.3%	102	7.2%	84	5.9%	10,313	28.8%	7,782	21.7%	32	19	9
静岡	10,144	(5,943)	20.8%	7,133	(3,438)	14.6%	203	11.7%	108	6.2%	10,347	20.5%	7,241	14.4%	45	28	27
愛知	15,077	(9,794)	15.4%	10,571	(5,796)	10.8%	363	6.7%	216	4.0%	15,440	14.9%	10,787	10.4%	110	48	63
三重	5,487	(1,897)	21.2%	4,155	(984)	16.0%	47	4.3%	34	3.1%	5,534	20.5%	4,189	15.5%	20	15	2
滋賀	3,542	(225)	20.7%	3,332	(236)	19.5%	285	24.1%	151	12.8%	3,827	20.9%	3,483	19.0%	15	6	10
京都	7,262	(2,921)	18.2%	4,735	(1,998)	11.8%	173	9.0%	89	4.6%	7,435	17.7%	4,824	11.5%	31	13	18
大阪	20,330	(11,431)	17.5%	11,342	(6,885)	9.8%	741	10.0%	405	5.4%	21,071	17.0%	11,747	9.5%	62	25	23
兵庫	13,196	(3,957)	19.9%	8,518	(1,690)	12.9%	147	5.0%	114	3.9%	13,343	19.3%	8,632	12.5%	35	19	24
奈良	3,180	(157)	22.6%	2,120	(291)	15.1%	149	11.7%	44	3.5%	3,329	21.7%	2,164	14.1%	13	6	10
和歌山	3,232	(419)	26.1%	2,180	(245)	17.6%	29	4.6%	25	3.9%	3,261	25.0%	2,205	16.9%	9	2	1
鳥取	2,671	(201)	27.5%	2,522	(180)	26.0%	13	2.9%	13	2.9%	2,684	26.4%	2,535	25.0%	5	1	0
島根	4,696	(371)	34.7%	3,259	(139)	24.1%	12	1.6%	8	1.0%	4,708	32.9%	3,267	22.9%	9	2	1
岡山	11,085	(2,068)	30.3%	8,440	(1,225)	23.1%	321	17.5%	255	13.9%	11,406	29.7%	8,695	22.7%	38	31	6
広島	12,402	(3,751)	22.7%	11,070	(3,914)	20.3%	205	7.6%	114	4.2%	12,607	22.0%	11,184	19.6%	39	27	10
山口	4,896	(1,084)	24.0%	4,694	(1,235)	23.0%	30	3.2%	72	7.7%	4,926	23.1%	4,766	22.4%	19	15	9
徳島	4,473	(453)	36.3%	3,038	(325)	24.6%	50	6.3%	32	4.0%	4,523	34.5%	3,070	23.4%	6	6	5
香川	7,072	(1,959)	39.9%	6,140	(1,843)	34.6%	126	10.6%	45	3.8%	7,198	38.0%	6,185	32.7%	14	13	12
愛媛	6,912	(1,446)	26.9%	5,361	(984)	20.9%	136	9.5%	77	5.4%	7,048	26.0%	5,438	20.1%	16	8	12
高知	3,419	(640)	22.8%	2,330	(416)	15.5%	33	4.7%	22	3.1%	3,452	22.0%	2,352	15.0%	8	7	0
福岡	22,748	(11,869)	27.2%	10,978	(5,869)	13.1%	485	11.1%	304	7.0%	23,233	26.4%	11,282	12.8%	61	47	9
佐賀	3,777	(948)	25.4%	3,268	(664)	22.0%	23	3.4%	19	2.8%	3,800	24.4%	3,287	21.1%	15	6	3
長崎	7,443	(1,808)	35.0%	5,580	(865)	26.2%	45	4.2%	31	2.9%	7,488	33.5%	5,611	25.1%	20	14	4
熊本	12,630	(7,369)	39.5%	10,147	(5,397)	31.7%	84	5.6%	84	5.6%	12,714	38.0%	10,231	30.6%	36	27	5
大分	6,107	(4,127)	29.1%	4,765	(2,733)	22.7%	142	9.6%	67	4.5%	6,249	27.8%	4,832	21.5%	23	18	2
宮崎	6,824	(894)	35.7%	4,956	(559)	25.9%	12	1.6%	15	2.0%	6,836	34.5%	4,971	25.1%	11	7	3
鹿児島	5,247	(984)	19.6%	5,379	(890)	20.1%	53	4.5%	33	2.8%	5,300	19.0%	5,412	19.4%	20	12	7
沖縄	11,712	(7,753)	38.4%	9,747	(6,469)	31.9%	327	17.2%	240	12.6%	12,039	37.1%	9,987	30.8%	18	16	2
合計	385,462	(148,864)	21.6%	296,194	(101,182)	16.6%	7,090	7.7%	4,956	5.4%	392,552	20.9%	301,150	16.0%	1178	715	480

iii) 重症化予防対策の推進

高血圧や糖尿病等の生活習慣病の重症化及び合併症の発症を予防することを目的とした重症化予防対策は、協会の保健事業における重要な取組の一つとなります。

協会では、重症化予防対策として、未治療者への受診勧奨と糖尿病性腎症患者への重症化予防に取り組んでいます。

[**(図表 4-58) 協会における重症化予防対策の概要**]



①未治療者への受診勧奨

生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方に対する受診勧奨（一次勧奨、二次勧奨）を行い、確実に医療につなげることにより生活習慣病の重症化を防ぐ取組を行っています。

一次勧奨は、収縮期血圧等の数値が一定基準以上（受診勧奨対象域）であった方¹⁹で、健診前月及び健診後3ヵ月以内に医療機関を未受診かつ健診時の問診で服薬なしと回答した方を対象として、健診受診月から概ね6ヵ月後に医療機関への受診を勧奨する文書を本部から送付しています。なお、送付する文書は、対象者の特性（新規・連続該当別、重症度別）ごとに記載内容を変えています。30年度は、29年10月から30年9月までの間に生活習慣病予防健診を受けられた約872万人のうち、342,404人（3.9%）の方に一次勧奨文書を送付しました（図表4-59参照）。

¹⁹ ①収縮期血圧 160mmHg 以上、②拡張期血圧 100mmHg 以上、③空腹時血糖 126mg/dl 以上、④HbA1c6.5%以上のいずれかに該当する方

二次勧奨は、各支部において、電話・文書等の手法を交えながら、業務委託や事業所訪問など工夫を凝らした方法で実施しています。

なお、二次勧奨の対象である重症域の方²⁰は、医療機関を受診していない、または治療を中断しているなどにより、生活習慣病の重症化が進むことが推定されることから、30年度保健師等ブロック研修において、要治療域の特定保健指導対象者及び未治療者受診勧奨業務の対象者等への受診勧奨に必要な医学的エビデンスについて理解を深めるとともに、グループワークを通じて対象者の生活背景や心理的背景を踏まえたアプローチ方法等について情報共有を図りました。

[(図表 4-59) 未治療者への受診勧奨（一次勧奨文書発送状況）]

実施年度	実施支部	通知時期	対象	一次勧奨件数		抽出割合 (発送件数/受診者数)
				二次対象 (再掲)		
25年度	一次:44支部 二次:18支部	初回通知 (25年10月末) ~ 6回通知 (26年3月末)	(H25.4健診分) ~(H25.9健診分)	122,330	12,031	約4.5%
26年度	一次:46支部 二次:25支部(上期) 三次:29支部(下期)	初回通知 (26年5月初) ~ 12回通知 (27年3月末)	(H25.10健診分) ~(H26.9健診分)	243,888	37,842	約4.7%
27年度	一次:46支部 二次:41支部(上期) 三次:42支部(下期)	初回通知 (27年5月初) ~ 9回通知 (28年3月末)	(H26.10健診分) ~(H27.9健診分)	238,602	54,278	約4.2%
28年度	一次:47支部 二次:47支部	初回通知 (28年5月初) ~ 12回通知 (29年3月末)	(H27.10健診分) ~(H28.9健診分)	289,905	75,896	約4.0%
29年度		初回通知 (29年5月初) ~ 10回通知 (30年3月末)	(H28.10健診分) ~(H29.9健診分)	321,056	83,541	約3.9%
30年度		初回通知 (30年5月初) ~ 12回通知 (31年3月末)	(H29.10健診分) ~(H30.9健診分)	342,404	87,657	約3.9%

※28年度下期(28年度健診分)より、受診勧奨通知対象年齢を40歳から35歳へ引き下げました。

[(図表 4-60) 支部別の二次勧奨実施方法（29年10月-30年9月発送分）]

実施方法				実施支部															
電話	電話 (委託)	文書	訪問等	1 支部	宮城														
●	●	●	●	1 支部	宮城														
●	●	●		1 支部	佐賀														
●		●	●	7 支部	群馬 岐阜 京都 香川 高知 長崎 沖縄														
●	●			1 支部	山口														
●		●		14 支部	岩手 山形 茨城 富山 石川 山梨 長野 三重 滋賀 奈良 鳥取 広島 徳島 大分														
●			●	1 支部	宮崎														
●				1 支部	岡山														
	●	●	●	1 支部	新潟														
	●	●		2 支部	大阪 熊本														
	●			3 支部	神奈川 愛知 福岡														
		●	●	3 支部	青森 秋田 島根														
		●		11 支部	北海道 福島 栃木 埼玉 千葉 東京 福井 静岡 兵庫 和歌山 愛媛														
			●	1 支部	鹿児島														

²⁰ ①収縮期血圧 180mmHg 以上、②拡張期血圧 110mmHg 以上、③空腹時血糖 160mg/dl 以上、④HbA1c8.4%以上 のいずれかに該当する方

(29年度生活習慣病予防健診受診者に係る一次勧奨文書発送後の医療機関受診状況等)

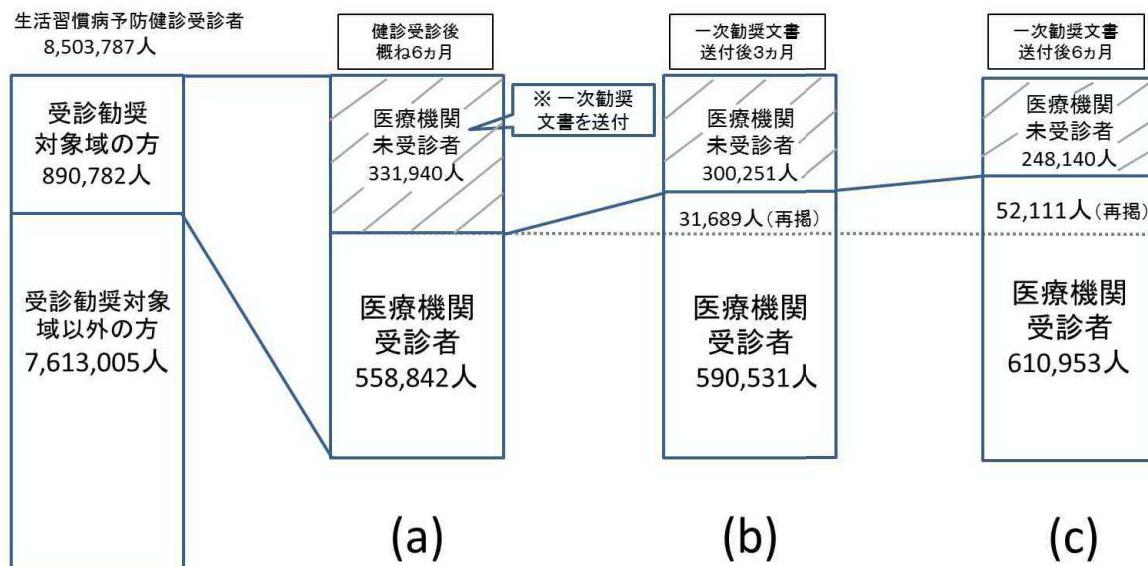
29年度に生活習慣病予防健診を受けられた約850万人について分析してみると、収縮期血圧等の数値が受診勧奨対象域にあった方が約89万人(10.5%)、うち健診前月及び健診後3ヵ月以内に医療機関を未受診であった方が331,940人(3.9%)でした。この331,940人に一次勧奨文書をお送りした結果、31,689人(9.5%)の方が3ヵ月以内に医療機関を受診されました(図表4-61、図表4-62参照)。

また、この29年度の331,940人には2年以上連續して一次勧奨文書を送付している方が119,464人(36.0%)含まれており、新規に送付した212,476人では38,862人(18.3%)が、2年連續で送付した68,310人では22,125人(32.4%)が、3年連續で送付した25,451人では10,380人(40.8%)が、4年以上連續で送付した25,703人では14,465人(56.3%)が、それぞれ二次勧奨の対象域の方でした(図表4-63参照)。

このように、二次勧奨の対象である重症域の方の割合は、受診勧奨対象者に該当する年数が長くなるほど高くなっています。これらの方々は、ずっと医療機関を受診していない、または治療を中断しているなどにより、生活習慣病の重症化が進むことが推定されるため、医療機関への受診を促す方途について、さらに検討していくこととしています。

なお、一次勧奨文書送付後 3 カ月以内では 30 年度 KPI (11.1%) は達成できませんでしたが、一次勧奨文書送付後 6 カ月以内で見てみると、52,111 人（15.7%。対前年度 0.4% ポイント増）の方が医療機関を受診されています。

[〔図表 4-61〕一次勧奨文書送付後 3 カ月間及び 6 カ月間の医療機関受診状況 (29 年度健診受診者) ①]



〔(図表 4-62) 一次勧奨文書送付後 3 カ月間及び 6 カ月間の医療機関受診状況 (29 年度健診受診者) ②〕

	受診勧奨通知を発送した人數	勧奨通知発送後 3ヶ月間		勧奨通知発送後 6ヶ月間			受診勧奨通知を発送した人數	勧奨通知発送後 3ヶ月間		勧奨通知発送後 6ヶ月間	
		受診者数	受診率	受診者数	受診率			受診者数	受診率	受診者数	受診率
北海道	15,105人	1,323人	8.8%	2,312人	15.3%	滋賀	3,463人	365人	10.5%	559人	16.1%
青森	4,993人	452人	9.1%	749人	15.0%	京都	7,782人	742人	9.5%	1,225人	15.7%
岩手	3,719人	306人	8.2%	484人	13.0%	大阪	20,297人	2,204人	10.9%	3,526人	17.4%
宮城	8,696人	789人	9.1%	1,338人	15.4%	兵庫	13,428人	1,290人	9.6%	2,016人	15.0%
秋田	3,226人	282人	8.7%	469人	14.5%	奈良	2,135人	224人	10.5%	355人	16.6%
山形	4,461人	435人	9.8%	712人	16.0%	和歌山	2,606人	238人	9.1%	395人	15.2%
福島	6,439人	582人	9.0%	980人	15.2%	鳥取	2,260人	236人	10.4%	380人	16.8%
茨城	7,511人	720人	9.6%	1,145人	15.2%	島根	2,576人	265人	10.3%	434人	16.8%
栃木	5,784人	551人	9.5%	892人	15.4%	岡山	5,765人	520人	9.0%	897人	15.6%
群馬	7,030人	760人	10.8%	1,169人	16.6%	広島	8,902人	840人	9.4%	1,421人	16.0%
埼玉	9,384人	866人	9.2%	1,419人	15.1%	山口	4,241人	382人	9.0%	640人	15.1%
千葉	9,243人	807人	8.7%	1,363人	14.7%	徳島	1,824人	141人	7.7%	254人	13.9%
東京	30,634人	2,711人	8.8%	4,498人	14.7%	香川	2,907人	271人	9.3%	462人	15.9%
神奈川	14,673人	1,480人	10.1%	2,315人	15.8%	愛媛	5,802人	527人	9.1%	895人	15.4%
新潟	8,635人	739人	8.6%	1,327人	15.4%	高知	2,905人	260人	9.0%	440人	15.1%
富山	4,160人	375人	9.0%	645人	15.5%	福岡	17,761人	1,775人	10.0%	2,872人	16.2%
石川	4,388人	439人	10.0%	735人	16.8%	佐賀	2,311人	273人	11.8%	415人	18.0%
福井	3,089人	451人	14.6%	662人	21.4%	長崎	4,160人	391人	9.4%	627人	15.1%
山梨	3,857人	338人	9.2%	525人	14.4%	熊本	5,347人	541人	10.1%	912人	17.1%
長野	5,497人	527人	9.6%	890人	16.2%	大分	3,993人	400人	10.0%	673人	16.9%
岐阜	6,329人	599人	9.5%	955人	15.1%	宮崎	3,640人	336人	9.2%	581人	16.0%
静岡	9,473人	880人	9.3%	1,457人	15.4%	鹿児島	5,975人	612人	10.2%	1,009人	16.9%
愛知	16,233人	1,489人	9.2%	2,510人	15.5%	沖縄	4,389人	421人	9.6%	711人	16.2%
三重	5,112人	534人	10.4%	861人	16.8%	合計	331,940人	31,689人	9.5%	52,111人	15.7%

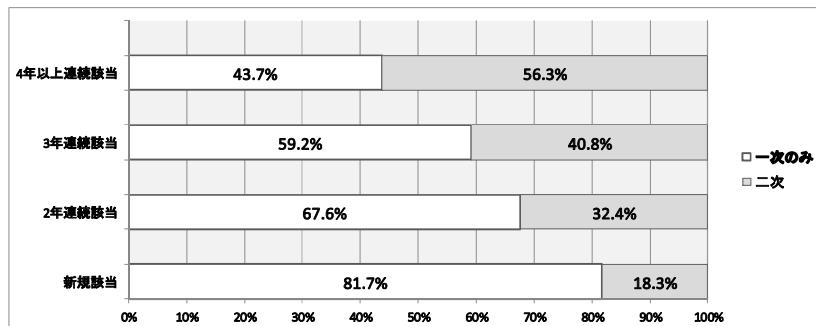
※29年度健診受診者(勧奨通知発送:29年10月～30年9月)の医療機関への受診状況を集計したものである。

※前頁の図表4-61の(a)→(b)→(c)の支部別の推移を表したもの

〔(図表 4-63) 二次勧奨の対象となる方の割合 (27 年度・28 年度・29 年度健診受診者)〕

(1)新規・連続該当別	新規該当		2年連続該当		3年連続該当		4年以上連続該当		合計		2年以上連続該当(再掲)
27年度健診受診者	162,323人(64.3%)		45,470人(18.0%)		44,548人(17.7%)		-		252,341人		90,018人(35.7%)
28年度健診受診者	209,537人(67.1%)		56,225人(18.0%)		21,151人(6.8%)		25,369人(8.1%)		312,282人		102,745人(32.9%)
29年度健診受診者	212,476人(64.0%)		68,310人(20.6%)		25,451人(7.7%)		25,703人(7.7%)		331,940人		119,464人(36.0%)
(2)重症度別	一次のみ	二次	一次のみ	二次	一次のみ	二次	一次のみ	二次	合計(一次のみ)	合計(二次)	
27年度健診受診者	131,742人 (81.2%)	30,581人 (18.8%)	32,128人 (70.7%)	13,342人 (29.3%)	22,862人 (51.3%)	21,686人 (48.7%)	-		186,732人 (74.0%)	65,609人 (26.0%)	
28年度健診受診者	167,453人 (79.9%)	42,084人 (20.1%)	38,916人 (69.2%)	17,309人 (30.8%)	12,885人 (60.9%)	8,266人 (39.1%)	10,942人 (43.1%)	14,427人 (56.9%)	230,196人 (73.7%)	82,086人 (26.3%)	
29年度健診受診者	173,614人 (81.7%)	38,862人 (18.3%)	46,185人 (67.6%)	22,125人 (32.4%)	15,071人 (59.2%)	10,380人 (40.8%)	11,238人 (43.7%)	14,465人 (56.3%)	246,108人 (74.1%)	85,832人 (25.9%)	

○29年度健診受診者の重症度別の割合

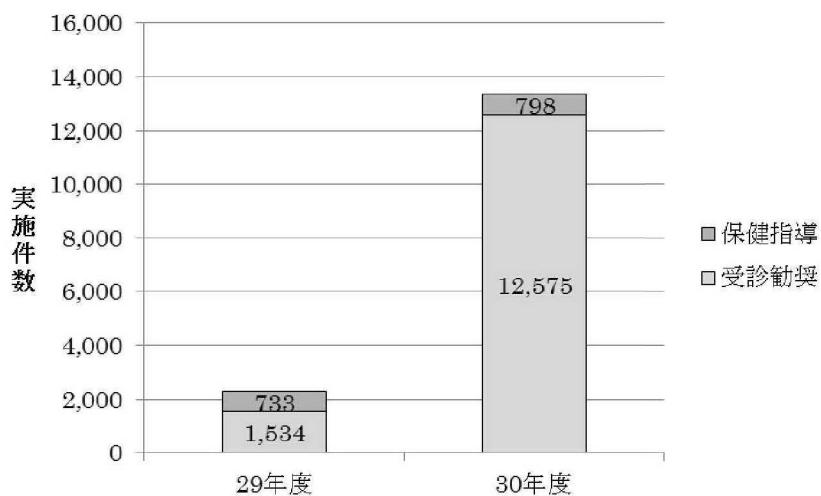


②糖尿病性腎症患者の重症化予防

糖尿病性腎症患者の重症化予防は、治療中の糖尿病性腎症患者に対して、かかりつけ医等と連携して保健指導を実施することにより、加入者の生活の質（QOL）の維持及び人工透析への移行を防止し、医療費適正化を図る取組です。

30年度は、全支部において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム等の実施に向けて、県や市区町村、国保連合会等とも情報を共有し、調整を進めました。この結果、医療機関への受診を促す「受診勧奨」を28支部（12,575件）で、生活習慣改善を目的とした「保健指導」を29支部（798件）で実施しました。そのうち16支部が「受診勧奨」と「保健指導」の両方を実施しました（図表4-64 参照）。

[（図表4-64）糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組推移状況]



iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

保健事業の基盤となるコラボヘルスは、事業主が従業員の健康増進に果たす役割も大きくなる中で、保険者と事業主とが協働することで、従業員の健康の維持・増進を最大限に図るもので、従業員にとって1日の1/3は労働時間であり、職場環境の改善を行うことによって、従業員の健康づくりへの意識の広がりも生まれると考えています。また、健康保険組合等の他の医療保険者と比較して、加入者（事業主及び従業員）との距離がある協会においては、コラボヘルスが極めて重要な取組となっています。

このコラボヘルスの一つとして、事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言していくとともに、職場で周知いただき、事業主と協会が連携して、職場の健康課題の解決等に取り組む「健康宣言事業」を積極的に推進しています。

健康宣言をした事業所（健康宣言事業所）では、従業員の健診受診率100%に向けた働きかけや就業時間内に特定保健指導を受けられる環境整備等に取り組んでいただいている。こうした取組のチェックシートによる自己採点等を通して、事業主には更なる職場の健康づくりに向けて取り組んでいただけるよう、健康宣言事業所に対するフォローアップに努めています。

また、健康宣言事業においても、その事業所特有の健康課題等を事業主と共有できるよう、事業所カルテを活用しています。30年度においては、事業所カルテに事業主等が強い関心があると思われる項目である生活習慣の傾向や事業所別、業態別のランキングなどを追加し、従業員の健康づくりに、より一層興味を持っていただこう努めました。

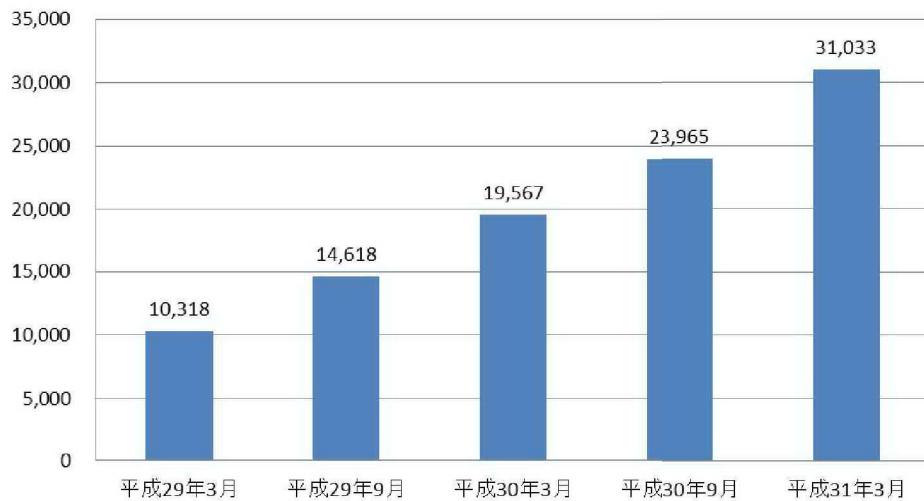
健康宣言事業所は、30年度末時点において31,033事業所となっており、昨年度同月に比べ、11,466事業所増加しました（図表4-65参照）。これにより、日本健康会議²¹の活動指針である「健康なまち・職場づくり宣言2020」の宣言5「協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする」という目標も前倒しで達成する見込みとなっています。

なお、28年11月に運用が始まった経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」については、31年2月に「健康経営優良法人2019」として、協会けんぽの事業所から大規模法人部門では91事業所、中小規模法人部門では1,940事業所が認定され、健康経営を実践する事業所が飛躍的に増えています（図表4-66参照）。

²¹ 国民一人ひとりの健康寿命の延伸と医療費適正化を目的として、行政のみならず民間組織が連携し実効的な活動を行うために27年7月に発足した活動体であり、メンバーは各団体のリーダー及び有識者で構成されています。

[(図表 4-65) 健康宣言事業所数の推移]

(単位 : 事業所)



[(図表 4-66) 健康経営優良法人認定事業所数の推移]

(単位 : 事業所)

	健康経営優良法人			増減数 (2019-2018)
	2017	2018	2019	
大規模法人	8	34	91	57
中小規模法人	267	593	1,940	1,347

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

協会の保険者機能の発揮に向けた取組や財政状況、医療保険制度の見直しなどの広報については、毎月事業所あてに送付される保険料の納入告知書に定期的なお知らせを同封しているほか、ホームページやメールマガジンなどを活用し、タイムリーな情報提供を行っています。これらの広報活動については、加入者の視点からわかりやすく丁寧な説明になるよう心がけており、各支部においても都道府県や市区町村、関係団体との連携、新聞やテレビ及びラジオなどのメディアの活用など発信力を強化しています。

また、医療費適正化等の観点から役立てていただくため、救急医療をはじめ、地域の医療資源が公共性を有する一方で有限であること、時間外受診やはしご受診の抑制等についてのパンフレット・リーフレット・マンガ冊子を作成・配布しています。

なお、協会の広報活動の効果測定について、30年度から、医療保険制度等に関する支部別の加入者の理解度調査²²を実施しており、その結果を踏まえ、特に理解が進んでいない分野に注力して広報を展開することとしています。例えば、現金給付の分野では、限度額適用認定証の理解率は38.1%、被扶養者の特定健診の理解率は54.9%にとどまっており、周知の重要性も踏まえ、更なる広報が必要と考えています（調査結果の詳細については、巻末の参考資料を参照）。なお、設問分野ごとの加入者の理解率の平均は37.9%であり、30年度のKPI（広報活動における加入者理解率の平均について対前年度（35.9%）以上とする）を達成しています。

i) 令和元年度都道府県単位保険料率改定に係る広報について

保険料率の広報は、加入者、事業主の方々に対して次年度の保険料率をお知らせすることだけでなく、協会の中長期的には楽観視できない保険財政等や、インセンティブ制度の導入等の重要な情報発信を行う絶好の機会として、よりきめ細かい広報に努めています。

令和元年度の都道府県単位保険料率は引上げ、引下げ、据え置きと支部によって異なるため（図表4-35参照）、加入者、事業主の方々に保険料率を正確に伝えること、そして、保険料率変更となる理由のほか、保険料の使い道、今後の保険料率の行方、インセンティブ制度の概要、医療費適正化等の保険者機能の発揮に関する協会の取組状況を伝えることが必要と考え、丁寧な広報の実施に努めました。

31年3月には、全国紙及び地方紙に新聞広告を掲載、週刊誌への掲載やバナーを活用した広告を実施したほか、ポスターやリーフレットを作成し、加入者や事業主の方々への周知を行いました。また、各支部においても、地方自治体や関係団体が発行している広報誌への掲載、各種メディアを通じた広報を実施しました。

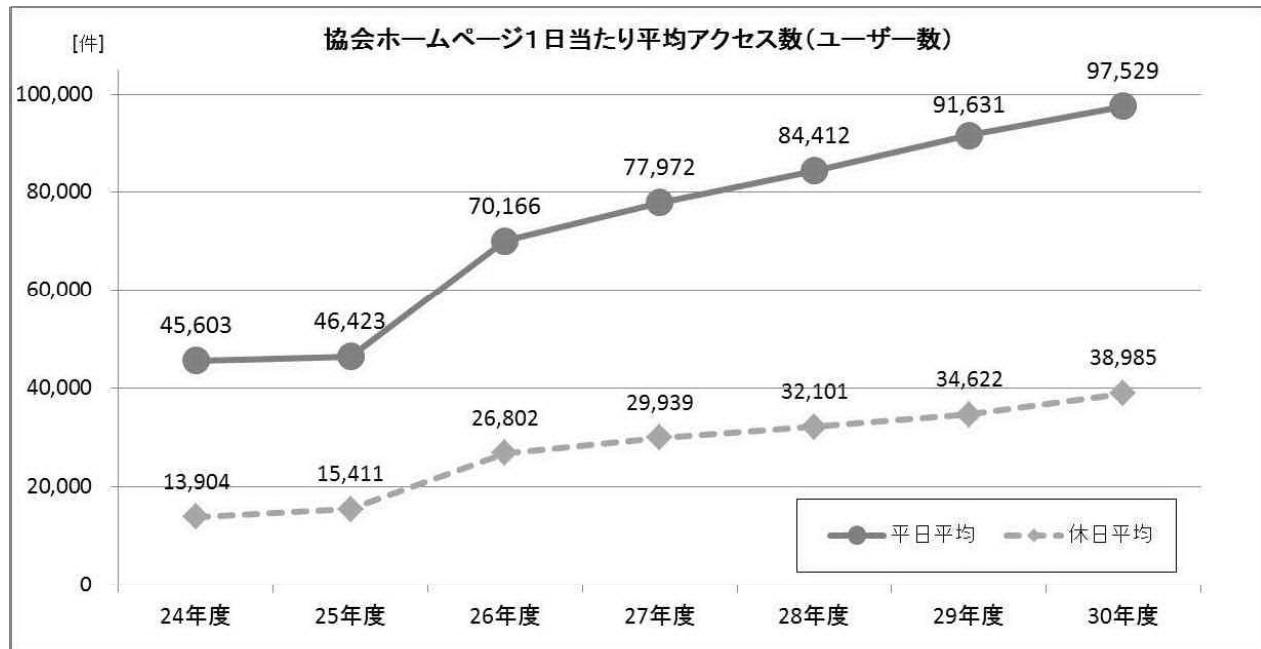
²² 30年度の理解度調査は、29年度の調査から設問項目等を入れ替えているため、単純比較ができないことに留意が必要です。

ii) ホームページやメールマガジンを利用した広報について

① ホームページについて

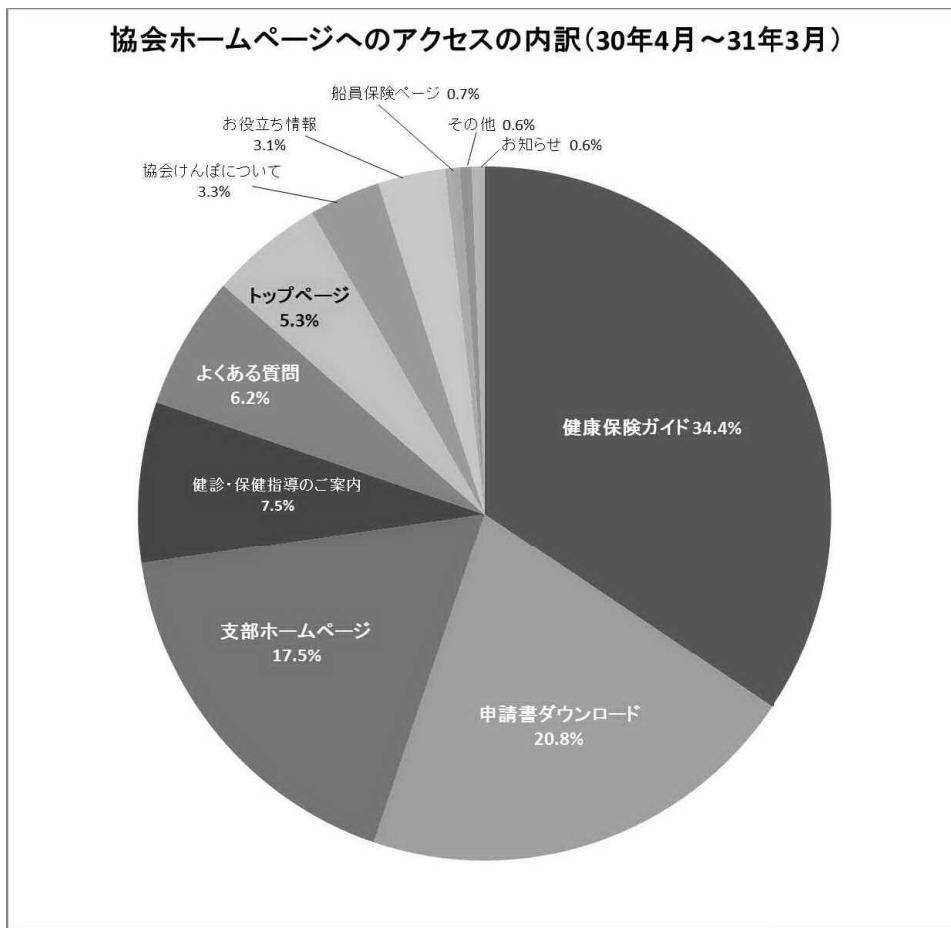
30年度におけるホームページの利用状況は図表4-67のとおりです。1日当たりの平均アクセス件数は平日が97,529件、休日が38,985件と、前年度からそれぞれ5,898件、4,363件の増加となりました。アクセス件数は年々増加しており、ホームページが加入者や事業主の方々にとって重要な情報ツールになっていることを裏付ける結果となりました。こうしたこと踏まえ、今後もより一層加入者や事業主の方々にとって「見やすい」「探しやすい」ホームページになるよう改善していきたいと考えています。

[**(図表4-67) 協会ホームページの利用状況**]



※ホームページに訪れた人数(ユーザー数)を計上しています(同一人が複数ページを閲覧した場合はカウントしていません。)。

[(図表 4-68) 協会ホームページへのアクセスの内訳]



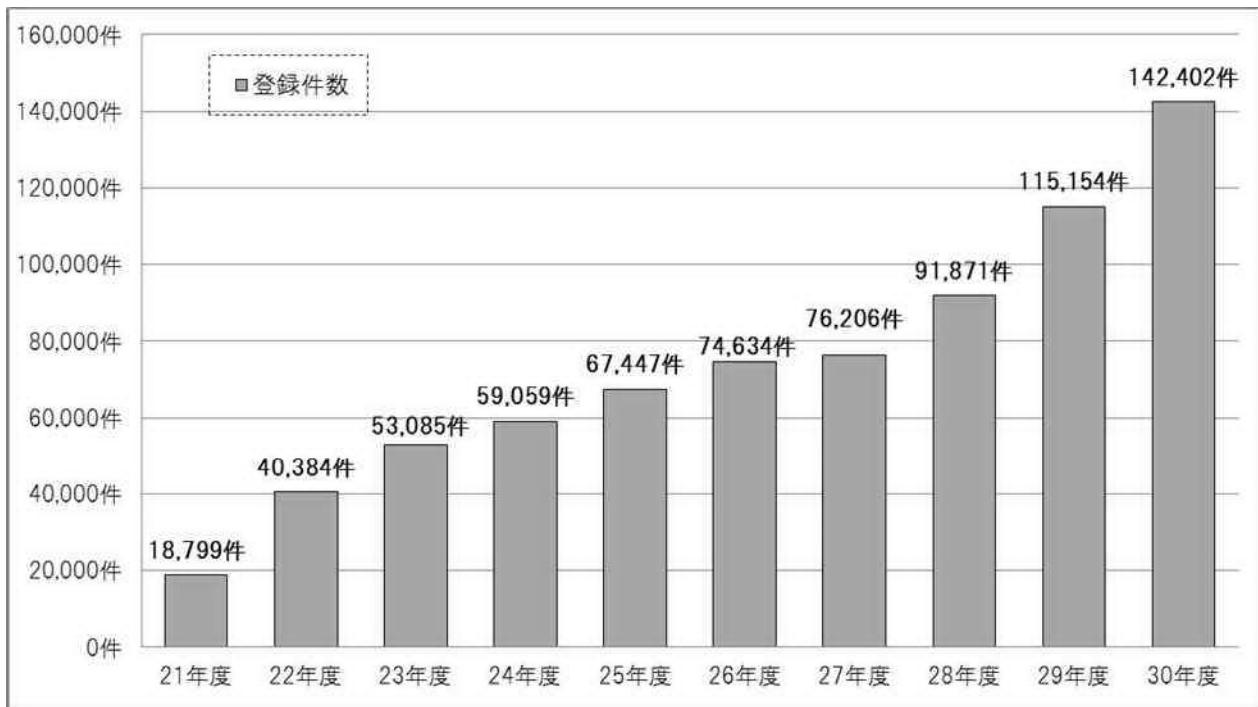
※ 1 ページへの訪問を 1 アクセスとして計上しています（同一人が複数ページを閲覧した場合は、それぞれを 1 アクセスとしてカウントしています。）。

② メールマガジンについて

メールマガジンは、協会から加入者や事業主の方々に対して、役立つ健康情報や協会の取組内容を直接お届けする、あるいは直接ご意見を伺うという、協会と加入者や事業主の方々が直接つながることができる有効なツールとして活用しています。

30 年度におけるメールマガジンの登録件数は図表 4-69 のとおりです。各支部においてメールマガジンに関する広報やセミナー等で周知するなどの精力的な登録勧奨を行った結果、30 年度は 35,843 件の新規登録をいただいている。なお、30 年度末時点で約 14 万 2 千人の方に協会のメールマガジンを登録いただいている。

【(図表 4-69) メールマガジンの登録件数の推移について】



※ メールマガジンは 21 年 8 月より一部の支部において開始。24 年 3 月から全支部で配信を開始しました。

※ 各年度末の登録件数となる。ただし、27 年度については 6 月以降メールマガジンを一時休止していたため、27 年 5 月末時点の登録件数です。

iii) 健康保険委員活動の活性化

健康保険委員の方々には、加入者及び事業主と協会の距離を縮める橋渡しとなる役割を担っていたいただいており、協会の健康保険事業に関する広報・相談、健康保険事業の推進等にご協力いただいているいます。

特に職場の従業員の方々（被保険者）の健診の受診勧奨にお力添えいただいており、健康保険委員のいない事業所と比較すると、健診の実施率が 5.8% ポイント高くなっています。

なお、協会では健康保険委員の方々に健康保険、協会の事業運営に関するご理解をより深めていただくため、事務講習会、健康づくりに関するイベントやセミナーの開催、また定期的な情報誌等の発行による情報提供を実施しています。

また、より多くの方に健康保険委員を担っていただきたく、電話や文書のほか、事業所への訪問等により委嘱のお願いをしています。委嘱者数は年々増加しており、30 年度末時点 164,401 名で、29 年度末より 24,762 名増加しました。

これらの健康保険委員がいる事業所の被保険者数は、30 年度末現在 9,292,015 名です。これは、全被保険者数の 39.5% となり 30 年度の KPI である 36% 以上を達成しています。

そのほか、健康保険委員の永年の活動や功績等に対して、感謝の意を表すため、24 年度より健康保険委員表彰制度によって表彰を実施しています。30 年度は厚生労働大臣表彰 12 名、理事長表彰 71 名、支部長表彰 435 名の合計 518 名の健康保険委員を表彰しました。

[(図表 4-70) 健康保険委員のいる事業所の健診（被保険者）の実施率]

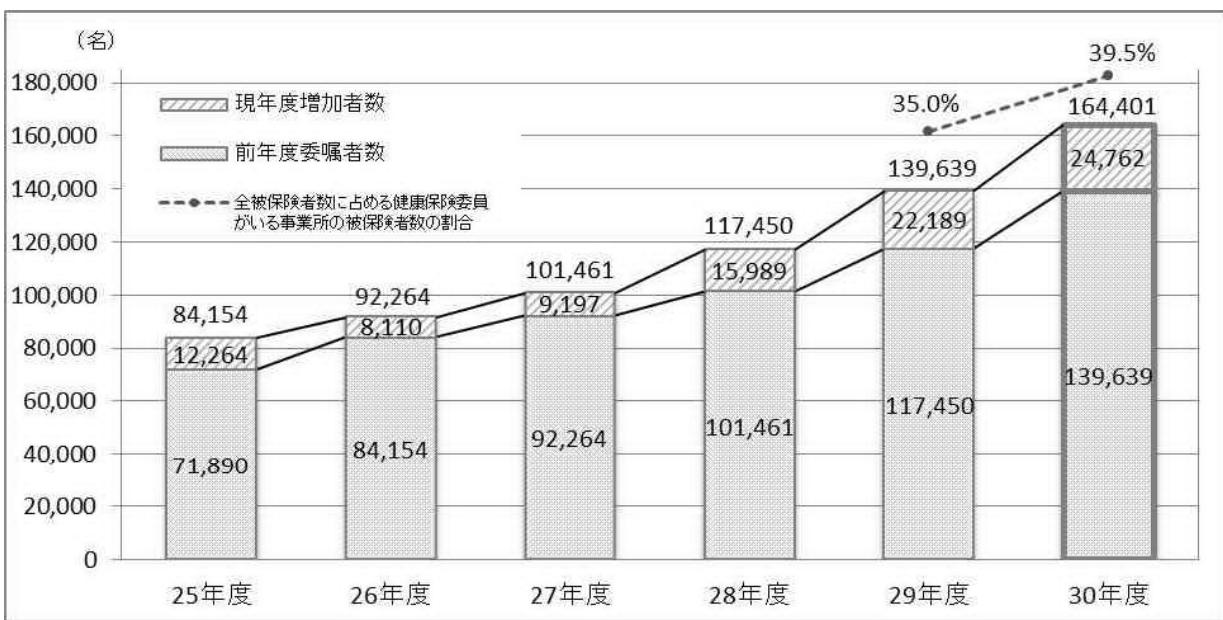
	29 年度	30 年度
健康保険委員のいる事業所	60.0%	60.9%
健康保険委員のいない事業所	55.3%	55.1%

※生活習慣病予防健診（40～74 歳の一般健診）の実施率及び事業者健診データの取得率

[(図表 4-71) 健康保険委員に対する研修の開催等]

	28 年度	29 年度	30 年度
研修・セミナー等の開催	377 回	449 回	412 回
情報誌等の発行	194 件	263 件	303 件

[(図表 4-72) 健康保険委員委嘱者数の推移（30 年度末現在）]



※25 年度は翌年度 4 月 1 日現在の委嘱者数です。

※28 年度以前の全被保険者数に占める健康保険委員がいる事業所の被保険者数の割合は把握していません。

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の使用促進は、加入者の保険料負担を軽減するために保険者が実施できる取組であることに加え、加入者の窓口負担の軽減にも直接つながり、ひいては日本の保険医療財政にも効果をもたらすため、協会としても積極的に取り組んでいます。

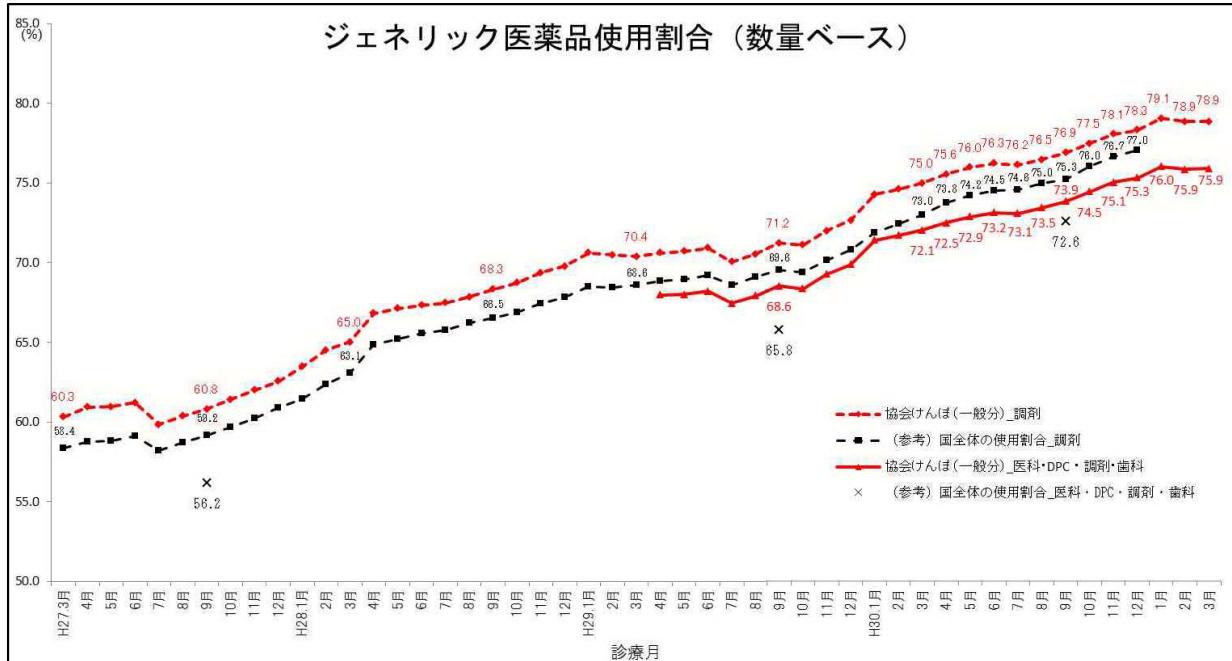
i) ジェネリック医薬品の使用割合について

ジェネリック医薬品の使用割合については、骨太の方針 2017において、令和 2 年 9 月に 80%以上を達成するとされたことを踏まえ、協会も保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）において、同様の目標値を設定しています。

31 年 3 月診療分の使用割合は 78.9%（調剤のみ）であり、30 年度の KPI「使用割合 75.4% 以上」（調剤のみ）は達成しましたが、令和 2 年 9 月までの残された期間におけるラストスパートの対策が重要になります。ジェネリック医薬品の使用促進は、協会の努力だけで完結するものではなく、都道府県を中心とした多くの関係者と連携し、地域で団結して取組を行う必要があります。引き続き、様々な取組を通じてジェネリック医薬品の更なる使用促進に努めてまいります。

なお、骨太の方針 2017 で目標として掲げられている使用割合は、医薬品販売業者から医療機関・薬局に販売した数量を対象としていることから、令和元年度の KPI からは、協会においても集計対象を、これまでの調剤レセプトのみから、医科、DPC、歯科、調剤レセプトを含む内容に変更しました。

【(図表 4-73) ジェネリック医薬品使用割合①(月別推移)】



注 1. 「協会けんぽ(一般分)_調剤」は調剤レセプトについて、「協会けんぽ(一般分)_医科・DPC・調剤・歯科」は医科、DPC、調剤、歯科レセプトについて集計したものです。(算定ベース。ただし、電子レセプトに限る)。

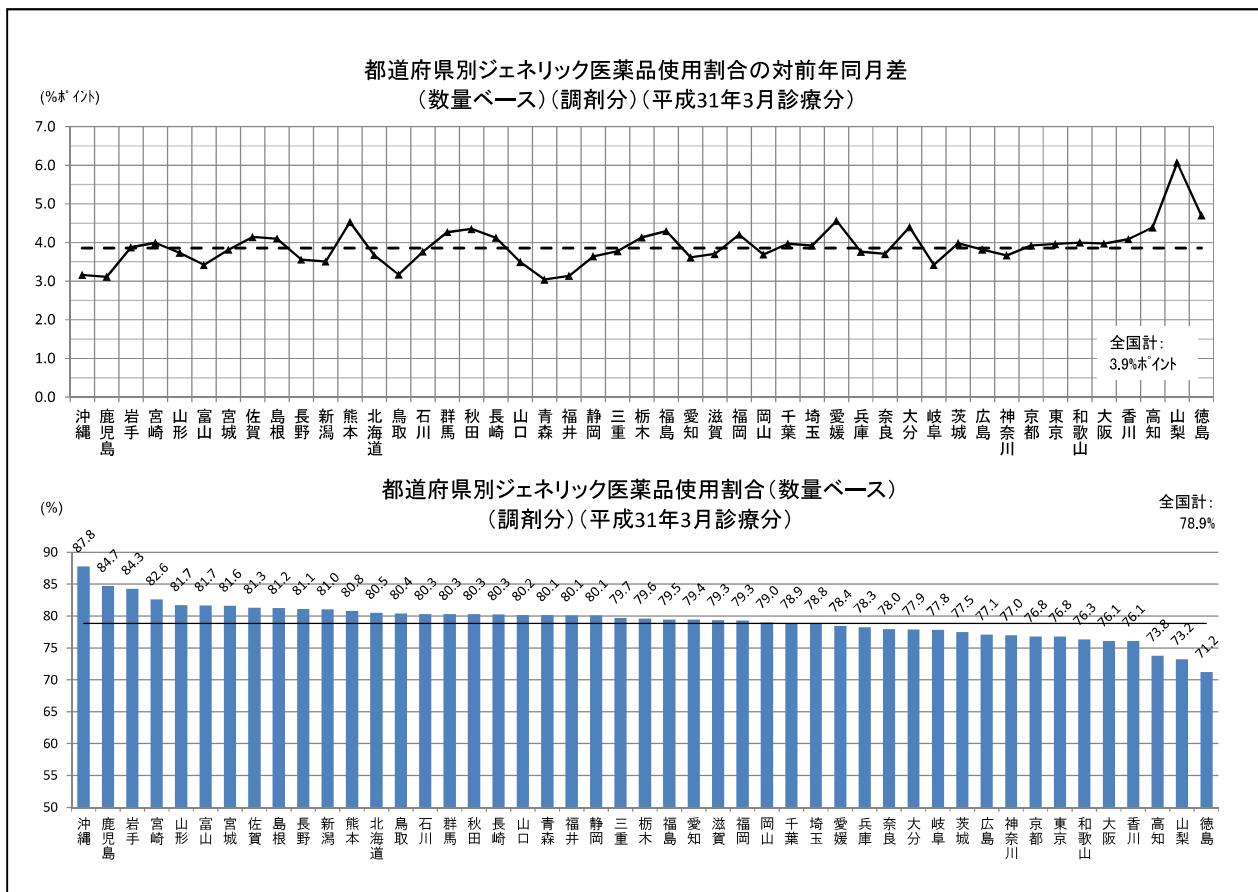
注 2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量のことです。

注 3. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」により参照。

注 4. 「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医薬費(電算処理分)の動向」(厚生労働省)、「国全体の使用割合_医科・DPC・調剤・歯科」は「医薬品価格調査」(厚生労働省)によります。

注 5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることがあります。

[(図表 4-74) ジェネリック医薬品使用割合② (都道府県支部別 31 年 3 月診療分)]



注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したものです(算定ベース)。

注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量のことです。

注3. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したものです。

注4. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」により参照。

ii) 協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組

① 各支部におけるジェネリック医薬品使用促進ツールの更なる活用

ジェネリック医薬品使用割合については、支部毎に格差があり、その要因は一般名処方率や院内院外処方の使用割合等、地域別の特性があります。それらの特性を偏差値により「見える化」するジェネリックカルテにより、支部が重点的に取り組むべき課題(阻害要因)を把握し、対策の優先順位をつけることでマンパワーを重点配分し、取組の効果的な推進に努めています。また、ジェネリックカルテの数値の経年変化を確認することで、改善の弱い部分を把握したり、事業の効果を確認しています。

さらに、ジェネリックカルテで把握した課題を深堀りして分析する「データブック」、個別機関毎の使用割合等を見る化した「医療機関・調剤薬局向け情報提供ツール」といったジェネリック医薬品使用促進ツールを活用して関係団体への働きかけや個別機関へのピンポイントの働きかけを行っています。

[ジェネリックカルテ]

各支部のジェネリック医薬品使用割合については、依然として最大20%ポイント以上の格差があり、支部間格差の是正に向けた取組が必要となっています。このため、地域別の強みや弱みを偏差値と影響度で見える化し、どのような分野に重点的に取り組むべきかを明らかにしたジェネリックカルテを28年度より活用し、各支部独自の対策の検討に役立てています。30年度は、従来の診療種別に加え、年代別、薬効別、設置主体別、業種別の指標を新たに追加し、拡充を図っています。

[図表4-75) ジェネリックカルテのイメージ(抜粋)と分析・対応例]

<ジェネリックカルテ(H30.10)>

都道府県名	ジェネリック医薬品使用割合(全体会)	【医療機関】														【薬局】		【患者】													
		院内処方							院外処方							院外処方ジェネリック医薬品使用割合		一般名処方率		加入者ジネリック拒否割合											
		院内処方割合				院外処方割合			院内処方率		院外処方率		病院		診療所																
		偏差値	影響度	影響度	影響度	入院	外来	病院	診療所	診療所	病院	診療所																			
静岡	53	75.7	48	63.7	-0.2	42	78.8	-0.0	52	64.4	+0.1	47	61.4	-0.2	52	21.4	54	78.9	+1.1	52	77.4	+0.1	54	79.2	+0.9	61	56.9	54	86.3	38	21.7
岐阜	45	72.8	44	61.7	-0.7	40	78.3	-0.1	32	48.6	-0.8	53	64.5	+0.2	46	25.8	47	76.6	-0.7	45	75.3	-0.2	48	77.0	-0.1	60	56.6	45	82.8	39	21.4
長崎	56	76.8	61	70.3	+1.3	50	81.3	+0.0	56	66.9	+0.2	62	69.6	+0.9	51	22.4	54	78.7	+0.9	58	79.5	+0.7	52	78.3	+0.1	37	47.6	61	88.3	64	12.1

<分析と対応(例)>

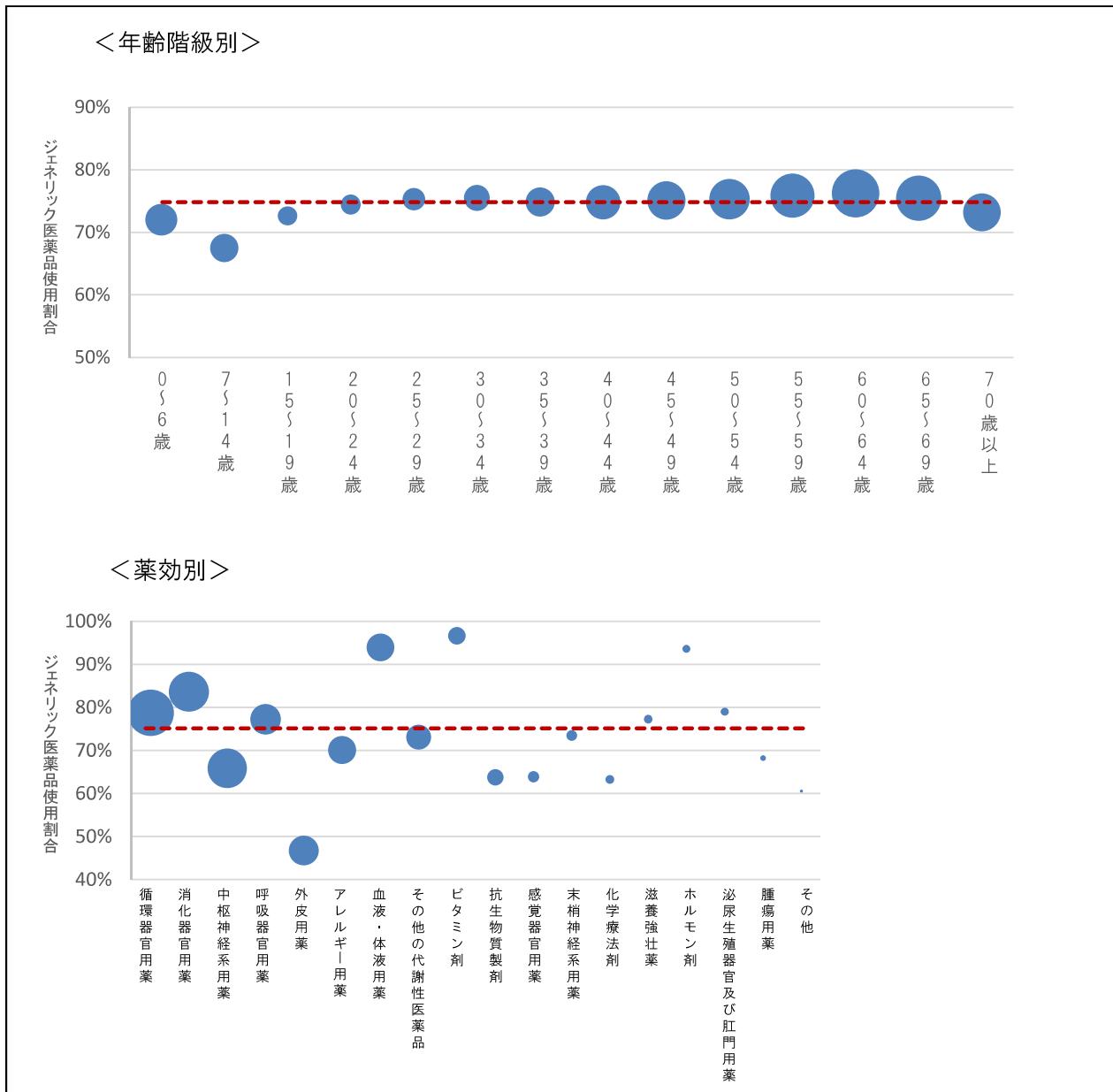
- ・ 静岡：加入者のジェネリック医薬品拒否割合が高い
⇒ 薬剤師会と連携し、薬局窓口において、処方箋受付時にジェネリック医薬品に切り替えた場合の簡易な見積りを提示し、切り替えの促進を図る(平成30年度事業)
- ・ 岐阜：医療機関側の一般名処方率は高いが、調剤薬局側の一般名処方限定ジェネリック医薬品使用割合は低い
⇒ (例) ジェネリック医薬品に切り替えしやすい環境はあるため、調剤薬局に対して、ジェネリック医薬品のさらなる推進を依頼
- ・ 長崎：調剤薬局側の一般名処方限定ジェネリック医薬品使用割合は高いが、医療機関側の一般名処方率は低い
⇒ (例) 医療機関に対して診療報酬上の加算等を説明するほか、他機関の加算取得状況との比較を示し、一般名処方の推進を依頼

※地域別ジェネリックカルテ(都道府県別)は巻末の参考資料を参照してください。

[データブック]

ジェネリックカルテ等で分析したデータについては、見える化し、後発医薬品使用促進協議会や保険者協議会等の場で、効果的に意見発信を行うことが重要です。30年度の新たな取組として、データを用いた意見発信や支部独自の課題を深堀りして分析するために活用できるツールとして「データブック」を開発しました。「データブック」は、ターゲットに応じ、各支部において図表やグラフを二次加工しやすい仕様となっています。このように、各支部が関係団体に対して働きかけのしやすい環境も整備しています。

【(図表 4-76) データブックのイメージ (抜粋)】



【医療機関・調剤薬局向け情報提供ツール】

協会では、28年度より個別機関ごとのジェネリック医薬品使用割合や地域での立ち位置見える化した「医療機関・調剤薬局向け情報提供ツール」を活用し、医療機関・調剤薬局への働きかけを進めています。

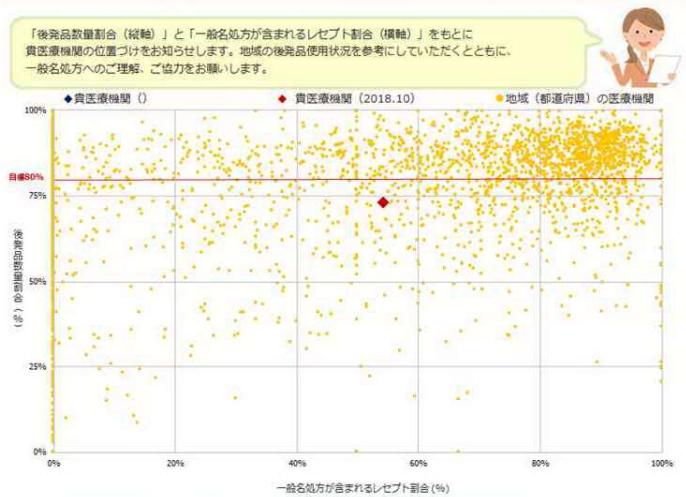
30年度は、従来の院外処方版と調剤薬局版に加え、院内処方版を新たに追加し、医療機関の属性に応じたアプローチを可能としました。また、ジェネリック医薬品使用割合の向上に寄与する上位10医薬品のコンテンツを新たに追加し、内容の充実も図っています。

各支部では、当該ツールを活用し、重点的に訪問すべき医療機関や調剤薬局を選定した上で効果的な訪問や、郵送での配布を行った結果、30年度は延べ28,600医療機関（う

ち 177 機関には訪問による実施)、52,637 調剤薬局 (うち 73 薬局には訪問による実施) へ働きかけを実施しました。

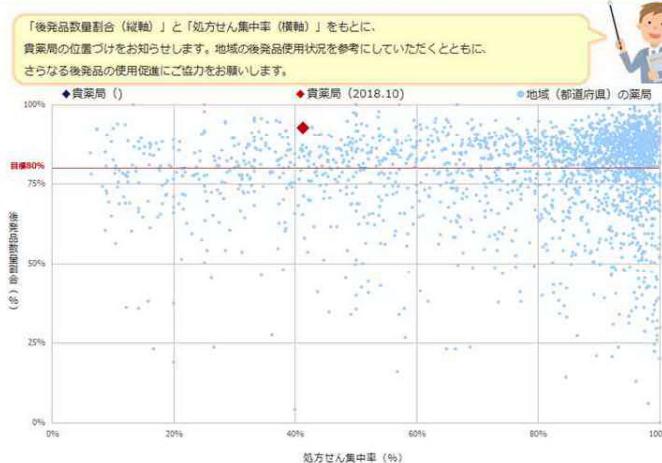
[図表 4-77) 医療機関・調剤薬局向け情報提供ツールのイメージ (抜粋)]

2.後発品数量割合と一般名処方が含まれるレセプトによる貴医療機関の位置づけ



**一般処方名との関連性を
「見える化」**

3.後発品数量割合と処方せんの集中状況による貴薬局の位置づけ



**地域内での立ち位置を
「見える化」**

5.貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品



**自院の処方状況から使用割合
向上に寄与する上位医薬品を
情報提供**

② ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施

協会では、21年度より、現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減可能額をお知らせする取組を実施しています。実施にあたっては、過去の実施結果の分析を行い、より効果的な取組となるよう、お知らせをお送りする対象者の基準等の見直しを行っています。これまでに通知を送付した加入者のうち約4人に1人の方がジェネリック医薬品への切替えを行っており、軽減額は実施コストを大きく上回り、財政効果をあげています。

なお、30年度の送付件数は669万件（30年8月に371万件、31年2月に298万件を送付）であり、お知らせの中には「ジェネリック医薬品希望シール」を同封し、ジェネリック医薬品への切替えを希望する際の意思表示を医師や薬剤師に伝えやすくする工夫を図っています。

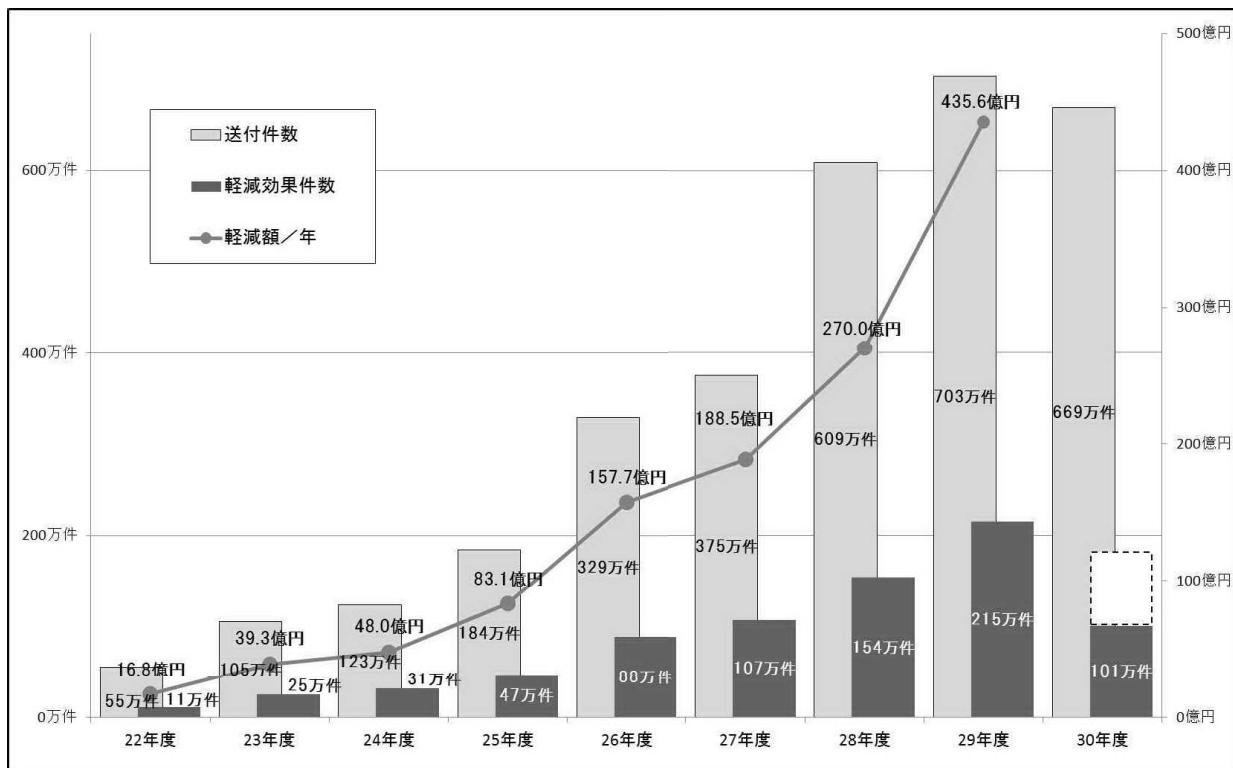
【(図表4-78) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの軽減効果額等】

年度	通知対象条件	コスト	通知件数	軽減効果人数 (切替率)	軽減額／月	軽減額／年 (※1)
21年度	➢ 40歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額200円以上	約7.5億円	約145万件	約38万人 (26.2%)	約5.8億円	約69.6億円
22年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額300円以上 ➢ 21年度通知者は対象外	約4.7億円	約55万件	約11万人 (21.5%)	約1.4億円	約16.8億円
23年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額300円以上 ➢ 22年度通知者は対象外	約5.0億円	【1回目】約84万件	約20万人 (23.3%)	約2.5億円	約30.0億円
			【2回目】約21万件	約5万人 (25.4%)	約0.8億円	約9.3億円
24年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科400円以上、 調剤200円（2回目は400円）以上 ➢ 23年度通知者は対象外	約4.8億円	【1回目】約96万件	約24万人 (25.1%)	約3.1億円	約37.2億円
			【2回目】約27万件	約7万人 (24.9%)	約0.9億円	約10.8億円
25年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科400円以上、 調剤250円（2回目は400円）以上	約2.4億円	【1回目】約134万件	約32万人 (24.0%)	約4.4億円	約52.8億円
			【2回目】約50万件	約15万人 (29.0%)	約2.5億円	約30.3億円
26年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科600円以上、 調剤150円以上	約3.9億円	【1回目】約166万件	約46万人 (28.0%)	約7.0億円	約84.3億円
			【2回目】約163万件	約42万人 (25.7%)	約6.1億円	約73.4億円
27年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科600円以上、 調剤100円以上	約4.0億円	【1回目】約181万件	約51万人 (28.1%)	約7.3億円	約87.2億円
			【2回目】約194万件	約56万人 (29.0%)	約8.4億円	約101.3億円
28年度	➢ 20歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科600円以上、 調剤100円（2回目は50円）以上 ➢ 対象診療月を從来の1ヶ月分から2ヶ月分 に拡大	約6.2億円	【1回目】約307万件	約78万人 (25.3%)	約11.3億円	約136億円
			【2回目】約303万件	約76万人 (25.3%)	約11.2億円	約134.1億円
29年度	➢ 20歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科600円以上、 調剤50円以上 ➢ 対象診療月は2ヶ月分	約7.7億円	【1回目】約358万件	約98万人 (27.4%)	約15.6億円	約187.0億円
			【2回目】約345万件	約117万人 (33.8%)	約20.7億円	約248.7億円
30年度	➢ 20歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科600円以上、 調剤50円以上 ➢ 対象診療月は3ヶ月分		【1回目】約371万件	約101万人 (27.2%)	約14.6億円	約175.2億円
			【2回目】約298万件	2回目通知の結果は令和元年8月頃集計予定		
合計		約46.2億円	約3,000万件 (※2)	約817万 (27.2%)	約123.6 億円	約1483.8億円

※1 軽減額（月）×12ヶ月（単純推計）

※2 通知件数の合計に30年度2回目通知は含めていません

【(図表 4-79) ジェネリック医薬品軽減額通知サービス等の効果額の推移】



③ その他の取組について

各都道府県における後発医薬品使用促進協議会については、30年度末時点で43都道府県（休止状態が4ヶ所）に設置されており、そのうちの42の協議会において支部長等が委員に就任しています。後発医薬品使用促進協議会では、データブックを活用して協会の取組について意見発信を行ったほか、ジェネリック医薬品の使用促進について他の保険者や関係団体と連携を図りました。

また、30年度においても、各支部において主催、共催、後援等の様々な手法により、ジェネリック医薬品に関するセミナーを開催等いたしました（開催等の状況は巻末の参考資料を参照）。

(5) インセンティブ制度の本格導入

i) インセンティブ制度導入の趣旨

保険者の特定健診・特定保健指導の実施率等に応じて、後期高齢者支援金の加算又は減算を行う加減算制度は、協会けんぽも含めた全保険者を対象として実施されていましたが、30年度からは協会はこの制度から外れ、新たなインセンティブ制度が創設されました。

これは、加入者の属性や保険者の規模など、保険者ごとに状況が異なる中で、一律の土台で実績を比較することは不適切との考え方に基づくものです。

このように、30年度の加減算制度の見直しは、保険者ごとに異なる基盤や特性を踏まえて行われたものであり、協会におけるインセンティブ制度の導入にあたっては加入者や事業主の方々の取組に報いることができる設計とすることを基本的な考え方としています。

[(図表 4-80) インセンティブ制度導入に係る経緯]

- 平成18年の医療保険制度改革において、後期高齢者支援金の加算・減算制度(最大±10%、全保険者が対象)を創設。
- 加減算制度は第2期の特定健診等実施計画から実施、平成30年度からの第3期では、保険者の特性に応じてそれぞれにインセンティブ制度を設ける仕組みに見直し、協会のインセンティブ制度もその一環で創設するもの。

第1期 特定健診等実施計画（平成20年度～24年度）

【後期高齢者支援金の加算・減算制度 ※ 全保険者が対象】

特定健診や特定保健指導が制度化されてから間もないことから、第2期からの実施が予定されていた。

⇒ 協会からは、第2期からの加減算制度について検討する国際検討会において、規模やバックグラウンドが全く違う保険者間で競争するのではなく、そうした違いを各保険者が対等な立場で競争できるよう要件を揃えることや、関係者が納得するグループの中での競争であるべき等を発言。

第2期 特定健診等実施計画（平成25年度～29年度）

【後期高齢者支援金の加算・減算制度 ※ 全保険者が対象】

平成25年度から実施（データについては前年度のものを使用）。

✓ 加算対象は特定健診又は特定保健指導の実施率が実質的に0%の保険者

✓ 加算率は0.23%（法律上の上限は10%）であり、減算率も0.05%程度。対象保険者も少ない

結果として、
協会は加減算がなかった。

⇒ 全保険者を対象に実施したところ、以下のような課題が顕在化。
・ 加減算対象の保険者が限られたことで加算率も低いことからインセンティブが十分に働かない。
・ 実施結果として、加算対象は単一健保、減算は小規模国保など偏りがあり、規模や属性の異なる保険者間での競争は困難。

第3期 特定健診等実施計画（平成30年度～令和5年度）

保険者ごとの特性に応じて、それぞれにインセンティブ制度を創設

健保・共済

協会けんぽ

【後期高齢者支援金の加算・減算制度】

⇒ 加減算率は最大±10%へ引き上げ

【インセンティブ制度】

⇒ 支部間で保険料率に差を設ける

国民健康保険

【保険者努力支援制度】

⇒ 700億円程度の補助金

後期高齢者医療

【特別調整交付金の活用】

⇒ 100億円程度の補助金

ii) 具体的な評価方法

インセンティブ制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の方々の取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、健康保険料率に反映させるものです。

なお、30年度の取組は令和2年度に反映させるなど、当該年度の取組は翌々年度の保険料率に反映させる仕組みとなります。

① 制度の財源

制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%を盛り込んで計算します。この0.01%については、3年間で段階的に導入され、令和2年度保険料率に盛り込む率は0.004%、令和3年度保険料率に盛り込む率は0.007%、令和4年度以降の保険料率に盛り込む率は0.01%となります。

② 評価指標

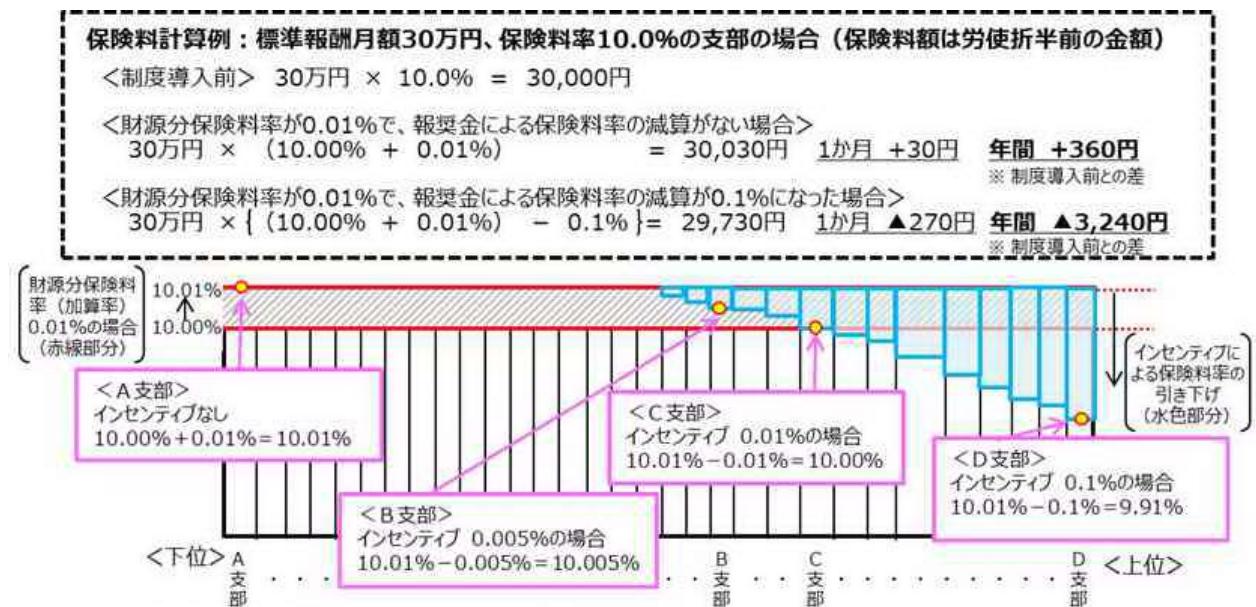
インセンティブ制度では、以下の5つの評価指標に基づき、各支部の加入者及び事業主の行動を評価します。

- 評価指標1 特定健診等の実施率
- 評価指標2 特定保健指導の実施率
- 評価指標3 特定保健指導対象者の減少率
- 評価指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- 評価指標5 後発医薬品の使用割合

この結果をランキング付けし、上位 23 支部に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって、保険料率を引き下げるとしています。

なお、30 年度における各評価指標の結果については、令和元年 9 月末にまとまる予定です。

〔(図表 4-81) インセンティブ制度のイメージ〕



iii) インセンティブ制度の実施に関する議論

30 年 11 月 21 日に開催された第 94 回運営委員会において、各指標に係る 30 年度上半期の実績、インセンティブ制度に係る広報の実施状況及び支部の広報事例の報告をしました。

また、令和元年度のインセンティブ制度の評価指標等の見直しについては、30 年 12 月 19 日に開催された第 95 回運営委員会において、協会のインセンティブ制度そのものが 30 年度から開始された制度であり、上半期分の実績だけを見ても、評価指標等を変更する特段の事情が見受けられないため、見直しは行わないこととされました。

今後は、30 年度の取組実績を早期に集計し、検証するとともに、引き続き、丁寧な周知広報に取り組んでまいります。

【(図表 4-82) インセンティブ制度に係る広報の実施状況について】

【平成31年3月末時点の広報の実施状況（平成29年度及び平成30年度）】

広報の種類	納入告知書 同封チラシ	メール マガジン	健康保険 委員 (※1)	事務説明会 (※2)	関係機関 への広報 (※3)	新聞	その他 (※4)
実施 支部数	47支部	47支部	47支部	41支部	46支部	34支部	46支部

※1「健康保険委員」に対しては、事務説明会やリーフレットの送付等を実施。

※2「事務説明会」は、社会保険事務説明会、新規適用事業所説明会等で事務担当者等に対して説明。

※3「関係機関への広報」は、県、市町村、商工会、商工会議所や中小企業団体中央会等に対しての訪問説明及び広報誌への記事の掲載依頼等。

※4「その他」は、テレビやラジオを活用した広報、支部職員による事業所訪問時に事務担当者等への説明、健診勧奨案内にリーフレットの同封等。

(6) パイロット事業を活用した好事例の全国展開

協会として医療費適正化や保健事業などの先駆的な取組を行うにあたって、まずは、課題の洗い出しや解決策の検討などを含め効率的な実施方法を検討し、パイロット事業として実施することにより、全国的な展開のための基盤作りを行っています。このパイロット事業及び支部調査研究事業（以下、「パイロット事業等」）は、21年度から30年度までに延べ159件実施しており、効果的な取組については全国展開しています。

【(図表 4-83) パイロット事業（支部調査研究事業含む）の実施件数の推移】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
応募件数	20件	14件	26件	30件	22件	24件	25件	54件	103件	134件	452件
実施件数	20件	12件	14件	14件	11件	9件	10件	23件	20件	26件	159件

i) 30年度に実施したパイロット事業等について

30年度の実施件数は、パイロット事業が12支部で15事業、支部調査研究事業が10支部で11事業となりました。30年度中に完了したパイロット事業等については、令和元年度中に最終報告会を実施し、効果的な取組については全国展開していきます。

また、これらとは別に、30年度より本部から支部へ事業のモデル実施を依頼する本部主導型事業を導入しました。30年度は、特定保健指導の新たな選択肢としての「宿泊型特定保健指導」や従前の特定保健指導では実施できない新たな手法の効果を検証する「新手法検証モデル」（「新手法検証モデル」の詳細については74頁「特定保健指導の新手法の導入」を参照。）を7支部で実施しました。いずれの事業についても、令和元年度中に参加率や参加者満足度のほか、健診結果による改善度などについて、効果の検証及び評価を行った上で、その結果を全ての支部に共有していきます。

【(図表 4-84) 30 年度に実施したパイロット事業等について】

パイロット事業

広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

埼玉 ・ 兵庫	件名	動画共有サービスを活用した健康保険給付等の手続き案内サービス(埼玉) 健康保険手続き方法の簡単動画説明(兵庫)
	概要	現金給付の概要や申請書の記入方法等の説明動画を制作してインターネット上にアップロードし、協会けんぽホームページからリンクを設定する。併せて、広報紙や申請書送付時の案内文書、メルマガ等において動画利用を勧奨する。
岡山	件名	LINEアプリを活用した健康に関する意見発信
	概要	LINEアプリを活用し、加入者・事業主に対して医療保険制度の概要や健康づくりの情報について発信する。

ジェネリック医薬品の更なる使用促進

福島	件名	精神疾患治療機関への使用促進のための情報提供事業【継続】
	概要	「精神疾患薬の中で多く処方されているジェネリック医薬品リスト」及び「説明ツール」を作成し、ジェネリック医薬品への切り替えについて精神疾患治療機関並びに精神科専門医の使用促進を促す。
静岡	件名	薬局と連携したジェネリックお見積もり
	概要	・薬局窓口において、処方箋受付時にジェネリックに切り替えた場合の費用負担の簡易な見積りを提示し、ジェネリックへの切り替えを促進する。 ・支部においては、そうした見積りを作成できる薬局リストをジェネリック医薬品軽減額通知に同封するとともに、加入者向けのジェネリックお見積り依頼カードや、薬局向けの広報ツールを作製して環境整備を図る。
愛知	件名	調剤薬局の問診票を活用したジェネリック使用率向上
	概要	・薬剤師から加入者に対するジェネリック医薬品への切替勧奨を促進するため、薬剤師会と共同でオリジナルの初回問診票(※)を作製する。 (※)ジェネリックを希望しない理由、お薬手帳を持っている数、かかりつけ薬剤師の希望など、薬剤師会監修のもとで薬局側にも資する内容を盛り込む。 ・協力薬局の窓口において、初回問診票のジェネリック医薬品希望欄に「希望しない」と回答した加入者については、薬剤師からの説明によりジェネリック医薬品の選択を促し、継続的なジェネリック医薬品の使用を目指す。
和歌山	件名	ジェネリック医薬品軽減額通知の未切替者に対する送付回数増等の実施について【継続】
	概要	・本部より加入者宛に送付される「ジェネリック医薬品軽減額通知」(以下「軽減額通知」という。)について、1回送付することによるジェネリック医薬品への切替率は高くても約30%程度であり、未切替者の割合の方がが多い。本事業では、軽減額通知等を3か月連續送付してアプローチを行い、未切替者の行動変容を強く促し、切替率及びジェネリック医薬品使用割合の向上につなげる。

医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

静岡	件名	生活習慣病治療薬のフォーミュラリ作成及び地域医療の標準化の提言
	概要	・協会の調剤データを用いて、生活習慣病治療薬に係る地域単位及び訪問対象医療機関における先発品・後発品の処方・調剂量をリスト化する。 ・その上で、病院訪問において当該リストを提示し、生活習慣病治療薬に係る第一選択肢を後発医薬品とするよう提言するとともに、病院と協議を重ねてエビデンスを付与したフォーミュラリ(※)を病院に作成してもらう。 (※)医療機関における最も有効で経済的な医薬品の推奨リスト。 ・長期的には、複数病院のフォーミュラリを一定程度収集することにより、薬物治療の標準化に向けた議論を喚起し、最終的には地域単位でのフォーミュラリの作成を目指す。

適正受診対策

岩手	件名	外来受診時の時間外加算制度の周知による適正受診促進事業【継続】
	概要	・連続して時間外等加算がされている受診者(緊急性のあるものを除く)に対し、時間内受診の啓発を行い、適正受診を促す事で医療費適正化を図る。
広島	件名	レセコン運動オンライン資格確認システム【継続】
	概要	本事業の目的は、協会けんぽの加入者の資格を保険薬局を中心とした保険医療機関のレセコンでその都度確認できるようにすることで、資格喪失後受診の防止を図り、適正な資格による保険診療を推進するものである。 また、資格喪失後受診のレセプトを減少させることで、協会けんぽと保険医療機関相互における事務の軽減も図るものである。

特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

宮城	件名	被扶養者に係る事業者健診結果データ等取得事業
	概要	3年以上協会の特定健診を受診していない被扶養者に健診結果提供依頼文書を送付し、パート勤務者で事業主の定期健診を受診している場合や人間ドックを受診している場合には、その結果を返送してもらう。その際、協会けんぽの特定健診を受診しない理由を把握するための調査票を同封する。
埼玉	件名	健康年齢を利用した特定健診受診率の向上【継続】
	概要	過去の受診時点での健診結果値から算出した「健康年齢」という指標を使った文書による受診勧奨を実施し、平成30年度の受診を促す。 また、すでに平成29年度に実施した同文書勧奨送付対象者のうち、受診した者には、結果レポートを送付することで継続受診を促す。
滋賀	件名	AIを活用した集団健診会場・日程の最適化モデル構築事業
	概要	・支部の過去5年間の健診データと事業者が独自で実施したアンケート解析結果から、AIを用いて集団健診を受診する確率が潜在的に高い健診場所・日程について算出する(GISとも連動)。 ・その上で、被扶養者の特定健診未受診者を対象に受診勧奨を実施し、AIを活用して選定した健診場所や日程とそれ以外との健診受診率の差異を検証する。
和歌山	件名	小規模事業所に対する健診実施状況の実態調査及び受診勧奨アプローチ
	概要	被保険者数10人以下の事業所については、労働安全衛生法上、事業者健診の実施義務は課されているものの、国の統計においては事業者健診の実施率は調査されていないことから、実態が判然としていない。このため、アンケート調査による小規模事業所における事業者健診の実施状況等の実態把握を行うとともに、事業主から加入者への健診の受診勧奨の促進や被保険者に対する受診勧奨を併せて行う。

糖尿病性腎症の透析予防

長野	件名	保険薬局薬剤師による糖尿病性腎症重症化予防【継続】
	概要	・糖尿病性腎症で通院する患者に対して、主治医と連携してかかりつけの保険薬局薬剤師が6か月間にわたりて保健指導等を行い、人工透析への移行を防止する。

支部調査研究事業

山形	件名	ジェネリック軽減額通知未切替者に関する分析
	概要	ジェネリック医薬品軽減額通知で切替をしていない方を今後のアプローチ対象者として、切替に至らない要因を受診医療機関・薬局でセグメントに分け、分析する。
山形	件名	在宅医療に関する医療費削減効果の分析
	概要	医療提供体制や医療費適正化に係る意見発信の材料として、入院と在宅に係る医療費の違いを入院レセプトとそれに対応する外来・訪問看護レセプトから、傷病ケースごとに分析する。
新潟	件名	地域別、業態別、年代別にみたメタボリックシンドローム新規発症に関する生活習慣の調査研究
	概要	2012年度のメタボ非発症者について、2016年度まで経年的に追跡し、新規メタボ該当者の健診結果と生活習慣を詳細分析することで、高リスク層を特定する。
長野	件名	生活習慣病予防健診の胃がん発見効果の調査分析
	概要	レセプトデータと健診受診者リストを使用し、胃がん発病者の健診受診状況と治療経過を調査する。
静岡	件名	あはきの加入者属性に着目した総合分析
	概要	・あはきの受療委任払いの導入が検討されていることを踏まえ、効率的な審査強化に資する総合的な分析を行う。 ・①往療料算定の多い施術者の状況、②長期、頻回受療の傾向(傷病・年齢・業態・地域)、③GISによる加入者、施術者、同意医師の地理関係、④今年度より始まった施術継続理由状態記入書の傾向
愛知	件名	既製品治療用装具の適正価格について
	概要	・既製品治療用装具の価格については定めがないため、各装具製作会社が「購入基準」を参考に任意に価格を決定している。 ・既製品治療用装具の価格及び使用実態を明らかにし、現在設定されている価格や療養費(現金給付)の対象として適正か検証する。
京都	件名	京都支部加入者の健診結果に基づくCKD重症度分類と生活習慣の関連に関する調査研究
	概要	生活習慣病予防健診結果を活用し、CKD重症度分類ごとに、健診の問診項目を比較し、CKD重症度別の生活習慣を分析し、CKDの悪化に影響を及ぼす生活習慣が何かを明らかにする。
大阪	件名	多受診発生予防の事業化のための介入研究【継続】
	概要	複数の医療機関等から同一成分の処方薬の処方を受けている者に対し、平成29年度調査研究事業で得られた介入ポイントをもとに介入研究を行うことで、検証及び事業化に向けての手法の獲得を図る。対象とする処方薬は、平成29年度調査研究事業で研究対象としたゾルピデム(マイスリー)とする。
兵庫	件名	禁煙外来による禁煙効果の検証
	概要	保険者として禁煙外来の有効性を検証する必要があると考え、本研究では、禁煙外来受診者と非受診者の禁煙成功率を比較しての検証を行う。また、禁煙外来受診者の禁煙成功率については、先行研究との比較も行う。
広島	件名	糖尿病重症化予防事業の参加者・未参加者のeGFRで見る腎症ステージ移行者数等の分析
	概要	広島支部は全国に先駆け、平成23年より糖尿病性腎症者の重症化予防事業に取り組んでおり、蓄積したデータを活用し、重症化予防事業参加者と不参加者との経年的な比較研究を行う。
福岡	件名	多剤投薬と不適切処方に関する調査研究等事業～通知事業を視野に入れた基礎的研究～【継続】
	概要	近年、問題となっているポリファーマシーについて、医療保険者の立場から、加入者の服薬アドヒアランス向上と医療費適正化を目指し、レセプトデータ等の分析や量的・質的調査を実施し、多剤投薬、不適切処方の可能性がある対象者の現状を把握し、効果的な通知事業を実施する。2年目の今年度は1年目の分析結果に基づく、通知の送付と介入後の効果検証を行う。

ii) 30年度に新たに全国展開を行ったパイロット事業について

効果検証の結果、30年度においては、29年度にパイロット事業として静岡支部で実施した「医療機関向け総合情報ツール事業」を新たに全国展開しました。

○医療機関向け総合情報ツール事業（29年度静岡支部）

ジェネリック医薬品使用割合が県平均以下となっている医療機関（病院）を中心に、院内分の使用割合や県全体の使用割合への影響度が高い薬剤及びその使用割合について、県平均とのかい離幅が分かるリーフレットを作成し、郵送や訪問することにより医療機関の使用促進を図りました。

その結果、介入群における事業実施前の使用割合の伸び率は0.2%と全体の伸び率1.4%と比較して低調でしたが、事業実施後には全体の伸び率2.4%と同率まで伸長しました。

この結果を踏まえ、各支部において医療機関（院外）・薬局向けのアプローチとして活用している「医療機関・調剤薬局向け情報提供ツール」について、①院内分のツールを作成し、②ジェネリック医薬品使用割合向上に寄与する上位10医薬品のコンテンツを追加して全国展開を行いました。新たなコンテンツを追加したツールは、30年12月より各支部に展開し、活用しています。

【(図表4-85) パイロット事業の全国展開等の状況について】

実施年度	支部名	事業名	全国展開の状況
21年度	広島支部	ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進	平成22年1月発送分から全国展開。
21年度	三重支部	健康保険給付の適正化の推進	平成22年度より全国展開。不正請求の疑いがあるものは、プロジェクトチームで調査方法を検討する。
22年度	広島支部	レセプト・健診データを活用した通知や訪問指導による受診勧奨等の実施	平成25年10月より全国展開。要治療者と判断されながら、医療機関に受診していない者に対し受診勧奨を行う（重症化予防）。
23年度	福岡支部	糖尿病未受診者の抽出と早期受診への取組み	平成26年度から展開し、地域の実情に合わせて実施支部を拡大。糖尿病重症化予防プログラムを実施し、人工透析の移行を防ぐ。
23年度	広島支部	糖尿病性腎症患者の重症化予防	平成26年度から展開し、地域の実情に合わせて実施支部を拡大。糖尿病重症化予防プログラムを実施し、人工透析の移行を防ぐ。
24年度	滋賀支部	附加的サービスの提供による被扶養者への集団特定健診の実施	骨密度測定や肌年齢測定等の項目を追加した「オプショナル健診」として、平成27年度は41支部で実施。
24年度	広島支部	医療機関における資格確認	平成28年3月22日より35支部において実施。
25年度	宮城支部		
25年度	熊本支部	返納金債権回収の効率化	平成27年1月より全国展開。資格喪失後受診による返納金債権については国保保険者との間で保険者間調整が可能になる。
25年度	大分支部	健康保険委員と連携した事業所まるごとの健康づくり事業（一社一健康宣言の展開）	大分支部の一社一健康宣言を参考に、多数の支部で事業所とのコラボヘルスとして実施。
26年度	広島支部	事業所ごとの疾病リスク特性に応じた保健事業の取組み	平成28年度に4支部にて実施し効果等を検証中。
26年度	兵庫支部	GISを活用したデータヘルス計画の推進	平成28年度に31支部で実施。
27年度	広島支部	ジェネリック医薬品未切替者への分割調剤（お試し調剤）の周知広報	平成29年2月送付分の軽減額通知にお試し調剤に関する内容を掲載。
28年度	広島支部	薬剤師会と連携した多受診者への取り組み	薬剤師会の協力が得られた支部から順次実施していく。
29年度	静岡支部	医療機関向け総合情報ツール	平成30年12月より全国展開。本部より各支部へ提供している「医療機関・調剤薬局向け情報提供ツール」に、院内版のツールを追加とともに、ジェネリック医薬品使用割合向上に寄与する上位10医薬品のコンテンツを追加。

(7) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

30年度から第7次医療計画、第3期医療費適正化計画、第7期介護保険事業（支援）計画などが一斉にスタートしました。

協会では、これらの進捗状況を確認しつつ、地域における良質かつ効率的な医療提供体制の構築と、医療保険制度・介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、医療計画策定等の場や地域医療構想調整会議、社会保障審議会の分科会や部会、中央社会保険医療協議会などの審議会の場において、加入者や事業主の立場に立った保険者として、今後の制度改革等も見据えながら積極的に意見発信を行いました。

i) 地域の医療提供体制に係る意見発信について

①地域医療構想の実現に向けた議論の状況

2025年（令和7年）は団塊の世代が全て75歳になる年であり、それ以降、医療・介護の需要が更に増大することが予想されます。高齢者人口の増加には大きな地域差があり、医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築することが必要です。

このため、26年の医療法改正において、高度急性期・急性期・回復期・慢性期の機能ごとに2025年（令和7年）の医療需要と病床の必要量を推計し、病床の機能分化・連携を進めるための施策を定めた地域医療構想が、都道府県が策定する医療計画の記載事項として位置づけられました。

その後、27年度から28年度にかけて全都道府県で地域医療構想が策定されるとともに、その実現に向けて、地域における医療機関の役割や将来の方向性などを踏まえた個別の医療機関の具体的対応方針について、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」）で29年度からの2年間で集中的に検討を行うこととされました。

30年度の各構想区域の調整会議においては、29年度に引き続き、個別の医療機関の具体的対応方針に関し、集中的に議論が行われ、公立・公的医療機関については、9割以上の医療機関で合意に至りました。一方、民間医療機関については、30年度末までに具体的対応方針を協議することとされていましたが、30年度末時点で議論が開始されているのは、約6割となっています。

②意見発信の状況

[医療計画の見直し等に関する検討会]

医療計画は、医療機能の分化・連携の推進により、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とし、都道府県が策定する計画です。厚生労働省が開催する「医療計画の見直し等に関する検討会」は、医療計画の課題について整理し、基本方針や指標等の見直しについて検討することを目的に設置され、医療計画の一部である地域医療構想についても議論が行われています。

当協会からは、「調整会議における協議・検証に資する分析結果を提供いただいても、し

つかりと議論する機会・時間がなければ、結局、議論が形骸化する恐れがある。年1回しか開催されないような調整会議や事前に医療関係者を中心とする別の会議で具体的な議論を終えてしまうというケースもあると聞いている。厚生労働省におかれでは、「調整会議において実質的な議論が行われるよう働きかけていただきたい」と、地域医療構想調整会議において地域医療構想の実効性を担保できる議論が行われるよう発言しました。

【地域医療構想調整会議】

各構想区域の調整会議については、意見発信の機会を増やすため、調整会議への被用者保険者の参加率の向上を30年度のKPI（他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を79.8%以上とする。）として設定し、未参加の地域で調整会議への参加が進むよう都道府県に働きかけを行いました。その結果、30年度末で、346ある調整会議のうち199区域（被用者保険者全体では275区域）に参加し、参加率79.5%と概ねKPIを達成することができました。

また、各調整会議においては、「地域医療構想における必要病床数の策定に用いられた急性期の病床稼働率を大幅に下回る急性期の医療機関がある。医師や看護師等のマンパワー不足による影響が大きいのであればその対策が必要であり、そもそも病床が過剰なのであれば見直しが必要」など、医療データを活用しながら意見発信を行いました。

なお、30年度においては、全47支部でデータ分析に基づく意見発信を行うことをKPIとして設定していましたが、「議論に資するデータが調整会議に提出されない」、「医療関係者を中心とする別の会議で議論済の内容の報告に終始し調整会議では議論の余地が無い」など、調整会議における議論は停滞しました。このような状況においても、25支部はデータ分析に基づく意見発信を行いました。

【(図表4-86) 都道府県の各種審議会等への参画状況について(30年度末時点)】

内容	参画支部数	設置数
都道府県の医療計画策定に関する場への参画支部	33支部	47都道府県
都道府県全域の地域医療構想の議論の場への参画	37支部 (39都道府県)	47都道府県
構想区域ごとの地域医療構想調整会議への参画	47支部、199区域 (275区域)	346区域
都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参画支部	38支部	38都道府県
都道府県国民健康保険運営協議会	47支部	47都道府県

※()内は地域医療構想調整会議等への参画状況のうち健康保険組合連合会等を含む被用者保険としての参画数

【(図表 4-87) データに基づく意見発信の主な例 (抜粋)】

支部名	会議名	発言内容	活用したデータ
富山	高岡地域医療推進対策協議会・高岡地域医療構想調整会議・高岡地域医療と介護の体制整備に係る協議の場	<p>地域医療構想の策定時に、必要病床数の設定に用いた病床稼働率は、急性期が78%であったと記憶しているが、『県内病院・有床診療所の医療機能』の資料を見ると、各医療機関の病床稼働率において、この数値を大幅に下回る医療機関が見受けられる。医師や看護師のマンパワー不足による影響であればその対策が必要であり、そもそも病床が過剰なのであれば見直しが必要。県は稼働率の原因を把握し、必要な手当てあるいは働きかけを行うべき。</p> <p>また、実際の病床稼働率を組み合わせた定量的な基準を作成する等、本会議において議論が更に進むような対応をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県が調整会議に提出了した平成30年度富山県医療機能情報提供制度に係る報告の結果データ(各医療機関の病床稼働率) ●地域医療構想策定ガイドライン(必要病床数の算定時に用いた病床稼働率)
奈良	第1回東和構想区域 地域医療構想調整会議	<p>2017年病床機能報告によると、奈良や南和医療圏では2025年の医療需要にほぼマッチした病床数が見込まれるが、その他3医療圏の中でも特に東和医療圏については、高度急性期は118床、急性期は410床と過剰となっている。また、人口約203千人に対して、約60名の医師を有する急性期病院が3病院あり、他の医療圏と比較して過剰となっていることから、今後、事務局においては、適正な病床数となるように調整を進めていただきたい。</p> <p>2035年や2045年も展望して、将来の人口減少や疾病構造の変化にともなう医療ニーズに対応した医療提供体制を整えていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●病床機能報告

【研修会の実施】

地域の医療提供体制に係る効果的な意見発信を行うため、厚生労働省医政局から講師を招き、医療計画や地域医療構想、地域医療介護総合確保基金等に関する基礎的な事項や動向等について、全支部の担当者を招集して研修会を実施しました。

ii) 関係方面への主な意見発信について

①厚生労働省への要望

2025年には団塊の世代が全て75歳以上になるなど高齢化が進展する一方、支え手である現役世代の人口が急減していく中、持続可能な医療保険制度の構築のためには、医療保険制度のさらなる改革が必要です。

30年5月に被用者保険関係5団体（健康保険組合連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、当協会）から厚生労働大臣に対して、「世代間の給付と負担の公平性、納得性を高める観点から、後期高齢者の窓口負担についても、低所得者に配慮しつつ早急に原則2割とする方向で見直すべき」、「拠出金負担について、公費負担の拡充など、現行制度の見直しを含め、現役世代の負担を軽減し、保険者の健全な運営に資する措置を講じるべき」等を強く要望する旨の意見書を提出しました。

また、健康保険法等の改正に向け、30年9月に協会から厚生労働省に対して、給付の適正化や効率化等の観点から、「障害年金や老齢年金、労災給付を支給する際、支給済の傷病手当金がある場合にはその額を控除して支払い、控除分は傷病手当金を支給した医療保険者に支払う仕組みとすること」、「外国人の医療保険制度の不適切利用に係る対応状況を調査の上、海外療養費の見直し等の所要の措置を行うこと」等の健康保険制度の見直しに向けた要望を行いました。

②社会保障審議会医療保険部会

社会保障審議会医療保険部会では、新経済・財政再生計画改革工程表 2018、医療機関におけるオンライン資格確認等について議論が重ねられました。

協会からは、改革工程表に関する議論の中で、「後期高齢者の自己負担 2割への引き上げを図ると同時に、薬剤の自己負担も見直し、医療費の適正化を図っていくことが必要。さらに、将来を見据えた医療保険制度のあるべき姿についても議論すべき」等と発言しました。

また、オンライン資格確認について、「医療保険を含む医療分野での ICT 等の活用を図つていくのであれば、その理念や医療保険者や医療機関などの関係者の協力について、法的に整備すべき。」と発言しました。その結果、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に関係者の協力規定が盛り込まれました。

③中央社会保険医療協議会

中央社会保険医療協議会では、令和元年 10 月に予定されている消費税増税等に係る診療報酬上の対応について議論が行われました。30 年 12 月末に診療報酬改定率が政府・与党において決定され、診療報酬本体の改定率はプラス 0.41%、薬価等の改定率はマイナス 0.48%となりました。

また、医薬品・医療機器の費用対効果を評価し、薬価・材料価格に反映させるための仕組みである費用対効果評価の制度化に向けて議論が行われました。協会からは、「喫緊の課題は、公的分析班及び企業における評価体制の充実であると認識しており、現状では評価対応件数にも限界があることもあり、事務局におかれては、専門組織及び公的分析班の体制強化と人材育成などの具体的な充実策についての工程表の検討を早急に進めていただきたい。」等と発言しました。

(8) 医療データの分析等調査研究の推進

「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」では、「ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供」、「データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施」、「医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ」などのデータ分析に基づく具体的な施策を盛り込んでいます。

そのため、これまでに引き続き、協会の保険者機能強化・発揮に向けての知見強化として医療の質や適正化に関する研究等を推進しています。

i) 分析のための基盤強化

協会における健康・医療情報等の調査分析機能の強化及び研究活動に対して外部有識者から助言をいただくため、「健康・医療情報分析アドバイザー」として、引き続き8名の有識者と契約を締結しました。アドバイザーには、調査研究報告書の作成や調査研究フォーラムの開催にあたっての支援を受けたほか、支部における調査研究事業の実施にあたって助言等を受けています。

また、データ分析に基づく効果的な健診受診勧奨やジェネリック医薬品の使用促進を行うため、28年度から全国展開を進めている「GIS（地理情報システム）」について、新たに3支部で導入し、本部及び全支部で活用しています。また、29年度に作成した「簡易分析基礎ツール」に新たにGISを連動させ、集計結果を地図表示できるようツールの改修を行いました。3月に実施したGIS勉強会では、この新たなツールの使用方法を研修するとともに、先行してGISを活用している支部の事例を横展開し、GISの活用に役立てています。

その他、統計の基礎やSPSSの基本操作を学ぶためのオンライン研修を実施し、協会の医療費分析スキルの向上を図っています。

ii) 分析の推進

支部でのデータ分析を支援するため、各種ツールの開発を行っています。この一環として、協会のレセプトデータから、診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR²³）を計算し、支部別にグラフ化する「協会版SCR可視化ツール」を開発しました。ツール等を活用して分析を進める体制を本部に立ち上げ、本部及び支部において医療費分析を行うこととしました（保健事業に関するデータ分析ツールについては61頁（支部別スコアリングレポート等の活用について）参照）。

30年度は29年度からの継続事業も含め10支部で支部調査研究事業を実施しました（図表4-84の支部調査研究事業を参照）。協会が保有するレセプトデータや健診結果データ等を活用して調査分析を行い、それらの分析結果を保健事業等の取組に活かしています。

²³ SCRとは、ある診療行為のレセプトが全国の性年齢階級別の出現率と同じ割合でその地域に出現するとして期待数を計算し、実際のレセプト件数との比をレセプトの出現比として指標化したものです。指数が100より大きい場合、その診療行為が相対的に多くなされていることを表し、100より小さい場合少なくなっていることを表します。

【(図表 4-88) データ分析等に用いている各種ツールの概要と特徴】

	概要	特徴
GIS (地理情報システム)	位置に関する情報をもつたデータ（空間データ）を地図データ上に可視化して、情報の関係性、パターン、傾向をわかりやすい形で導き出すシステム	（受診勧奨） 健診未受診者の分布を地図上に表し、集団健診を実施する場所の検討に活用 （ジェネリック医薬品の使用促進） ジェネリック医薬品の使用割合を地図上に表し、使用割合の低い地域への訴求に活用
簡易分析基礎ツール	医療費の要因分解、ジェネリック医薬品の使用割合、健診受診率等に係る基礎的な集計を簡易に行うことができるツール	ツール上のボタンをクリックすることで、各種の基礎的な数値を集計できるツール
協会版 SCR 可視化ツール	協会のレセプトデータから計算したSCRを支部別にグラフ化するツール	地域差を確認したい診療行為を選択すると、支部別のSCRがグラフ化される。指数が100より大きい支部はその診療行為が相対的に多くなされていることを表し、100より小さい支部は少なくなっていることを表す

iii) 分析成果の発信

協会での調査研究の成果について、内外に広く情報発信することを目的として、26年度から調査研究フォーラムを開催しています。第5回目となる30年度は、「ジェネリック医薬品使用割合80%の達成に向けて」というテーマのもと30年5月に開催いたしました。フォーラムでは、ジェネリック医薬品使用割合80%の達成に向けて、専門家を交えたパネルディスカッションを行うとともに、4支部の分析結果等の口演を実施しました。加えて7件のポスター発表を行い、全国各地から約350名の参加がありました。

このほか、本部及び各支部で行った分析成果については、日本産業衛生学会や日本公衆衛生学会等の場で外部に発信しています。30年度は本部・支部で合計18件の学会発表を行いました。

また、30年11月には、「平成30年度協会けんぽ調査研究報告書」を発行し、14件の調査研究結果を掲載しました。調査研究報告書については、関係団体等へ配布したほか、ホームページにも掲載しています。

なお、30年度に開発した協会版SCR等を基に、疾病別、診療行為別の受診率や医療費について様々な切り口から地域差の分析を行い、令和元年度中に公表を行う予定です。

[(図表 4-89) 第5回協会けんぽ調査研究フォーラム]



[(図表 4-90) 30年度の学会発表の状況]

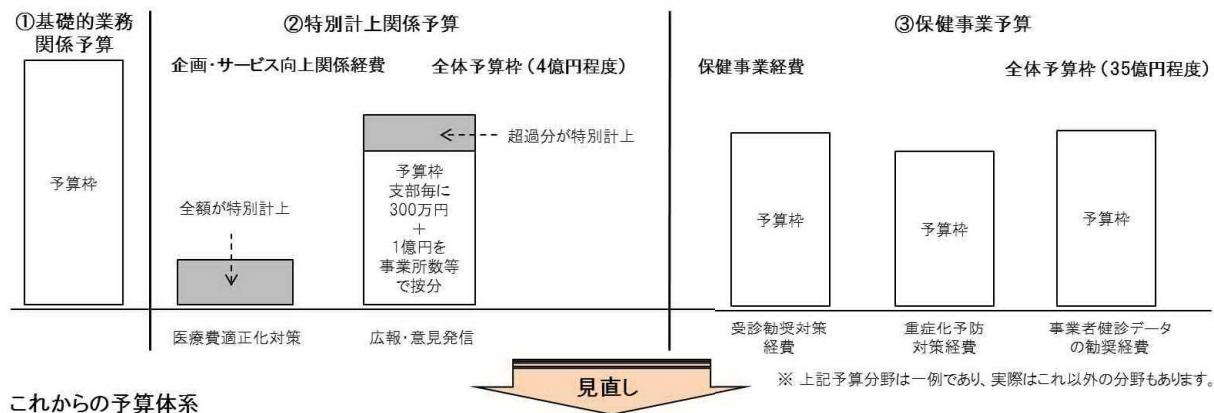
第91回日本産業衛生学会【H30.5.17~19】				
福岡	平成30年5月17日	ソーシャルマーケティングの手法を活用した肝炎ウイルス受検勧奨の効果	協会職員	口演
東京	平成30年5月18日	慢性腎臓病(CKD)と生活習慣	協会職員	口演
兵庫	平成30年5月18日	事業所におけるメンタルヘルス対策が従業員のメンタルヘルスに与える影響についての検討	協会職員	ポスター
福岡	平成30年5月18日	特定健診の受診通知の内容が受診行動に与える影響について	協会職員	口演
平成30年度日本産業衛生学会九州地方会学会【H30.6.29~30】				
福岡	平成30年6月29日	患者が思う「多剤」とは? 一服薬や多剤に関する意識調査—	協会職員	口演
第59回日本人間ドック学会【H30.8.30~31】				
福岡	平成30年8月30日	AI予測モデル(機械学習)を用いた特定健診対象者のグループ分けとグループごとの通知介入効果の検証	協会職員	口演
本部	平成30年8月31日	協会けんぽにおける 職域がん検診結果の地域差についての分析と考察	協会職員	ポスター
第24回日本薬剤疫学会【H30.10.13~14】				
静岡	平成30年10月13日	急性上気道炎外来患者における抗菌薬使用量サーベイランスによる地域比較と診療報酬改定の評価	協会職員	ポスター
第77回日本公衆衛生学会【30.10.24~26】				
愛知	平成30年10月24日	中小企業従業員の女性配偶者における特定健康診査受診要因に関する質的研究	共同研究者	ポスター
東京	平成30年10月25日	がん検診後の精密検査の早期受診は労務不能日数を短くする	協会職員	ポスター
富山	平成30年10月25日	5年間の生活習慣病予防健診情報を用いた動態的集団評価の試み	協会職員	ポスター
京都	平成30年10月25日	腎機能低下が年間医療費に与える影響: 健診受診者大規模データ解析	協会職員	口演
愛媛	平成30年10月25日	若年男性に対するウェブサイトと人的支援を併せた減量プログラムのプロセス評価	協会職員	ポスター
滋賀	平成30年10月26日	集団健診における受診率と地域性や経済的要因との関連性についての検討	協会職員	口演
第58回近畿産業衛生学会【30.11.10】				
和歌山	平成30年11月10日	集団減塩教室の参加者とその家族への効果について	協会職員	口演
第29回日本疫学会【H31.1.30~2.1】				
静岡	平成31年1月31日	認知症及び甲状腺機能低下症の鑑別実態とBPSDガイドラインを踏まえた処方動向における考察	協会職員	ポスター
福岡	平成31年1月31日	協会けんぽ被扶養者の特定健診受診格差は正を目的とした介入研究: 無作為化比較試験	共同研究者	ポスター
愛知	平成31年2月1日	特定保健指導対象者非該当を継続する被保険者における生活習慣病重症化の検証	協会職員	ポスター

(9) 支部保険者機能強化予算の創設

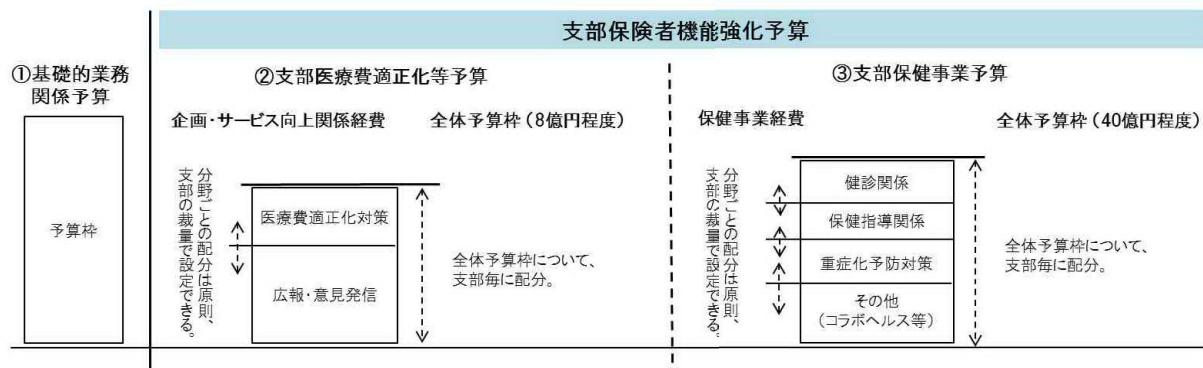
協会は47都道府県全てに支部を持ち、地域の実情に応じたきめ細やかな取組を展開できることが最大の強みと考えています。全国の47支部が地域性も踏まえた独自の取組を意欲的に行うことで、基盤的保険者機能や戦略的保険者機能を一層発揮できるよう、30年度には支部の予算体系の見直しと拡充を図り、支部保険者機能強化予算を創設しました（運用1年目にあたる令和元年度の予算の概要については、巻末の参考資料「平成31年度支部保険者機能強化予算について」を参照）。

【(図表4-91) 予算体系の見直しのイメージ】

これまでの予算体系



これからの予算体系



3. 組織体制関係

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

20年10月の協会発足の際、各支部には当時の申請書等の業務量に応じていわゆる「定員」を設定し人員配置を行いましたが、29年10月にその後の業務の質・量の変化に対応した標準人員を新たに定め、段階的に移行してきました。

30年10月には、標準人員を踏まえ、適材適所の人員配置や人材育成、組織の活性化を図るため、本部や支部間における全国規模の人事異動（255名）及び支（本）部内の配置換え（743名）を行いました。

標準人員については、業務処理等のあり方の見直しに伴う効率化の進展に応じて、今後も見直しを検討していきます。

また、運営方針の徹底や本部支部を通じた組織内の連携強化などを目的として全国支部長会議やブロック会議を開催し、意見交換を行いました。また、協会全体の業績向上や各支部間の事業進捗状況など、組織として抱える課題等について、本部役職員が各支部を訪問し、意見交換を行いました。

(2) 人事評価制度の適正な運用

職員の目標管理を明確にした人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図りました。

30年度は、グループ長補佐以上の階層別研修において、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを促しました。

(3) OJTを中心とした人材育成

基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくため、これらの機能を支える組織・運営体制を強化していくよう、協会では、日々の業務遂行を通じた職場における人材育成（OJT）を中心に、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を高めることに加え、組織として「現場で育てる」という組織風土の醸成を進めました。

本部においては、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、全階層の等級・役割に応じた階層別研修、業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得するための業務別研修及び階層や業務分野に関わらず職員として理解すべき知識等を習得するためのテーマ別研修を実施しました。加えて、職員の自己啓発支援として、通信教育講座の斡旋を実

施しました。また、戦略的保険者機能の更なる発揮のため、新たな人材育成の仕組みの導入に向け、情報収集をしました。

支部においては、7つの必須研修及び各支部の課題に応じた独自研修等を実施しました。

[階層別研修]

協会のミッションや協会を取り巻く環境、各階層に応じた期待する役割や必要な知識・能力・思考を習得できるよう、支部長研修、部長研修、グループ長研修、グループ長補佐研修、主任研修、スタッフ研修、一般職基礎研修、採用時研修、新入職員研修、新入職員フォローアップ研修の10講座を計16回、475名（29年度は計16回、552名）を対象に実施しました。

また、グループ長補佐研修と主任研修の受講者に対しては、集合研修を補完するものとしてオンライン研修を計6回、201名に実施しました。さらに、グループ長補佐研修の受講者には、今後の目標設定やスキルアップの参考としてももらえるよう、研修受講後の行動変容を周囲の職員に半年間観察してもらいその結果を研修受講者本人にフィードバックすることで客観的な視点で自己を振り返る多面観察を34名（各受講者につき観察者4名、計136名）に実施しました。

[業務別研修]

各業務の特性に応じた研修として、必要な知識の習得及びスキルアップを図ることができるよう、統計分析研修（集合研修）、統計分析研修（個別研修）、GIS実践研修、新規採用レセプト点検員研修、第2期データヘルス計画PDCA研修、保健師フォローアップ専門研修、保健師全国研修、保健師等ブロック研修の8講座を計24回、861名（29年度は、15講座で計35回、1,023名）を対象に実施しました。

[テーマ別研修]

ハラスメント事案が発生した際の管理職の役割や組織としての対応等を理解させる研修の1講座を2回、49名（29年度は2講座で計8回、101名）を対象に実施しました。

また、研修受講者を講師として、支部の管理職以上の職員及びハラスメント相談員に対して、伝達研修を全支部において実施しました。

[支部研修・自己啓発]

支部研修については、29年度の6研修（ハラスメント防止研修・情報セキュリティ研修・個人情報保護研修・コンプライアンス研修・メンタルヘルス研修・接遇研修）に加えて、30年度には全ての職員が共通の認識を持ち、OJTによる育成がより促進される組織風土の醸成を目的とした「OJT実践研修」の計7研修を必須研修とし、全職員に対して実施しました。また、各支部の課題に応じた独自研修を43支部において実施しました。

職員が自己啓発に取り組むための支援として実施している通信教育講座の斡旋については、推奨講座の追加、申込み方法の簡素化等の方策により、職員の受講意欲の向上を図り、544名の職員から申込みがありました（29年度の申込み者は487名）。